

平成26年度

包括外部監査結果報告書

「市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について」

高松市包括外部監査人

公認会計士 後藤 英之

平成26年度包括外部監査報告書

目次

第1	外部監査の概要	1
1.	外部監査の種類	1
2.	選択した特定の事件(監査のテーマ)	1
3.	監査対象年度	1
4.	監査対象部局	1
5.	監査の実施期間	1
6.	包括外部監査人及び補助者	1
7.	特定の事件(監査テーマ)を選定した理由	2
8.	包括外部監査の方法	3
9.	利害関係	3
10.	監査結果の記載方法	3
11.	その他	3
第2	外部監査の結果ー市税関連	4
1.	市税の概要	4
2.	法人市民税	17
3.	個人市民税	32
4.	固定資産税(土地)	40
5.	固定資産税(家屋)	68
6.	固定資産税(償却資産)	75
7.	事業所税	85
8.	市たばこ税	100
9.	軽自動車税	105
10.	収納・滞納整理事務	114
11.	税システムと情報セキュリティの確保について	127
第3	外部監査の結果ー使用料及び手数料関連	135
1.	使用料及び手数料関連	135

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について

3 監査対象年度

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日）

ただし、必要に応じて平成24年度以前及び平成26年度の事務も対象にした。

4 監査対象部局

部局	担当課等	主な監査項目
財政局	納税課	収納、滞納整理
	市民税課	法人市民税、個人市民税
	資産税課	固定資産税
総務局	情報政策課	税システム、情報セキュリティ
	人事課行政改革推進室	使用料及び手数料

5 監査の実施期間

平成26年4月1日から平成27年2月18日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 後藤英之

(2) 補助者

公認会計士 野村幸太郎

公認会計士 高橋大貴

公認会計士 黒川一也

公認会計士試験合格者 渡辺真二

公認会計士試験合格者 山本 想

7 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

高松市においては、事務事業の改革、資産・債務の改革、定員・給与・組織の改革等積極的に行財政改革を進めてきた。その結果、財政力指数、経常収支比率及び実質公債比率といった財政指標は下記の表 1-1 のとおり改善傾向を示しているが、経常収支比率は依然として警戒ラインと言われる 80%を超えているほか、財政力指数及び実質公債比率は類似団体平均に比べて高い水準となっている。児童扶養手当費や生活保護費のような扶助費等の義務的経費が今後増加すると見込まれることを考えると、財政は引き続き予断を許さない状況にあると言える。

（表 1-1：財政指標の推移/高松市 HP より）

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
財政力指数	0.853	0.843	0.825	0.804	0.799
（類似団体平均）	(0.84)	(0.81)	(0.78)	(0.77)	(-)
経常収支比率（%）	88.0	87.2	85.4	85.4	85.3
（類似団体平均）	(90.7)	(92.4)	(89.8)	(90.1)	(-)
実質公債比率（%）	14.1	13.3	11.9	10.9	10.0
（類似団体平均）	(10.4)	(10.1)	(9.8)	(9.2)	(-)

前述のとおり、扶助費等の義務的経費の増加が見込まれ、市の財政運営が厳しい折、収入を確保することはこれまで以上に強く求められていると考えられる。市税並びに使用料及び手数料の徴収事務を適切に行うとともに、債権管理の効率化を図り、その回収の実を図ることは、歳入を健全化させる大前提である。

したがって、高松市における市税並びに使用料及び手数料とこれに関連する債権の管理の実態を調査・分析して現状の把握に努め、外部の専門家の立場から問題点を指摘して具体的な改善方策を提言することが、包括外部監査制度の趣旨に適合し、有用であると考えた。

「第6次高松市行財政改革計画～持続可能な行政経営を目指して～」においても「行政運営の基盤となる健全財政の維持」が4つの重点的取組の1つとして取り上げられており、「受益者負担の適正化」、「収入増対策」、「債権回収の促進」、「税源涵養の取組」等が実施項目とされていることから、市の行財政改革の方向性にも即しており、有意義であると考えた。

8 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

ア 市税

- ・市税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているか
- ・市税の賦課及び徴収が効率的に行われているか
- ・市税の賦課及び徴収に関する事務事業が全ての納税者に対して公平に行われているか
- ・市税の滞納管理の手続が適切に行われているかどうか

イ 使用料及び手数料

- ・社会情勢の変化や、他自治体や民間事例等を踏まえて、適時に見直しが行われているか

(2) 主な監査手続

- ・関係部署からの説明聴取及び関係者に対する質問
- ・内部管理資料等の閲覧
- ・比率分析等の分析的手続
- ・関係帳票及び証拠書類との照合
- ・視察及び観察

9 利害関係

包括外部監査の対象にした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10 監査結果の記載方法

合規性に問題のあるもの、手続上の不備、誤謬、経済性・効率性・有効性の観点から著しい問題のある業務実施及び高松市の政策目的から著しく乖離した業務実施等については、【指摘】として記載した。また、経済性・効率性・有効性の観点から問題のあるもの、市民間の公平性に問題のあるもの及び高松市の政策目的と乖離していると思われるものなどについては【意見】として記載している。

11 その他

- ・この報告書上の団体・法人・個人名の記載方法等については、高松市情報公開条例及び高松市個人情報保護条例に従って判断している。
- ・この報告書内のデータについては、可能な限り出所を記載しているが、高松市から入手した資料については記載していない。
- ・数値については、単位未満を切捨てにより表示することもあり、表の合計欄の数値と、表の数値の合計は一致しない場合がある。

第2 外部監査の結果－市税関連

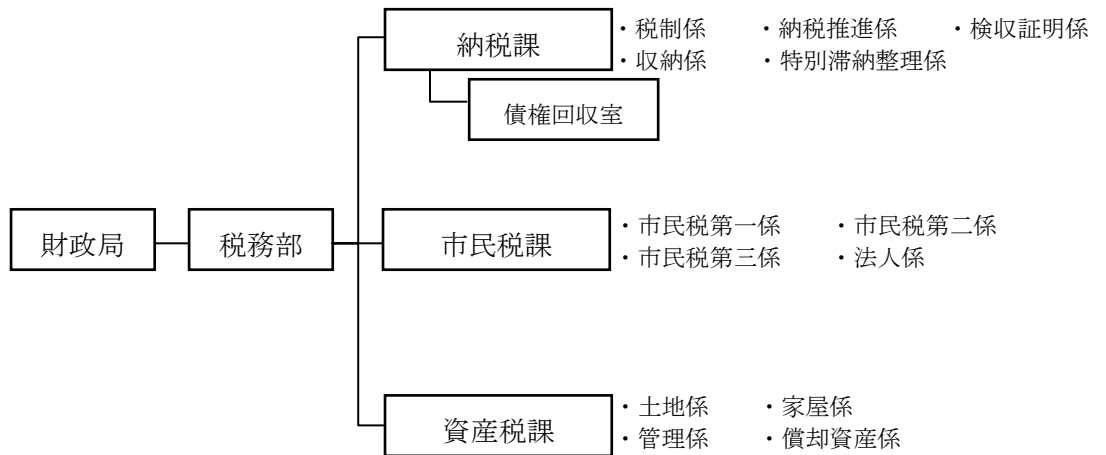
1 市税の概要

(1) 税務機構

ア 組織体制

平成26年4月1日時点における税務機構の組織体制は次のとおりである。

(図2-1-1：税務機構の組織体系)



イ 各課の事務分掌

税務部納税課、市民税課、資産税課の事務分掌は次のとおりである。

(表 2-1-1：税務部納税課の事務分掌)

課名	係名	事務分掌
納税課	税制係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課内庶務に関すること。 2. 税務関係予算・決算に関すること。 3. 税務関係条例・規則等の改廃に関すること。 4. 税に関する諸報告及び統計に関すること。 5. 税務関係物品収納に関すること。 6. 税務運営の調整に関すること。 7. 市税の歳入内訳に関すること。 8. 固定資産税評価審査委員会に関すること。 9. ふるさと納税に関すること。 10. 他課係に属さないこと。
	納税推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主納税の推進に関すること。 2. 窓口収納に関すること。 3. 収納金の払込に関すること。 4. 有価証券納付委託に関すること。 5. 口座振替に関すること。 6. 市税の督促状に関すること。 7. コールセンターに関すること。 8. 電算システムに関すること。 9. コンビニ収納に関すること。
	収納係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主納税の推進に関すること。 2. 滞納処分の執行及び執行停止に関すること。 3. 不納欠損に関すること。 4. 滞納者財産調査に関すること。
	特別滞納整理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主納税の推進に関すること。 2. 滞納処分の執行及び執行停止に関すること。 3. 差押分の換価（公売）に関すること。 4. 交付要求に関すること。 5. 香川滞納整理推進機構に関すること。
	検収証明係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 税関係の諸証明に関すること。 2. 過誤納金の還付及び充当に関すること。 3. 市税の収納消込みに関すること。
	債権回収室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他課からの移管を受けた債権の回収に関すること。 2. 他課の債権回収等業務に係る指導及び助言に関すること。 3. 収納対策の総括に関すること。

(表 2-1-2 : 税務部市民税課の事務分掌)

課名	係名	事務分掌
市民税課	市民税 第一係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市県民税（個人）の賦課及び調査に関すること。 2. 賦課資料の収集及び保管に関すること。 3. 徴収簿の作成及び納税通知書の発送に関すること。 4. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 5. 税務広報に関すること。 6. 市県民税（個人）の電算事務の統括に関すること。
	市民税 第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 特別徴収事務に関すること。 2. 給与支払報告に関すること。 3. 賦課資料の収集及び保管に関すること。 4. 市県民税（個人）の賦課及び調査に関すること。 5. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 6. 賦課庶務に関すること。
	市民税 第三係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市県民税（個人）の賦課及び調査に関すること。 2. 賦課資料の収集及び保管に関すること。 3. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 4. 公的年金等の入力事務に関すること。 5. eLTAX に関すること。 6. 農業所得に関すること。
	法人係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人市民税申告書の受付・審査及び更正に関すること。 2. 軽自動車税の賦課及び調査に関すること。 3. 市たばこ税申告書の受付・審査及び更正に関すること。 4. 入湯税申告書の受付・審査及び更正に関すること。 5. 事業所税申告書の受付・審査及び更正に関すること。 6. 納税通知書の発送に関すること。 7. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 8. 原動機付自転車の標識交付に関すること。 9. 自動車の臨時運行許可に関すること。

(表 2-1-3 : 税務部資産税課の事務分掌)

課名	係名	事務分掌
資産税課	土地係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税（土地）の評価及び賦課に関すること。 2. 路線価に関すること。 3. 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 4. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 5. 土地課税台帳及び名寄帳の保管並びに更正図の整備に関すること。 6. 異動処理に関すること。 7. 電算事務に関すること。
	家屋係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税（家屋）の評価及び賦課に関すること。 2. 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 3. 異議申立て及び減免申請の審査に関すること。 4. 家屋課税台帳及び名寄帳の保管に関すること。 5. 異動処理に関すること。
	管理係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 課内庶務に関すること。 2. 特別土地保有税の申告納付及び賦課に関すること。 3. 土地・家屋課税台帳の閲覧に関すること。 4. 土地・家屋縦覧帳簿の縦覧に関すること。 5. 宛名異動処理に関すること。 6. 交付金に関すること。
	償却資産係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 固定資産税（償却資産）の評価及び賦課に関すること。 2. 納税通知書の発送及び公示送達に関すること。 3. 申告指導、異議申立て及び減免申請の審査に関すること。

ウ 税務職員数

平成 26 年 4 月 1 日時点における税務機構の人員数は、次のとおりである。

(表 2-1-4：税務部納税課の職員数)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	主任主事	主事	計	
人	納税課	(※2)	人	3	税制係	人 係長 1 主査 1	人 1	人 3 (3)	人 6 (3)
					納税推進係	人 係長 1 副主幹 1 主査 2	人 1		人 5
					収納係	人 係長 1 副主幹 1 主査 2 (1)	人 5	人 5 (3)	人 14 (4)
					特別滞納整理係	人 係長 1 主査 1 (1)	人 2	人 1 (1)	人 5 (2)
					検収証明係	人 係長 1 (1) 副主幹 1 (1) 主査 1 (1)	人 3 (1)	人 2 (1)	人 8 (5)
	室長 1	室長補佐 1	債権回収室	副主幹 2			人 2 (2)	人 4 (2)	
1	計	1	4	計	17 (5)	12 (1)	13 (10)	42 (16)	
合計								48 (16)	

※1 () 内は、女性職員の内数

※2 納税課長は部長が兼務

(表 2-1-5：税務部市民税課の職員数)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	主任主事	主事	計	
人	市民税課	課長 1	人	2	市民税第一係	人 係長 1 主査 1	人 1	人 5 (3)	人 8 (3)
					市民税第二係	人 係長 1	人 7 (4)	人 1 (1)	人 9 (5)
					市民税第三係	人 係長 1	人 5 (2)	人 1 (1)	人 7 (3)
					法人係	人 係長 1 (1)	人 5	人 4 (3)	人 10 (4)
	計	1	2	計	5 (1)	18 (6)	11 (8)	34 (15)	
合計								37 (15)	

※ () 内は、女性職員の内数

(表 2-1-6 : 税務部資産税課の職員数)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	主任主事	主任技師	主事	計
人	資産税課	課長 1	人 2	土地係	係長 1 主査 2	5 (3)	1 (1)	5 (3)	14 (7)
家屋係				係長 1 副主幹 1 主査 1	10 (1)		4 (3)	17 (4)	
管理係				係長 1 主査 1			1 (1)	3 (1)	
償却資産係				係長 1 副主幹 1	1		1 (1)	4 (1)	
	計	1	2	計	10	16 (4)	1 (1)	11 (8)	38 (13)
合計									41 (13)

※1 () 内は、女性職員の内数

※2 再任用職員含む

(表 2-1-7 : 税務部の職位別職員数)

部長	課名	課長	課長補佐	係名	係長	主任主事	主任技師	主事	計
1	合計	3	8	合計	32 (6)	46 (11)	1 (1)	35 (26)	114 (44)

※1 () 内は、女性職員の内数

※2 再任用職員含む

(表 2-1-8 : 税務部の課別職員数)

部署	職員数
納税課	48 (16) 人
市民税課	37 (15) 人
資産税課	41 (13) 人
税務部計	126 (44) 人

※1 () 内は、女性職員の内数

※2 再任用職員含む

エ 税務職員平均年齢等調

平成 26 年 4 月 1 日時点における税務職員の平均年齢等調は、以下のとおりである。

(表 2-1-9：年齢別職員数)

区分	20 歳未満	20 歳以上 30 歳未満	30 歳以上 40 歳未満	40 歳以上 50 歳未満	50 歳以上	平均年齢
	人	人	人	人	人	歳
納税課	0	13	8	12	13	40.5
市民税課	0	6	14	9	7	38.8
資産税課	0	11	8	13	8	40.0
計	0	30	30	34	28	39.8

※ 再任用職員除く

上記表のとおり、各課ともそれぞれの年代の職員が概ね同様の割合で在籍している。

(表 2-1-10：税務事務経験年数別職員数)

区分	1 年未満	1 年以上 3 年未満	3 年以上 5 年未満	5 年以上 8 年未満	8 年以上 10 年未満	10 年以上	平均年数
	人	人	人	人	人	人	年
納税課	7	15	10	7	1	6	4.5
市民税課	5	11	7	8	2	3	3.8
資産税課	5	13	7	8	2	5	4.4
計	17	39	24	23	5	14	4.3

※ 再任用職員除く

上記のとおり、税務事務経験年数は納税課 4.5 年、市民税課 3.8 年、資産税課 4.4 年となっている。経験年数が比較的浅い 3 年未満の職員が全体の 46%を占めていることが分かる。

(2) 高松市の課税別調定額

ア 平成 25 年度一般会計歳入決算額

高松市における平成 25 年度の一般会計歳入決算額の内訳は次のとおりとなっている。

(表 2-1-11 : 平成 25 年度一般会計歳入決算額)

(単位：百万円)

款 名		決算額	構成比
1	市 税	62,622	40.0%
2	地 方 譲 与 税	1,006	0.7%
3	利 子 割 交 付 金	219	0.1%
4	配 当 割 交 付 金	332	0.2%
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	503	0.3%
6	地 方 消 費 税 交 付 金	4,466	2.9%
7	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	33	0.0%
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	290	0.2%
9	国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	0	0.0%
10	地 方 特 例 交 付 金	211	0.1%
11	地 方 交 付 税	19,363	12.4%
12	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	114	0.1%
13	分 担 金 及 び 負 担 金	2,417	1.6%
14	使 用 料 及 び 手 数 料	3,693	2.4%
15	国 庫 支 出 金	24,616	15.7%
16	県 支 出 金	7,961	5.1%
17	財 産 収 入	163	0.1%
18	寄 附 金	32	0.0%
19	繰 入 金	2,561	1.6%
20	繰 越 金	4,325	2.8%
21	諸 収 入	5,369	3.4%
22	市 債	16,077	10.3%
合 計		156,382	100.0%

上記表のとおり、平成 25 年度においては、62,622 百万円 (40.0%) が市税収入となっており、一般会計歳入決算額合計 156,382 百万円のうち、最も高い割合を占めることが分かる。

イ 市税の税目別決算額

高松市における平成 25 年度の市税の調定額及び収入額（決算額）の内訳は次のとおりとなっている。

調定とは、地方公共団体の長が、歳入の所属年度・歳入科目・納入金額・納入義務者・納期限などを調査・決定することをいう。こうして、調定が行われた後、納入義務者に対して納入の請求通知を行い、納入義務者から債務の履行がなされれば、歳入の収納に至ることとなる。

（表 2-1-12：平成 25 年度市税調定額及び収入額の税目別内訳）

（単位：百万円）

税 目	調定額			収入額			収納率 (B/A) %
	現年課税分	滞納繰越分	計 (A)	現年課税分	滞納繰越分	計 (B)	
個人市民税	22,195	1,174	23,369	21,894	354	22,248	95.2%
法人市民税	8,920	91	9,012	8,898	17	8,915	98.9%
固定資産税	24,919	1,764	26,684	24,568	376	24,945	93.5%
国有資産等所在 市町村交付金	250	0	250	250	0	250	100.0%
軽自動車税	852	64	917	833	14	848	92.4%
市たばこ税	3,310	0	3,310	3,310	0	3,310	100.0%
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0.0%
入湯税	13	1	15	13	0	13	88.5%
事業所税	2,088	14	2,103	2,079	10	2,089	99.3%
合 計	62,552	3,112	65,665	61,848	773	62,622	95.4%

上記表のとおり、平成 25 年の調定額は現年課税分と滞納繰越分を合わせて 65,665 百万円となっており、この内 62,622 百万円が収納された。

なお、収納されなかった市税は、3,043 百万円であるが、この内 283 百万円は収納不能と認定されて不納欠損処理され、残りの 2,759 百万円が次年度以降に収納するべく繰り越されている。

ウ 過去 5 年間の調定額の推移

高松市における過去 5 年間の市税の税目別調定額は次の表のとおりとなっている。

(表 2-1-13 : 高松市の過去 5 年間の調定額の推移)

(単位 : 百万円)

税目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個人市民税	24,504	23,182	22,765	24,922	23,369
法人市民税	8,813	8,627	9,353	8,921	9,012
固定資産税	29,426	29,299	28,974	27,128	26,684
国有資産等所在 市町村交付金	301	288	287	251	250
軽自動車税	845	863	879	895	917
市たばこ税	2,543	2,625	2,974	2,960	3,310
特別土地保有税	0	0	0	0	0
入湯税	13	14	15	16	15
事業所税	1,790	1,795	1,984	2,203	2,103
調定総額	68,238	66,698	67,235	67,301	65,665

上記のとおり、高松市の調定総額は減少傾向にある。平成 21 年度調定額と平成 25 年度調定総額を比較すると、減少額は 2,573 百万円であり、減少割合は 3.8%程度となっている。税目別で見た場合、固定資産税調定額の減少 (2,741 百万円) と個人市民税調定額の減少 (1,135 百万円) が大きな要因となっていることが分かる。固定資産税調定額の減少は土地の時価下落と、家屋の評価替えの減耗による評価額の減少が主な要因である。また、個人市民税調定額の減少は市民一人当たりの平均収入額の減少に加え、市民数が減少していることが主な要因である。

エ 他の中核都市との比較

平成 25 年度の市税の調定額と収入額について、中核都市と比較した表は次のとおりである。

(表 2-1-14 : 市税調定額及び収入額の中核都市との比較)

市名	調定額		収入額		収納率	
	金額 (百万円)	順位	金額 (百万円)	順位	率 (%)	順位
船橋	99,919	1	94,637	1	94.71	18
姫路	99,111	2	93,271	2	94.11	24
宇都宮	95,708	3	89,253	3	93.26	31
鹿児島	90,079	4	84,809	5	94.15	23
豊田	89,442	5	86,868	4	97.12	4
西宮	87,320	6	83,008	6	95.06	14
金沢	83,250	7	77,843	8	93.51	29
倉敷	83,165	8	78,916	7	94.89	15
尼崎	83,039	9	76,679	9	92.34	39

市名	調定額		収入額		収納率	
	金額（百万円）	順位	金額（百万円）	順位	率（％）	順位
東大阪	79,041	10	75,270	11	95.23	12
大分	77,556	11	75,729	10	97.64	1
福山	75,584	12	72,787	12	96.3	6
富山	74,975	13	69,760	13	93.04	33
岐阜	71,790	14	64,977	17	90.51	42
松山	70,199	15	66,794	14	95.15	13
豊中	69,460	16	65,090	15	93.71	27
岡崎	68,263	17	65,058	16	95.31	10
豊橋	66,995	18	62,155	20	92.77	34
柏	66,886	19	62,879	18	94.01	25
高松	65,665	20	62,622	19	95.37	9
横須賀	64,827	21	60,721	21	93.67	28
高崎	62,351	22	58,298	22	93.5	30
和歌山	60,833	23	57,978	23	95.31	10
長野	59,628	24	57,513	24	96.45	5
川越	58,319	25	54,912	25	94.16	22
長崎	56,215	26	53,298	26	94.81	16
奈良	55,067	27	51,066	29	92.73	35
宮崎	54,562	28	51,206	28	93.85	26
前橋	53,693	29	52,225	27	97.27	3
大津	51,647	30	48,931	31	94.74	17
いわき	50,891	31	47,124	32	92.6	37
高槻	50,804	32	49,449	30	97.33	2
郡山	48,900	33	45,510	33	93.07	32
秋田	47,175	34	43,704	35	92.64	36
高知	46,428	35	43,850	34	94.45	19
那覇	44,967	36	43,011	36	95.65	7
盛岡	44,509	37	41,983	37	94.32	20
旭川	43,299	38	39,497	39	91.22	41
久留米	42,042	39	39,615	38	94.23	21
青森	38,903	40	35,812	40	92.06	40
下関	35,322	41	33,705	41	95.42	8
函館	35,139	42	32,494	42	92.47	38

（倉敷市「市税概要（平成26年度版）」より）

上記表のとおり、高松市と他の中核都市41市との比較において、調定額では20位、収入額は19位と中ほどに位置しており、収納率は9位と上位に位置していることが分かる。

高松市の収納率は、過去5年間以下のように推移しており、平成22年度以降継続して改善している状況にあることが分かる。改善要因には、平成23年に設置したコールセンターによる納税者への積極的呼びかけ、毎年の財産調査の件数拡大等の強化、平成25年から開始したコンビニ収納による納税環境の整備が主な要因として挙げられる。

(表 2-1-15 : 高松市の過去 5 年間の収納率の推移)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
収納率	93.4%	93.6%	93.9%	94.5%	95.4%
収納率改善ポイント (対前年度)	△0.1%	+0.2%	+0.3%	+0.6%	+0.9%

(3) 徴税コスト

ア 徴税コストの推移

高松市の徴税コストに関する過去 5 年間の推移は次のとおりである。

(表 2-1-16 : 高松市の徴税コストの推移)

(単位 : 百万円)

年度		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
区分	市税 (A)	63,716	62,408	63,130	63,614	62,622
	個人県民税	14,986	14,197	13,749	15,264	14,394
	合計 (B)	78,702	76,605	76,880	78,879	77,016
徴税費	人件費 (C)	917	900	902	924	881
	物件費	168	253	161	139	254
	報奨金等	0	0	0	0	0
	その他	10	18	15	13	16
	合計 (D)	1,096	1,173	1,080	1,078	1,153
県民税徴収取扱費 (E)		678	669	608	611	604
市税徴収に係る経費 (F) = (D) - (E)		418	503	471	466	549
税収入額 に対する 徴税費の 割合	(D) / (B)	1.4%	1.5%	1.4%	1.4%	1.5%
	(F) / (A)	0.7%	0.8%	0.7%	0.7%	0.9%
徴税職員数 (G) ※		122 人	121 人	119 人	126 人	124 人
職員 1 人当たり人件費 (C) / (G) (単位 : 千円)		7,520	7,440	7,586	7,339	7,110

※ 徴税職員数は再任用職員含む

上記表のとおり、高松市の平成 25 年度における税収入額に対する徴税費の割合は、県民税徴収取扱費控除後で 0.9%となっている。これは、税収入額 1,000 円あたり 9 円程度徴税に関するコストが発生しているということである。

平成 22 年度及び平成 25 年度の税収入額に対する徴税費の割合（県民税徴収取扱費控除後）はそれぞれ 0.8%、0.9%と他の年度に比較して高くなっている理由は、物件費の増

加にある。これは、翌年度の固定資産税評価額の評価替えに向けた準備作業等に関する外部委託費用の増加によるものである。

また、平成 25 年度の職員 1 人当たり人件費が過去 4 年間で比べ減少している要因は、厳しい財政状況を踏まえ、平成 25 年 7 月から平成 26 年 6 月までの間において実施された職員の給料の減額措置によるものである。

イ 他の中核都市との比較

徴税コストについて、他の中核都市と比較した表は次のとおりである。なお、高松市と概ね同様の水準の調定額である中核都市を選定した。

(表 2-1-17：徴税コストの他の中核都市との比較)

(単位：百万円)

自治体名		高松市	豊橋市	岡崎市	高崎市	和歌山市
区分						
税収入額	市税 (A)	62,622	62,155	65,058	58,298	56,854
	個人県民税	14,394	14,233	16,433	12,756	11,763
	合計 (B)	77,016	76,389	81,491	71,055	68,617
徴税費	人件費 (C)	881	793	654	1,063	938
	物件費	254	217	524	214	449
	報奨金等	0	0	36	0	0
	その他	16	16	10	12	72
	合計 (D)	1,153	1,026	1,189	1,290	1,461
県民税徴収取扱費 (E)		604	550	588	522	471
市税徴収に係る経費 (F) = (D) - (E)		549	476	600	767	990
税収入額 に対する 徴税費の 割合	(D) / (B)	1.5%	1.3%	1.5%	1.8%	2.1%
	(F) / (A)	0.9%	0.8%	0.9%	1.3%	1.7%
徴税職員数		※ 124 人	116 人	103 人	180 人	138 人

(他市の徴税コストについては各団体「市税概要」より)

(和歌山市については平成 25 年度 (見込))

※ 徴税職員数は再任用職員含む

上記表のとおり、高松市の平成 25 年度の税収入額に対する徴税費の割合は、豊橋市、岡崎市と比較した場合、同程度の水準にあり、高崎市、和歌山市と比較した場合、低い水準であることが分かる。

2 法人市民税

(1) 法人市民税の概要

ア 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

法人市民税は、市内に事務所、事業所又は寮などを有する法人に課税される市町村民税である。法人市民税は、申告納税方式であるため、納税義務者が自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税する。

(イ) 課税対象

法人市民税は、「法人税割額」と「均等割額」の2つからなり、「法人税割額」は法人の所得部分、「均等割額」は法人の資本金及び従業員数といった企業規模に対して課税を行うものである。

(ウ) 納税義務者

法人市民税については、原則として下記に該当する法人が納税義務者となる。

- a 高松市内に事務所又は事業所を有する法人
- b 高松市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で高松市内に事務所又は事業所を有しないもの
- c 市内に事務所、事業所等を有する公益法人等又は法人でない社団等

納税管理人を別途定めた場合

上記納税義務者のうち、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に市長に申告し、又は市外に住所等を有する者のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有する者を納税管理人として定めることについて同日から10日以内に市長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他申告し、又は申請した事項に異動を生じた場合においても同様とし、その申告又は申請の期限は、当該異動を生じた日から10日を経過した日とする。

(エ) 非課税制度

高松市内に事業所等が存在し、上記の納税義務者に該当していても、次に掲げる者に対しては、市町村民税の均等割を課することができない旨が地方税法に定められている。ただし、下記bに掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

- a 国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特例区、地方独立行政法人、港湾法の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
- b 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第64条第4項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与

に関する法律第 2 条第 5 項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会（医療法第 31 条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第 2 条第 1 項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第 7 条の 2 第 1 項に規定する法人である政党等

(表 2-2-1：納税義務者と納める税額の対応表)

納税義務者		納める税額	
		法人税割額	均等割額
市内に事務所又は事業所を有する法人		○	○
市内に事務所や事業所は有しないが、寮や保養所を有する法人		×	○
市内に事務所、事業所等を有する公益法人等又は法人でない社団等	収益事業を行う	○	○
	収益事業を行わない	×	○

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

「法人税割額」及び「均等割額」の税額計算は下記のとおりである。

a 法人税割額

会社の利益に応じてかかる税額部分であり、国税に申告した法人税額を課税標準とし、各市町村で定めた税率を乗じて計算する。高松市であれば平成 26 年 9 月 30 日以前に事業年度を開始した場合、税率を 14.7%として計算する。また、税制改正により平成 26 年 10 月 1 日以降開始の事業年度からは税率を 12.1%として計算する。

b 均等割額

会社の利益に関係なくかかる税額部分であり、資本等の金額と従業員数により税額が決定する。均等割額については法人税割額と異なり、税額算定のための計算を必要としない。詳細な税金額については表 2-2-2 を参照。

(表 2-2-2: 税率一覧)

均等割額			法人税割額	
資本金等の額	従業員数		平成 26 年度 9 月 30 日以前 開始事業年度	平成 26 年度 10 月 1 日以 降開始事業 年度から
	50 人以下	50 人を超える		
50 億円を超える法人		360 万円	14.7%	12.1%
10 億円を超え 50 億円 以下の法人	49 万 2 千円	210 万円		
1 億円を超え 10 億円 以下の法人	19 万 2 千円	48 万円		
1 千万円を超え 1 億 円以下の法人	15 万 6 千円	18 万円		
1 千万円以下の法人	6 万円	14 万 4 千円		
上記以外の法人など	6 万円			

(イ) 減免制度

地方税法第 323 条において、市町村民税については「市町村民長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。」と定めている。

また、高松市においては、次に掲げる法人のうち、収益事業を行わない場合、申請により減免を受けることができるものとしている。

- ・ 法人税法第 2 条第 5 号の公共法人又は同条第 6 号の公益法人等
- ・ 防災街区整備事業組合
- ・ 管理組合法人及び団地管理組合法人
- ・ マンション建替組合
- ・ 地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人

なお、市民税の減免を受けようとする者は、減免の対象となる事由が発生した日以後に最初に到来する納期限前 7 日まで（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日まで）に、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要があると特に認めた場合は、この限りでない。

ウ 申告納税制度

法人市民税については、申告納税制度が採られており、納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、その申告した税金を納付することが求められている。主な申告の種類としては「確定申告」「中間申告」「修正申告」がある。

(ア) 確定申告

法人税法の規定によって、法人税の確定申告書（一般の確定申告書及び退職年金積立金に係る確定申告書）を提出する義務のある法人は、その申告書の提出期限までに、法人税割額、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市町村長に提出し、その申告した税額（すでに納付の確定した税額を除く。）を納付しなければならない。

(イ) 中間申告

法人税法の規定によって、法人税の中間申告書を提出する義務のある法人は、当該申告書の提出期限までに、法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（仮決算による中間申告以外の場合には、前事業年度の法人税割額の2分の1）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書を、市町村長に提出し、その申告した税額を納付しなければならない。

なお、法人税法第71条第1項ただし書の規定により中間納付額が10万円以下であるため法人税の中間申告書の提出を要しない法人については、法人市民税についても中間申告及びこれに基づく納税を要しない。

(ウ) 修正申告

上記の申告書を提出した法人又は更正、決定を受けた法人は、次の場合には遅滞なく、課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、増加した税額を納付しなければならない。

- a 申告書等に記載した税額に不足額があるとき
- b 申告書に税額を記載しなかった場合又は税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき税額があるとき

エ 調定額等の推移

法人市民税の調定額等の推移は以下のとおりである。

(表 2-2-3：法人市民税調定額等の推移)

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	8,813	8,627	9,353	8,921	9,012
収入済額	8,659	8,488	9,218	8,891	8,915
不納欠損額	25	14	28	15	17
収入未済額	129	124	106	86	78
収納率	98.3%	98.4%	98.6%	98.9%	98.9%

オ 組織体制

平成 26 年度時点においては、市民税課法人係が、非常勤職員 2 人を含む 5 人で調定事務業務を行っている。

(2) 事務手続の概要

法人市民税の調定事務業務については市民税課法人係が担当している。法人市民税の調定事務業務に係る主な事務手続は以下のとおりである。

ア 課税対象の特定

法人市民税については、課税対象となる法人等を特定するために、以下の業務を行っている。

(ア) 法人新設（開設）申告書の受付及び登録

高松市内で新規に法人を設立した法人については、高松市への新設申告書の提出が義務付けられている。高松市の市民税課法人係では、当該申告書の提出を受け付け、法人市民税システムへの登録が行われる。

また、既に高松市外で法人を設立している場合においても、新たに高松市内に事務所又は事業所を開設する場合には、高松市への開設申告書の提出が義務付けられている。開設申告書についても、新設申告書と同様に、市民税課法人係で提出を受け付け、法人市民税システム上に登録される。

高松市では、当該申告書に基づき法人市民税システムへの法人を登録することで、法人市民税の課税対象となる法人の名称、住所等を把握する。

(イ) 法人異動届出書の受付及び登録

高松市に登録のある法人について、本店所在地の変更、名称変更、事業年度変更、事務所等の移転、廃止、休業、解散、合併など、法人内容について異動があった場合は、遅滞なくこの届出書を提出しなければならない。

高松市では、法人新設・開設申告書と同様に、市民税課法人係で当該届出を受け付け、法人市民税システムへ登録を行う。これにより、高松市では登録されている法人の市内及び市外への住所変更や廃業等を認識する。

(ウ) 減免申請書の受付及び登録

減免の対象となる法人は、原則として減免の対象となる事由が発生した日以後に最初に到来する納期限前 7 日までに減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

高松市では、市民税課法人係で当該減免申請書等を受け付け、減免対象法人として所定の記録簿に記録している。

(エ) 未申告法人への催告書発送

上記の届出等により、法人市民税システムへの登録のある法人等について、申告期限 2 か月を経過し、申告書未提出の法人に対して、法人市民税システムより自動で「催告書」及び「未申告法人調査票」が出力され、当該調査票へ催告書の発送の有無及び

発送日、返戻の有無を記録する。

なお、当該未申告先のうち、公用請求により、登記上既に破産や解散等が確認された法人については催告書の発送先から除外し、法人市民税システム上も解散法人等として登録を行う。また、減免申請のある法人についても、未申告法人として催告書が出力されるため、減免対象先の記録簿と照合し、発送先から除外している。

(オ) 未登録法人の調査

法人市民税については申告納税方式により課税徴収が行われるため、法人からの法人新設・開設申告書の届出がない場合、本来、法人市民税システム上登録されるべき法人が未登録となってしまう。法人市民税システム上未登録となった法人については、課税対象として認識されないため、課税漏れとなる可能性がある。

高松市では、このような未登録法人に対して、高松市への登録を促すために、経済誌等により未登録となっている法人を特定し、閑散期(例年 11 月頃)に現地調査を行い、営業が確認された法人に対し、法人新設・開設申告書を送付し、高松市へ登録を指導している。

また、香川県県税事務所より毎月交付される申告データと、法人市民税システムに登録されている法人等情報との照合を行う。高松市の法人市民税システムに登録がない法人については、新設・開設申告書及び法人市民税申告書を送付し、高松市への登録・申告を指導している。

イ 法人市民税の調定手続

(ア) 申告書の発送

高松市の法人市民税システムに登録のある法人等について、決算月の翌月 20 日以内に納付書付申告書を送付する。

(イ) 申告書の受付に係る事務処理

市民税課法人係では、法人等から申告書の提出を受け、以下の手続を行う。

a 申告書受付

紙媒体の申告書で受け付ける場合、法人から郵送、持参された申告書に高松市受付印を押印し、申告書の原本を受領するとともに、控えの申告書を返却する。電子媒体(eLTAX)での申告の場合、電子端末から申告書をプリントアウトし、紙媒体の申告書とあわせて管理する。

b 申告書の法人番号チェック

申告書記載の法人名を法人市民税システム上で確認し、法人番号を申告書に記載し、内容を審査した上で、通し番号をナンバリングし、申告書の束にまとめる。当該申告書は、翌日高松市と契約した業者のもとでパンチング(申告書内容のシステム入力)が行われる。

その際、申告書の内容に疑義のある場合は、提出元に確認し、法人名称や法人住所等の変更などがあれば、異動届出書の提出を指導する。

c 調定締め

法人市民税システムに入力された申告内容と、紙媒体の申告書（eLTAX 分については紙に出力した申告書）と照合する。申告日付、中間申告の要否、調定額を突合し、取り込みデータに誤りがあれば修正し登録する。その後、エラーがないことを市民税課法人係の担当者が複数人でチェックし、調定締めを行う。

(ウ) 減免に係る事務処理

法人市民税では、上記記載の減免が認められているため、以下の事務手続により減免処理が行われる。

a 新規減免申請書の受付

新規減免申請法人から新規減免申請書を申請期間内に郵送又は持参で受け付ける。新規減免申請の際に必要な書類は以下のとおりである。

- ・法人市民税減免申請書
- ・均等割申告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書

b 新規減免申請の承認

減免について必要となる書類の確認と、減免の要件を満たしていることを確認の上、課長の承認決裁をとり、減免申請法人へ「法人市民税減免承認通知書」を送付する。

c 新規減免申請承認先の記録

市民税課担当者は、減免申請承認のあった法人等について「平成〇〇年度新規減免団体一覧」に記録する。

d 継続減免先への継続減免手続の案内・受付

過年度減免申請の承認を得ている法人については、毎年3月下旬に「法人市民税継続減免届出書」とともに、継続減免手続の案内を送付する。

e 継続減免申請の受付

継続減免申請法人から「法人市民税継続減免届出書」を郵送又は持参で受け付ける。継続減免申請先については新規減免法人と異なり、「法人市民税継続減免届出書」のみの提出でよいこととなっている。

f 継続減免申請の承認決裁

継続減免については、提出期限後にまとめて課長決裁をとる。

なお、継続減免先については、平成25年度までは承認決裁によるのみであり「法人市民税減免承認通知書」は送付しない運用となっていたが、平成26年度からは承認決裁後、「法人市民税減免承認通知書」を送付している。

g 継続減免申請承認先の記録

市民税課担当者は、継続減免申請承認のあった法人等について「平成〇〇年度法人市民税継続減免一覧」に記録し保管する。

(エ) 更正の有無の確認

法人市民税のうち、法人税割額については法人税法上に規定される法人税額が課税標準となるため、国税の申告額が更正等により変更された場合、法人市民税についても税額が変動する。そのため、高松市ではこのような税額の変動に対して以下のような業務により更正等の有無を確認している。

a 香川県県税事務所からの通知内容との照合

法人県民税のうち、法人税割額は、法人市民税と同様に法人税法上規定されている法人税額が課税標準となる。そのため高松市では、毎月香川県県税事務所から申告書データを入力し、法人市民税システムに登録されている申告書内容と照合することで、市への申告書の内容が適切であることを検証している。

b 更正内容の入力

香川県県税事務所から入手した申告書データと照合した結果、高松市において更正が必要となるものについては、法人市民税システム上、更正内容を反映させる。

c 通知書の送付

更正内容を入力後、出力された通知書を再度香川県県税事務所等からの通知と照合する。通知書は決裁書と同時に出力され、増額分については納付書も出力される。減額分は還付口座連絡票を確認する。出力した通知書等については、更正処理一覧表、更正決議書、香川県県税事務所等からの通知書と併せて決裁をとり、決裁後に通知書と納付書を送付する。減額分については通知書のみを送付する。

(3) 監査手続と監査結果

法人市民税の概要や高松市の事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 納税義務者から提出される紙媒体の申告書が、法人市民税システムへ正確に登録されていることを確認するため、任意の件数について平成 25 年度の申告書（原本）と法人市民税システムの登録内容を照合した。
- (イ) 未申告法人への催告書の発送実績及び催告書発送後の高松市への申告状況を把握するため、担当者にヒアリングを行うとともに未申告法人調査票を閲覧した。
- (ウ) 現地調査先の選定方法及び現地調査方法並びに調査後の指導実績を把握するために、担当者にヒアリングを行うとともに現地調査票をまとめたファイルを閲覧した。
- (エ) 開設法人の法人市民税システムへの登録状況を把握するため、高松市内の任意の大型商業施設内のテナントについて、ホームページ情報から法人情報を抽出し、法人市民税システムへの法人登録の有無を確認した。
- (オ) 法人市民税の網羅性を補完できる資料の有無等について担当者にヒアリングを行った。そのうえで、当該資料の有用性について検討した。

- (カ) 減免処理が適切に行われているか、また減免申請法人に関して減免の要件を満たしているかを確認するため、任意の件数について平成 25 年度における減免法人先一覧と減免申請書及び減免申請に必要な添付書類を保管したファイルを照合した。
- (キ) 均等割額について、申告内容の適切性に関する高松市としての検証方法を確認するため、担当者へのヒアリングを行った。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【指摘】平成 25 年度の催告書の未発送

平成 25 年度を調査対象として催告書の発送実績を確認した結果、平成 25 年 5 月から平成 26 年 1 月にかけて催告書が発送されていなかった。催告書が発送できなかった背景として、法人市民税システム変更により業務量が増加していたこと及び法人市民税の担当人員が少なかったことがあるとのことだが、いずれにしても催告書の発送は申告、ひいては課税の網羅性を担保する重要な業務であるため、催告書の発送が行えていなかったという事実は問題である。

今後このような事態に陥らないためにも、臨時職員の活用も含めて、人員の配置に留意し、適切に催告書の発送を行う必要がある。

(イ) 【指摘】「未申告法人調査票」での催告書発送後の記録管理

未申告法人に関して、催告書発送後、申告書提出の有無が把握できなければ、最終的に未申告のままの法人に対して、申告を促すための追加的な対応が取ることができないが、高松市においては催告書発送後に申告がなされたか否か、「未申告法人調査票」に記録が残されていなかった。

催告書発送後の追加的な対応を適切に行うためにも、催告書発送先のうち、催告書発送後に申告書の提出があった法人については「未申告法人調査票」に随時記録し管理していくべきである。

(ウ) 【指摘】催告書発送先への追加的な対応の不足

高松市では、催告書発送後もなお未申告の法人に対して、追加的な対応がとられていない。未申告法人への催告書の発送は、未申告法人へ申告書の提出を促すための一手段であるが、これだけでは十分ではない。催告書を発送したにも関わらず、なお未申告の法人に対しては催告書の再発送や電話による確認や、場合によっては現地調査等によりその営業実態を調査するなどの追加的な対応を取ることが必要である。

(エ) 【意見】連続未申告法人の把握

未申告法人調査票を通査したところ、過去から連続して未申告の法人が数多く見られた。サンプルとして平成 26 年 8 月催告書発送分の調査票を確認した結果、連続未申告の法人の分布は以下のようになっていたが、高松市では未申告法人のうち、過去から連続して未申告の法人がどの程度存在しているか及び連続して未申告の法人の実態を把握していなかった。

(表 2-2-4：平成 26 年 8 月催告書発送先の過年度連続未申告法人一覧)

	返戻あり(未達)	返戻なし	受取拒否
過去申告ナシ	3	6	
平成 18 年度以前に 申告あり	17	13	
平成 18 年度～	9	6	
平成 19 年度～	11	8	
平成 20 年度～	9	12	1
平成 21 年度～	5	8	
平成 22 年度～	5	10	
平成 23 年度～	10	4	
平成 24 年度～	3	12	
平成 25 年度～	2	31	
平成 26 年度～		4	
合計	74	114	1

上記の表からも確認できるとおり、中には 10 年以上未申告の法人や、設立以来未申告の法人、催告書自体が未達となる法人もあり、事業活動が継続しているかどうか疑わしい法人も少なからず見受けられる。このような営業実態に疑義がある法人については、形式的に催告書を送付するのみで業務を終了するのではなく、現地調査により営業実態を確認する必要がある。またその結果、営業実態がない法人については管理対象から除外して事務の合理化を図るべきである。

そのためにも、連続未申告法人については法人市民税システム外で別途一覧として管理把握することが必要である。

(オ) 【指摘】 現地調査結果のフォロー不足

高松市では、法人市民税システムに未登録の法人に対して現地調査が行われており、その実施状況は「現地調査ファイル」にまとめられている。平成 25 年度の「現地調査ファイル」を閲覧した結果、現地調査により営業実態が確認できた法人については法人新設・開設申告書及び法人市民税申告書を送付し、高松市への登録届出及び申告書の提出を指導していることが確認できたが、当該指導先のうち、登録届出や申告書の提出の確認できない先が数件あった。

営業が確認された未登録法人に対する指導の結果、それでもなお高松市への登録届出や申告書提出等の反応がない法人については、追加的な指導等対応が必要となると考えられるが、高松市では、これらの法人について、指導後の登録届出や申告書提出の有無について把握ができておらず、その結果、追加的な対応も行えていない状態にある。

現地調査を行う趣旨からすれば、営業の実態が把握された法人についてはその後の登録状況まで追跡把握しておくべきであり、また、当年度中の解決が図れないのであれば、情報を次年度に更新し、次年度改めて営業実態の調査や登録指導を行うべきである。

(カ) 【指摘】 開設法人への調査不足

平成 25 年度の高松市の現地調査は、経済誌の新設会社情報を参考にしてリスト化し、法人市民税システムへ未登録の新設法人を対象にして実施している。一方で、開設法人については、経済誌等で調査対象法人をリスト化することが困難であることから現地調査対象に含まれていない。

開設法人の典型は、大企業の支店や商業施設へのテナント出店であることから、試みに高松市内の大型商業施設の出店テナントについて、ホームページより当該テナントの法人名を検索し、法人市民税システムへの登録状況を確認した結果は以下のとおりである。

(表 2-2-5：大型商業施設における法人登録状況)

	テナント総数(個人を除く)	左記のうち登録がないもの
大型商業施設 A	52	17
大型商業施設 B	125	22
合計	177	39

上記の「左記のうち登録がないもの」にはホームページ上では個人と法人の区別がつかないものもいくつか含まれているため、必ずしも上記の全件が未登録法人とは言えないものの、法人名が確認されたテナントについても登録のないものが数件発見された。

法人市民税システムへ未登録の法人の営業実態を調査し、網羅的な登録及び申告を

促進するための重要な業務であるから、新設法人のみならず開設法人についても経済誌以外の情報を参考にして対象先をリスト化し、現地調査の対象とするべきである。

そもそも開設法人については新設法人と異なり、その開設の情報が把握しにくく、また、人的・時間的制約がある中で、高松市内に存在するすべての開設法人を特定することは困難であるが、現在高松市で保有している情報を最大限利用すれば、未登録の開設法人がないか効率的に調査することは可能と考えられる。以下、(キ)、(ク)、(ケ)で開設法人を絞り込むための具体的な手法を提示しているので参照されたい。

(キ) 【意見】「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」の利用

大型商業施設や貸しビルにテナントとして拠点を構える開設法人の網羅性を把握するためには「事業所用家屋の貸付けに関する申告書（以下、「貸付申告書」）を活用することが考えられる。大型商業施設や貸しビル等の貸主は、事業所税申告事務の一環として貸付申告書を高松市に提出する義務がある（制度の詳細は7事業所税で記載）ため、当該貸付申告書が貸主から適切に提出されていれば、上記のような入れ替わりの激しい大型商業施設やその他貸しビルについても開設法人の把握が容易にできる。

現在、貸付申告書は事業所税の担当者が管理しているが、法人市民税担当者との情報共有はできておらず、貸付申告書に記載の貸付先法人と法人市民税システム上の登録状況の照合を行っていない。

高松市に提出されている貸付申告書記載の貸付先法人のうち、法人市民税システム上登録が確認できない法人も現にあることから、未登録の開設法人を検証する観点から有用な方法と考えられるため、活用することが望まれる。

(ク) 【意見】固定資産賦課情報の利用

土地にかかる固定資産税の賦課のある法人のうち、800 m²以上の面積の法人を抽出して、市税システムへの登録状況を確認した結果は以下の通りである。下記の「未登録法人数」3件のうち、2件は貸しビルであるため所有者がその場所で事業を行っていないとの理由で市税システムへの登録がないことも可能性としてはありうるが、1件についてはWebで外観を確認する限り事業所として稼働している可能性があり、調査の必要な先であると考えられる。

(表 2-2-6：800 m²超の土地に係る固定資産税賦課法人の登録状況)

	母集団法人数	未登録法人数
固定資産賦課情報 (800 m ² 以上)	75	3

上記の結果から、固定資産税の賦課情報を利用して未登録法人を発見することは可能であるため、活用することを検討していただきたい。

この点、事業所税の納税義務者を特定するために、事業所税担当者が、土地に係る固定資産税の賦課面積が800 m²以上の法人をリスト化した資料を作成しており、当該資料を法人市民税の担当者と共有すれば、効率的に未登録の法人を検証できると考え

られる。また、調査対象を選定する際の基準にする賦課面積を 800 m²から徐々に引き下げれば、網羅性はより高めることができる。

(ケ) 【意見】 保健所で管理している法人情報の利用

保健所で営業の許認可登録をしている法人について、法人市民税システム上での登録状況を確認した。結果は以下のとおりであり、保健所許認可法人（2,262 法人）のうち 154 法人が法人市民税システムに登録されていなかった。

(表 2-2-7：保健所許認可法人の登録状況)

	母集団法人数	未登録法人数
薬局	204	1
病院	20	0
歯科診療所	55	0
診療所	206	1
飲食店	1,611	130
理容法人	41	8
美容法人	125	14
合計	2,262	154

飲食店や美容室、医療法人等について、営業の許可登録を高松市の保健所で行う関係から、市民税課とは別に高松市に事業所を構える法人の情報を有している。上記の結果からも、保健所で把握している情報については、許認可がなければ営業ができないという点から、市民税課で把握している法人情報よりも網羅的であると考えられる。これらの情報を市民税課でも共有できれば、大きな負担無く未登録の開設法人を特定できる可能性があるため、活用することが望まれる。

(コ) 【意見】 継続減免法人の要件確認

法人市民税の減免は高松市の条例で定められたものである。減免の要件は、公益法人・NPO 法人等の非営利法人であり、かつ、「収益事業を行っていない」法人である。

そのため、市民税課では減免申請を受ける際に、本来収益事業を行っていないことを証明する書類の提示を受けなければならない(高松市市税条例第 36 条)。

現在高松市では新規減免法人については新規減免申請書とともに、収支計算報告書の提出を受け、収益事業を行っていないことを確認しているが、継続減免先については、申請のための必要書類が継続減免申請書のみで収支報告書等を確認していない。そのため、継続減免申請法人が、高松市に報告無く収益事業を開始した場合、減免の要件を満たさない法人に対し減免を認めることとなり課税公平性の観点から問題がある。

現在の高松市の継続減免申請法人については、収益事業の有無を確認できないため、定期的に継続減免先に収支報告書の提出を求めるか、税務署へ収益事業開始届出書の提出がないか確認するなどして、継続減免先が収益事業を行っていないことについて確認を行う必要がある。

(サ) 【意見】 法人市民税システムへの県税登録番号の入力

高松市では、高松市へ提出される申告書の正確性検証及び法人市民税システムへ未登録の法人を特定するための業務として、香川県から入手した県税申告データと法人市民税システム上の申告書データを照合している。

香川県に登録済で、高松市に未登録の法人についてもエラーリストとして抽出され、リストの全件を高松市の法人市民税システムと照合しているため、未登録の法人を把握するうえでは効果的な確認方法であり、現に何件かの未登録の法人が検出されている。

しかしながら、この業務は非効率なものとなっている。すなわち、このエラーリストには法人市民税システム上すでに登録されている法人も多数リストアップされている。法人市民税システム上すでに登録されている法人がエラーリストに抽出される原因は、法人市民税システムに県税登録番号を登録していないものが多数存在するためである。法人市民税システム上、県税登録番号を追加で登録すれば、法人市民税システムに登録済みの法人がエラーリストに抽出されることはなくなる。

現在の高松市の業務運用上、このようなエラーリストについては、法人市民税システムと照合するものの、法人市民税システム上、県税登録番号の更新登録までは行っていない。

業務効率化の観点からは、法人市民税システム登録済の法人については、県税登録番号をその都度登録することが必要と考えられる。

(シ) 【指摘】 均等割の妥当性検討の有無

法人市民税のうち、均等割については従業員が 50 人超か 50 人以下かで大きく税額が異なる（表 2-2-2 参照）。このことから、従業員数については国税や県税と記載内容の照合が不可能な部分であるため、高松市としては法人からの申告書に記載される従業員数が 50 人前後の申告に対しては、その真偽については十分注意を払う必要がある。しかし、高松市では当該申告書記載の従業員部分について、何ら検証を行っていない。

国税や県税の申告書といった照合できる資料もないため、検証には困難を伴うと思われるが、例えば申告書のうち従業員数が 50 人ちょうどで申告されているものについて電話確認や、場合によっては現地で従業員名簿を確認する等、高松市として何らかの検証を行うべきである。

平成 24 年度及び平成 25 年度における申告法人のうち、従業員数を 45 人～50 人と申告している法人の数は以下のとおりである。

(表 2-2-8 : 従業員数を 45 人～50 人で申告している法人数)

平成 24 年度	103 法人
平成 25 年度	112 法人

なお、上記法人のうち、平成 24 年度及び平成 25 年度の申告書において従業員数の変動がない法人が 34 法人ある。継続して従業員数の変動がない法人については、申告書の従業員数が事実に基づかずに記載されている可能性がより高いと考えられる。限られた人員での対応が必要であるため、これらの法人を優先的に調査するなどの工夫も必要である。

3 個人市民税

(1) 個人市民税の概要

ア 意義、課税対象、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

個人市民税は、一般に県民税と合わせて住民税と呼ばれ、住んでいる地域の費用を住民が負担することを目的としている。このため、市民税には、地域の費用を広く均等に負担するため、均等の税額によって納める均等割と、個人の所得に応じて負担して納める所得割がある。

(イ) 納税義務者と課税対象

個人市民税は、その年の1月1日現在、高松市内に住んでいる人には均等割が課され、また、前年に一定の所得金額がある場合には、所得割も課されることになる。或いは、高松市内に住んでいないが、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合は、均等割が課される。

均等割額は、平成25年度までは4,000円（市民税3,000円、県民税1,000円）、ただし、平成26年から5,000円（市民税3,500円、県民税1,500円）である。

所得金額は10種類の所得で構成され、その金額は、一般に収入金額から必要経費等を差し引くことによって計算される。所得の種類と所得金額の計算方法は表2-3-2のとおりである。

(表2-3-1：納税義務者)

	均等割	所得割
市内に住んでいる場合	○	○
市内に住んでいないが市内に事務所、事業所又は家屋敷を有している場合	○	対象外

(表2-3-2：所得の種類と所得金額の計算方法)

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算
利子所得	公債、社債、預貯金の利子等	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式、出資金に対する利益の配当等	収入金額－株式等の元本の取得に要した負債の利子
不動産所得	地代、家賃、権利金等	収入金額－必要経費
事業所得	事業から生じる所得	収入金額－必要経費
給与所得	給与、賃金、賞与等	収入金額－給与所得控除額
譲渡所得	土地等の資産を売った場合に生じる所得	収入金額－（取得費＋譲渡費用）－譲渡所得の特別控除
一時所得	生命保険等の満期返戻金、賞金など	収入金額－必要経費－一時所得の特別控除額

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算
雑所得	公的年金等、原稿料等他の所得にあてはまらない所得	・ 公的年金等の収入額-公的年金等控除額 ・ 公的年金等以外の収入金額-必要経費
退職所得	退職金、退職手当等	(収入金額-退職所得控除額) × 1/2
山林所得	山林や立木を売った場合に生じる所得	収入金額-必要経費-山林所得の特別控除額

(ウ) 非課税制度

所得金額等が下記の非課税限度額以下である場合には課税されない。

a 均等割も所得割も非課税

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の人で前年中の所得が 1,250 千円以下
- ③ 前年中の所得が 315 千円以下の人

なお、控除対象配偶者・扶養親族の人数により、下記の調整がある。

合計所得金額 ≤ 315 千円 × (1 + 扶養人数) + 189 千円

b 均等割は課税されるが、所得割は非課税

前年中の所得が 350 千円以下の人

なお、控除対象配偶者・扶養親族の人数により、下記の調整がある。

前年総所得金額等 ≤ 350 千円 × (1 + 扶養人数) + 320 千円

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

「所得割額」の税額計算は下記のとおりである。

なお、個人市民税の「均等割額」は一定額であるため、記載していない。

所得割額

(表 2-3-2 : 所得の種類と所得金額の計算方法) により算定された所得金額から各種所得控除額を引いて課税標準額を求める。

課税標準額に市・県民税の総合課税所得の税率 10% (= 市民税 6% + 県民税 4%) を乗じて税額を計算する。さらに、この税額から税額控除を差引いて所得割額を計算する。

所得割額 = 各所得金額合計 × 10% - 税額控除

なお、原則はすべての所得を合計するが、下記(表 2-3-3 : 分離課税の所得と税率)に記載の所得については、上記とは分離して課税計算を行うこととなる(分離課税の特例)。

(イ) 減免制度

個人住民税は前述のとおり、前年の所得に応じて課税されるため、納付年度の所

得状況により、減免等が行われると課税の公平性が阻害されることから、原則として納付することになる。ただし、火災・風水害等の災害にあったときや、生活扶助を受ける等特別な事情があり、申請により承認された場合には、減免制度がある(高松市市税条例第36条第1項第1号から第3号)。なお、そのような事由がある場合でも、事由の発生する以前に納期限が到来した税額については、減免の対象外である。

(表 2-3-3 : 分離課税の所得と税率)

所得の区分		税率 (単位：%)		
		市民税	県民税	
長期譲渡所得	一般	3.0	2.0	
	特定 (優良住宅地の造成等)	譲渡益 20 百万円以下の部分	2.4	1.6
	軽課 (居住用財産の譲渡)	譲渡益 20 百万円超の部分	3.0	2.0
短期譲渡所得	一般	5.4	3.6	
	軽減	3.0	2.0	
株式等の譲渡所得金額	上場分	1.8	1.2	
	未公開分	3.0	2.0	
上場株式等の配当所得		1.8	1.2	
先物取引に係る所得		3.0	2.0	
土地の譲渡等に係る事業所得等		7.2	4.8	
山林所得		6.0	4.0	
肉用牛の売却による農業所得等		0.9	0.6	

ウ 申告及び納税の方法

(ア) 個人市民税の申告

個人市民税は、高松市が税額を計算し、これを納税義務者に通知して納税する仕組みであるが、高松市が適切に税額を計算するため、納税義務者は前年の所得に関する申告書を提出する必要がある。ただし、所得税の確定申告をした場合や前年中の収入が給与所得(又は公的年金等所得)のみで、勤務先(又は日本年金機構等)から給与支払報告(又は公的年金等支払報告)が提出されている場合は、市税のための申告は必要ない。ただし、その場合でも、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除等を受ける場合は申告が必要となる。

(イ) 納付の方法

個人市民税は個人県民税と一緒に納税することとされている。納税の方法には2つの方法がある。

a 普通徴収

事業所得者などの市民税は、申告に基づき計算された税額を、納税通知書に基づき、各納税者が6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて納付する。

b 特別徴収（給与所得）

給与所得者の個人市民税は、勤務先からの給与支払報告書に基づき計算された税額が勤務先を通じて各納税者に通知され、勤務先（特別徴収義務者）が6月から翌年の5月まで年12回に分けて毎月給与支払の際に天引きして納税者に代わって納付する。

なお、平成21年度より、65歳以上の納税義務者の公的年金に係る市民税は、公的年金の支払者が、平成21年10月分から年金支払の際に年金から天引きして納税者に代わって納付することになっている。公的年金分の特別徴収については、上半期の年金支給月（4月、6月、8月）に、前年度の2月に特別徴収した金額と同額を仮徴収し、下半期の年金支給月（10月、12月、2月）に、年税額から当該年度の上半期の仮徴収額を調整して徴収する。公的年金等の特別徴収を開始する年度や新たに対象者となった年度は、上半期に普通徴収、下半期に特別徴収を実施する。

エ 調定額等の推移

（ア） 個人市民税の調定額等の推移は以下のとおりである。

（表 2-3-4：個人市民税調定額等の推移）

（単位：百万円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
調定額	24,504	23,182	22,765	24,922	23,369
収入済額	22,832	21,628	21,319	23,576	22,248
不納欠損額	75	105	96	112	82
収入未済額	1,596	1,448	1,349	1,233	1,037
収納率	93.2%	93.3%	93.6%	94.6%	95.2%

オ 組織体制

市民税課では第一係から第三係まで3係を設けており、係長以下24人で構成されている。詳細については、表 2-1-5 を参照。

（2） 事務手続の概要

個人市民税の調定業務の主な事務手続の概要は、以下のとおりである。

なお、この他にも、日々の相談受付や収納率の向上のための活動等を随時実施している。

ア 提出された給与支払報告、年金等支払報告、市税申告書、eLTAXのチェックと税系基幹システムへの登録事務

給与支払報告、年金等支払報告、確定申告、市税申告それぞれについて、確定申告のe-Taxについてはデータを取り込み、これを除く紙媒体のものは、外部委託業者にパンチ入力を委託している。入力結果について、アンマッチリストや論理エラーチェックリストが出力され、これを適宜調査・修正して、賦課計算のためのデータを整理している。

なお、個人市民税の特徴は、その処理件数が多いこと及び課税標準を構成する所得も

複数あることである。高松市では各所得を合算することを併合処理と称しているが、4月末の特別徴収税額決定に間に合うよう、かつ、期限後提出される確定申告書を反映させるため、ぎりぎりまで、複数回併合処理を行い、賦課計算の準備をしている。

ただし、当初賦課までには最大限内容をチェックするものの全件についてのチェックは物理的に不可能であるため、実質、当初賦課通知後となる6月以後12月までに課全体として、扶養関係や問い合わせ案件について内容のチェックを実施している。

イ 賦課計算

個人市民税に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、併合結果に基づき、税系基幹システムにより自動計算されている。

ウ 個人市民税額の決定と通知

税系基幹システムが自動で「普通徴収」「給与からの特別徴収」「年金からの特別徴収」「給与特別徴収と普通徴収の併用徴収」「給与特別徴収と年金特別徴収の併用徴収」「給与特別徴収と年金特別徴収と普通徴収の併用徴収」に分けて計算する。

なお、扶養者の状況に関しては、システムではなく、担当者が確認の上、否認を行う。

4月末までに修正した結果に基づき、特別徴収通知書を外部業者が作成し、各特別徴収義務者宛へ発送する。また、5月末までに年金特徴者を確定させて、これを反映させた上で、個人宛に普通徴収に係る納税通知書を発送する。

なお、平成25年度においては扶養者の状況について、20人で12,569件について調査した結果、1,698件の扶養否認が判明し53,403千円の税額が発生している。

エ 減免申請と承認

減免等については、納税義務者からの減免申請に対して、一定の承認手続きに基づき、決定する。

オ 未申告者の把握等

各種所得のうち、給与所得と公的年金所得以外については、基本的に確定申告データに関する情報を税務署から入手し、又は生命保険等満期に関する生命保険会社からの報告に基づき、調査、把握している。確定申告そのものがなされていないおそれはあるものの、その捕捉漏れについては税務署でも調査対象としている点で、全体コストが重複することを避ける意味でも、税務署情報に依拠している点は一定の合理性があると考えられる。

したがって、確定申告をしていない納税義務者について、いかに所得金額を把握するかが肝要であるが、このうち、公的年金所得（雑所得）については、年金事務所からの公的年金等支払報告が入手される点で、把握が漏れるリスクは小さいと考えられる。

結局、確定申告等のない給与所得者及びその所得の把握がポイントとなる。この点、

高松市では、当期に賦課がなく前期賦課がある人について 23 歳から 65 歳の人を対象に催告通知書を送付している（※）。さらにそのうち、未回答等、反応のない人について、世帯情報等を勘案した上で、現地調査を行っている。

平成 25 年度においては 2,446 件について催告通知を実施した結果、1,191 件の回答を得て、132 件 9,045 千円の追加税額が発生している。

※ これ以外に、扶養関連や生活扶助の有無を調査するなどの条件で対象を絞っている。

カ 特別徴収実施の促進、給与支払報告の提出促進

地方税法では給与支払事業者は、給与支払報告書の提出と特別徴収義務があるが、実務上、普通徴収も依然として実施されているのが現状である。近年、各自治体において、特別徴収率の向上を図るキャンペーンがなされており、高松市においても従来から県と共同して特別徴収率の向上に取り組んでいる。具体的には、従業員数が一定以上の普通徴収の事業所に対して現地訪問等により特別徴収の依頼を行っている。また、前年給与支払報告書の提出があり当期に未提出である事業所に対しても前年の実績等により郵便にて、給与支払報告書の未提出がないかを確認している。

(3) 監査手続と監査結果

個人市民税の特徴や高松市の事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 未申告者の把握の合理性を検討するため、市民税課の実施した平成 25 年度の未申告調査の結果を閲覧した。
- (イ) 特別徴収推進事業の合理性を検討するため、市民税課の実施した平成 25 年度の特別徴収制度利用拡大推進事業の結果を閲覧した。
- (ウ) 適切に納税通知書が作成され、漏れなく送付されているかを検討するため、市民税課による作成、発送のチェック状況を確認した。
- (エ) 適切に賦課計算がなされていることを検討するため、納税通知書に記載された賦課額について、任意の件数について給与支払報告、公的年金等支払報告、確定申告書等との整合性を検証した上で、賦課計算を再実施した。
- (オ) 特別徴収義務者通知書又は普通徴収納税通知書の作成・発送状況を確認するため、担当者にヒアリングするとともに関連書類を閲覧した。
- (カ) 減免対象者について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【指摘】 未申告調査の範囲

個人市民税では、23歳から65歳を対象に未申告者の調査を実施しているが、その対象条件として、「前期申告あり・当期申告なし」という絞込条件を設けている。限定された人数での業務となっているため、件数を絞り込み効率的に調査を実施することを目的としているが、そもそも、申告実績がない納税義務者を含む前期末申告者については調査対象となる機会が担保されていない。効率性の観点からすると、これまでの経験により、申告実績がある市民をフォローすることが税収を確保するためには有効であると考えられる。また、平成25年度は新税系基幹システムの導入1年目ということで、新税系基幹システムを有効に活用するという意味でも、今後の課題としては認識されていると思われるが、長期的な税収確保のためには、公平性の観点からは、申告実績がない市民についても、適宜調査対象としていくことが必要であると考ええる。

(イ) 【指摘】 給与支払報告未提出事業所調査の範囲

給与報告書は給与所得者への課税に必要な書類である。そのため事業所がその提出を失念している場合、当該事業所に勤務している従業員に対して課税漏れとなってしまうリスクがある。

現在高松市では、給与支払報告書の未提出事業所に対しては催告書を発送することにより、給与支払報告書提出を指導しているが、その対象条件として、「前期提出あり・当期提出なし(※)」を設けている。限定された人数での業務となっているため、件数を絞り込んで効率的に調査を実施することを目的としているが、そもそも、提出実績がない事業所を含む前期末提出事業所については、調査対象となる機会がない。上記の「未申告調査の範囲」と同様、提出実績がない先についても、下記(ウ)に記載しているような工夫により、適宜調査対象としていくことが必要であると考ええる。

※ 厳密には、給与支払報告管理システム上、給与報告の提出があった場合、フラグとしては「有」「0」を利用しているが、調査対象としているのは、「有」から「N/A」になった場合のみで、「0」から「N/A」になった場合は含まれていない。

		当年		
		有 (提出有)	0 (提出有)	N/A (未提出)
前 年	有 (提出有)			現状の調査対象
	0 (提出有)			
	N/A (未提出)	現状では調査対象外		

各ステータスの意味は以下のとおりである。

- ・「有」は、特別徴収または普通徴収にかかわらず給与支払報告が期限内に提出された場合
- ・「0」は普通徴収で給与支払報告が期限後提出された場合
- ・「N/A」は給与支払報告が提出されていない場合

(ウ) 【意見】 法人係との連携強化

調査対象の網羅性という意味では、前期提出のない事業所も対象とするべきである。上述のとおり、新設法人や開設法人が初年度で給与報告書の提出義務を失念した場合、次年度以降、高松市では給与報告書の提出義務のある事業所か否か調査する機会がない。

例えば、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までに、市民税課法人係により税系基幹システムに新規に登録された新設法人 455 件について、給与支払報告の提出の有無を確認したところ、161 件は提出されているが、残りの 294 件については未提出となっており、今後の調査対象から漏れる可能性がある。

- a 前年給与支払報告がない法人について、事後的な調査の対象から、まったく外れている点を改善するためには、既存法人の調査に加えて、新たに設立された（又は開設された）法人について給与支払報告の提出及び特別徴収制度の徹底を図るためにも、法人係の作成したこれらのリストの利用は効率的であると考えられる。利用することを検討されたい。
- b これらの新規の設立法人や開設法人への給与支払報告書提出義務については税務署で実施されている年調指導等で、高松市の担当者が周知活動を行っているが、年間で 4 回程度であり、十分なものではない。個人市民税係が単独でこれらの新設・開設法人に対し周知を行っていくことは実務上困難であるが、法人係の協力を得れば、新設・開設届の提出を受けた際に、法人係から給与支払報告書の提出義務があることを説明し、書面等を交付することで周知することができる。また、その際に、原則としてすべての事業所に特別徴収義務があることを説明し、書面等を交付すれば、効率的な周知活動が可能となると考えられる。法人係との連携を強化することを検討されたい。

4 固定資産税（土地）

(1) 固定資産税（土地）の概要

ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度

(ア) 意義

固定資産税（土地・家屋）は、土地・家屋の所有者に対して、その資産価値に応じて算定された税額を所在する市に納める市税である。

また、固定資産税（土地・家屋）は、市町村が自らその評価を行い納税額を決定する、いわゆる賦課課税方式を採用している。

(イ) 対象資産

固定資産税（土地・家屋）の対象となる固定資産は次のとおりである。

(表 2-4-1：固定資産税（土地・家屋）の対象となる固定資産)

対象	具体例
土地	田、畑、宅地、山林、池沼、鉱泉地、原野その他の土地
家屋	住宅、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物

(ウ) 納税義務者

毎年1月1日（賦課期日）現在の土地・家屋の所有者が納税義務者となる。土地・家屋の所有者は、次の場合を除き、登記簿に登記されている若しくは土地・家屋補充課税台帳に登録されている個人若しくは法人となる。

a 所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等

賦課期日現在で、その土地・家屋を現に所有している者が納税義務者となる。現に所有している者は、市長宛に「土地・家屋 現所有者申請書」を提出する。

b 納税管理人を別途定めた場合

市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、市内に住所等を有する者（個人にあっては独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、その必要が生じた日から10日以内に高松市長に「納税管理人申告書」を提出しなければならない。また、市外に住所等を有する者を納税管理人として定める場合は、「納税管理人承認申請書」を提出して承認を受けなければならない。

(エ) 非課税制度

登記（登録）上の所有者が存在するが、固定資産の所有者の性格や固定資産の性格・用途の特性を鑑みて、特定の固定資産については非課税とする旨が、地方税法に定められている。

a 所有者の性格による非課税（人的非課税）

地方税法第348条第1項において、「国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。」

とされている。これは、固定資産を所有する者の性格上の公益性を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。

b 固定資産の性格・用途の特性による非課税（物的非課税）

地方税法第348条第2項、第4項から第9項までにおいて、以下に掲げる固定資産等に対しては、固定資産税を課することができないとされている。これは、公共性又は公益性の強い法人が直接その本来の事業の用に供する固定資産等に対して、その性格・用途を鑑みて、課税の対象から除外しているものである。

- ・ 国、都道府県、市町村等が賃借等し、公用又は公共の用に供する固定資産
- ・ 宗教法人が専らその本来の用に供する境内建物及び境内地
- ・ 墓地
- ・ 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地
- ・ 公共の用に供する用悪水路、ため池等
- ・ 国宝、重要文化財、特別名勝等に認定された家屋又はその敷地
- ・ 学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産
- ・ 他多数

イ 税額算定のあらまし、免税点、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

固定資産税額の決定にあたっては、次の計算式により求められる。なお、土地・家屋に関しては、税額決定にあたって様々な減税・減額措置が設けられている。詳細は「ウ. 固定資産税（土地）の納付税額の算出、減税措置」、「第2-5（1）ア. 家屋の納付税額の算出、減税措置」を参照。

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%) = \text{税額}$$

(イ) 免税点

免税点とは、課税標準額が一定の額に満たないものについては課税しないとする制度である。これは、徴税の合理化を図るとともに、併せて零細な負担に配慮することによって、納税者の負担緩和を図る目的で設けられている。

具体的には、市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額の合計が次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されない。

土地 …… 30万円

家屋 …… 20万円

(ウ) 減免制度

減免制度とは、納税者について発生した納税義務を当該納税者の申請に基づき担税力の減少その他の事情に着目して、課税権者である地方団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するものである。

高松市市税条例第 53 条において、次に掲げる固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免することができるとしている。

- ・ 震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた固定資産
- ・ 貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する固定資産
- ・ 上記に掲げるもののほか、特別の事情がある固定資産

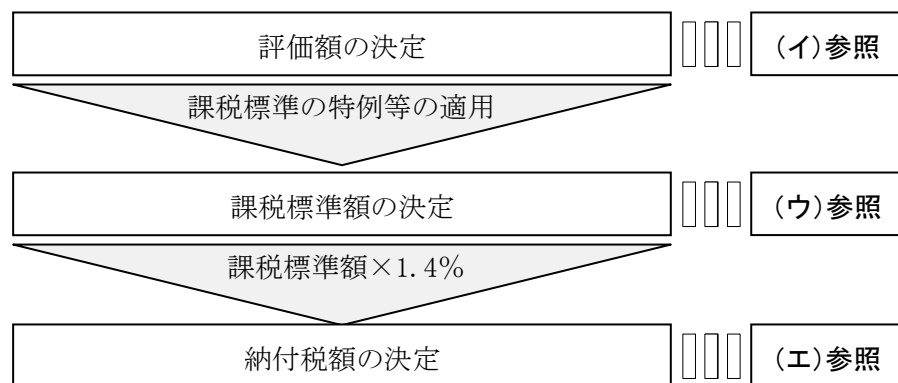
なお、固定資産税の減免を受けようとする者は、減免の対象となる事由が発生した日以後に最初に到来する納期限前 7 日まで（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日まで）に、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

ウ 固定資産税（土地）の納付税額の算出、減税措置

（ア） 全体的な計算の流れ

土地の納付税額計算の全体的な流れを示すと下記のとおりである。

（図 2-4-1：土地の納付税額計算の全体的な流れ）



（イ） 評価額（課税標準額）の決定

土地の評価額は、固定資産評価基準及び固定資産評価事務取扱要領に基づき、地目別に定められた評価方法により評価している。

a 地目別の評価方法

土地については地目ごとにそれぞれ次のような方法により評価される。

（a） 田及び畑の評価の概要

田及び畑の評価は、類似する地区ごとに、標準田又は標準畑の売買実例価額を基準として、評価の対象となる田及び畑の日照、面積、耕うんの難易や災害

等の特徴を加味して算出した1㎡当たりの価格(1㎡当たり評点数)に、総地積を乗じて算出する。

ただし、宅地等への転用に係る許可を受けた田及び畑並びに宅地等に転用することが確実と認められるものについては、沿接する道路の状況、公共施設等の接近の状況その他宅地等としての利用上の便等からみて、転用後における当該田及び畑とその状況が類似する土地の価額を基準として求めた価額から当該田及び畑を宅地等に転用する場合において通常必要と認められる造成費に相当する額を控除した価額によってその価額を求める。

(b) 宅地の評価の概要

宅地の評価は、宅地の状況に応じ、市街地的形態を形成する地域における宅地については、「市街地宅地評価法」によって、主として市街地的形態を形成するに至らない地域における宅地については、「その他の宅地評価法」によって評価される。

・市街地宅地評価法による宅地の評価

宅地を商業地区、住宅地区、工業地区等に区分し、各地区・地域について標準宅地を選定し、その標準宅地について、地価公示価格、都道府県地価調査価格及び鑑定評価価格を活用し、これらの価格の7割程度を求めて、沿接する主要な街路やこれに比準して主要な街路以外の街路の路線価を付設する。

当該路線価を基礎として、「画地計算法」を適用して、各筆の宅地の評価額を求める。

・その他の宅地評価法による宅地の評価

宅地を状況類似地区に区分し、当該地区ごとに標準宅地を選定し、その標準宅地について、地価公示価格等を活用し、これらの価格の7割程度を求め、当該標準宅地に比準して、状況類似地区内の各筆の宅地の評価額を求める。

(c) 池沼の評価の概要

池沼の評価は、池沼の売買実例価額から評定する適正な時価によってその価額を求める。ただし、売買実例価額がない場合においては、池沼の位置、形状、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める。

(d) 山林の評価の概要

山林の評価は、状況類似地区に区分し、当該地区ごとに標準山林を選定し、その標準山林の売買実例価額から評定する適正な時価に比準して、状況類似地区内の各筆の山林の評価額を求める。

(e) 雑種地の評価の概要

雑種地の評価は、主に、雑種地の売買実例価額から評定する適正な時価によって、その価額を求める方法による。ただし、市内に売買実例価額がない場合

においては、土地の位置、利用状況等を考慮し、附近の土地の価額に比準してその価額を求める。

(ウ) 課税標準額の決定

土地の課税標準額は、基本的には（イ）で算定された評価額となるが、住宅用地については、その土地の性格を鑑みて、課税標準の特例措置が設けられている。また、住宅用地及び商業地等については、前年度の課税標準額も鑑みた、課税標準額の調整措置が講じられている。

a 住宅用地に関する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられている。

(a) 住宅用地の範囲及び面積の算定

住宅用地には、次の二つがある。

- ・専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地（※1）
…その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）の全部（※2）
- ・併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地（※1）
…その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率（※2）を乗じて得た面積に相当する土地

※1 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地をいう。したがって、賦課期日（1月1日）現在において新たに住宅の建設が予定されている土地、或いは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされない。ただし、既存の当該家屋に代えてこれらの家屋が建築中であり、一定の条件を満たすと認める土地については、所有者の申請に基づき、住宅用地として取り扱うこととなる。

※2 特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、次表の住宅用地の率を乗じて求める。

(表 2-4-2：住宅用地特例措置の対象となる面積とその適用割合)

家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
専用住宅	全部	1.0
併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上	1.0
地上5階建以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
	2分の1以上4分の3未満	0.75
	4分の3以上	1.0

(b) 特例措置による課税標準額の算定

(a) で求めた特例措置の対象となる住宅用地面積のうち、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用される。

・小規模住宅用地

200 平方メートル以下の住宅用地（200 平方メートルを超える場合は、住宅 1 戸当たり 200 平方メートルまでの部分。）を小規模住宅用地という。

小規模住宅用地については、(イ) で算定された評価額の 6 分の 1 の額を最高限度額として、課税標準額が算定される。

・一般住宅用地

小規模住宅用地を超える部分の住宅用地を一般住宅用地という。たとえば、300 平方メートルの住宅用地（一戸建て住宅の敷地）であれば、200 平方メートル分が小規模住宅用地で、残りの 100 平方メートル分が一般住宅用地となる。

一般住宅用地については、(イ) で算定された評価額の 3 分の 1 の額を最高限度額として、課税標準額が算定される。

b 税負担の調整措置

土地については、納税者の税負担の水準の均衡化をより重視するため、負担水準（※）の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準が低い土地については、課税の公平の観点から、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講じられている。

※ 負担水準とは、前年度課税標準額を当年度の評価額又は課税標準額（住宅用地に関する課税標準の特例を適用する場合）で除した割合をいう。

(a) 住宅用地の調整措置

住宅用地については、100%未満の場合は、前年度課税標準額に、当該年度の課税標準額の 5%を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が、課税標準額の 100%を上回る場合には 100%相当額とし、20%を下回る場合には 20%相当額となる。

(b) 商業地等の宅地等の調整措置

商業地等の宅地等については、負担水準が 70%を超える場合は、評価額の 70%が課税標準額となる。60%以上 70%以下の場合は、前年度課税標準額を据え置く。負担水準が 60%未満の場合は、前年度課税標準額に当該年度の評価額の 5%を加えた額が課税標準額となる。ただし、当該額が、評価額の 60%を上回る場合には 60%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額となる。

(エ) 納付税額の決定

納付税額は次の計算式により決定される。

$$\text{納付税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

エ 納付方法、縦覧制度、閲覧制度

(ア) 納付方法

a 納税通知書の発送

毎年4月1日に、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所のほか、納期限までに税金を納付しなかった場合の措置や内容に不服がある場合の救済の方法等が記載された納税通知書が納税義務者に発送される。

b 納付方法

納税義務者は納税通知書に基づき固定資産税を納付する。

固定資産税の納付方法には、年税額を一括納付する方法と、年税額を4回にわたり分割して納付する方法がある。なお、高松市市税条例第50条により、原則として年4回(4月、7月、9月、11月)とされている。また、納期限は次のとおりである。

(表 2-4-3：固定資産税期別納期限)

期別	納期限
1期	4月末
2期	7月末
3期	9月末
4期	11月末

(イ) 縦覧制度

a 縦覧の趣旨

他の土地や家屋の評価額との比較をすることにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であるか確認できるように、納税者は、同一市内の他の土地・家屋についても、縦覧帳簿を閲覧することができる。

b 縦覧できる者

縦覧できる者は、市内に課税される土地・家屋を所有している納税者に限る。そのため、市内に土地・家屋を所有している者でも、その土地・家屋が非課税物件の場合や、課税標準額の合計が免税点未満(土地30万円、家屋20万円)の土地・家屋のみを所有している場合は縦覧できない。また、土地のみを所有している者は、家屋の縦覧はできない。同様に、家屋のみを所有している者は、土地の縦覧はできない。

なお、縦覧できるのは、納税者本人のほか、本人の委任を受けた者(委任状が必要)に限る。

c 縦覧期間

通常の場合、毎年4月1日から4月30日(第1期納期限)までの土曜・日曜・祝日を除いた勤務時間内である。

なお、納期限が休日のときは、その翌日までとしている。

d 縦覧帳簿の設置場所

高松市役所資産税課及び合併町の各支所

(各支所については各支所管内の旧町分の物件のみが対象)

なお、旧高松市の支所・出張所では縦覧できない。

e 記載されている内容

土地価格等縦覧帳簿…所在地番、登記地目、地積、課税地目、価格

家屋価格等縦覧帳簿…所在地番、家屋番号、物件番号、種類、構造、屋根、階層、
建築年次、床面積、価格

f 縦覧手数料

無料

(ウ) 閲覧制度

a 閲覧制度について

縦覧制度が「他の土地・家屋の評価額との比較を通じて、自己の土地・家屋に関する評価額が適正であるか確認すること。」と改められたため、引き続き納税義務者が「固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記載された部分」を確認することができるよう、固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化されている。また、固定資産課税台帳の閲覧制度が法定化されたことにより、台帳を閲覧できる者が台帳記載事項の証明を求めることができるよう、固定資産課税台帳記載事項の証明制度も法定化されている。借地人・借家人については、その賃借料等に固定資産税が転嫁されている場合もあり、その場合は、固定資産税の実質的な負担者であるとも考えられることなどの理由から、借りている土地や家屋の固定資産課税台帳を閲覧することができる。

b 閲覧できる者

固定資産税の納税義務者、借地人、借家人、賦課期日後の新所有者等

c 閲覧できる内容

固定資産税の納税義務者…当該納税義務に係る固定資産

借地人…賃借土地の所有者名、所在、地番、地目、地積、価格、課税標準額

借家人…賃借家屋の所有者名、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年次、
価格、課税標準額及びその敷地である土地の所有者名、所在、地番、地
目、地積、価格、課税標準額

賦課期日後の新所有者等…当該権利の目的である固定資産

オ 調定額等の推移

(ア) 固定資産税（土地・家屋）の調定額等の推移

土地の調定額は、高松市内に所在する土地の時価が下落傾向であることから、年々減少傾向となっている。

家屋の調定額は、平成 24 年度において大きく減少しているが、これは同年に実施

された家屋の評価替えにより経年劣化の減耗分が評価に反映されたことによるものである。

(表 2-4-4：固定資産税（土地・家屋）調定額等の推移)

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	23,937	23,913	23,761	22,201	22,122
(内、土地分)	10,569	10,110	9,597	9,208	8,819
(内、家屋分)	13,367	13,803	14,163	12,992	13,302
収入済額	23,335	23,364	23,256	21,770	21,773
不納欠損額	2	0	9	4	7
収入未済額	600	549	495	428	341
収納率	97.5%	97.7%	97.9%	98.1%	98.4%

カ 組織体制

固定資産税（土地）の賦課業務（評価業務を含む）については、資産税課土地係 14 人により実施されている。

また、固定資産税（家屋）の賦課業務（評価業務を含む）については、資産税課家屋係 17 人により実施されている。

なお、詳細については、表 2-1-6 を参照。

(2) 事務手続の概要

固定資産税（土地）の賦課業務（評価業務を含む）は、資産税課土地係が担当している。固定資産税（土地）に関する主な事務手続の概要は以下のとおりである。

ア 土地の基本情報の異動等の把握

固定資産税（土地）の賦課にあたって必要な情報（所有者、地目、分筆、合筆等）の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

(ア) 登記済通知書による異動情報の把握

毎週 1 回程度法務局より受領した登記済通知書に基づいて、所有者、地目等の変更、分筆、合筆等の把握を行う。登記済通知書の異動事由が次の場合等には現地調査の対象となる。

- ・宅地売買の場合
- ・農地、宅地の分筆、合筆の場合
- ・宅地の地目変更の場合
- ・新築・増築家屋の場合

なお、登記済通知書の異動内容が、家屋の課税にも影響する場合（住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合）には、必ず家屋の担当者と連携を行い、調査を行うこととなっている。

(イ) 農業委員会農地部会議資料による異動情報（農地転用）の把握

農地を所有者自らが、農地以外のものにするためには、農業委員会の許可を受けなければならない。高松市に設置されている農業委員会農地部会では、農地の所有者からの許可申請について審議を行っている。

土地係では、農業委員会農地部会議資料に基づき、農地転用等の異動を把握しており、現地調査の対象としている。

(ウ) 家屋係からの新築・除却・滅失情報の入手による異動情報の把握

毎月 1 回、家屋係から入手した建築予定リスト、除却リスト等をもとに、各土地の網羅的な地目異動情報等の把握や現地調査計画の策定に役立てている。

(エ) 評価替え時における航空写真による異動情報の把握

3年に1回の基準年度（※）ごとに航空写真を撮り、全筆について航空写真と課税情報を照合する。この照合によって、新築・滅失による地目変更や雑種地から駐車場用地への地目変更等の漏れの有無を確認し、現状の課税状況が適正であることの確認や、課税状況の修正等を実施している。照合の結果、航空写真と課税情報の不一致が疑われる場合や航空写真からは判別できない場合には現地調査の対象としている。

※ 土地及び家屋の評価は、3年に1回、1月1日現在の適正な時価により評価を行い、3月末日までに決定することとなっている。つまり、3年ごとに全筆、全棟評価替えを行い、向こう3年間の価格を決めている。この評価替えをする年を基準年度という。

イ 土地の評価の実施

土地の基本情報の異動等を把握した後、その対象について現地調査を行い、その結果を土地評価システムへ登録し、評価計算が行われる。

(ア) 現地調査の実施

ア（ア）から（エ）の手続によって現地調査の対象とされた土地について、現地調査計画に基づいて、登記済通知書や土地調査票等を持参の上、土地調査を行う。

なお、土地の現地調査における調査項目は地目の妥当性（住宅用地であるか非住宅用地であるか等）や画地認定の妥当性等である。

(イ) 土地評価システムへの登録及び評価

現地調査によって作成された土地調査票に基づき、現地調査の担当者は土地評価システムにその内容を入力する。土地の評価は、土地評価システムにて自動計算される。自動計算された土地の評価情報は、固定資産税システムに自動連携される。

ウ 税額計算の実施

固定資産税システムにおける自動計算

土地評価システムによって自動計算された土地の評価情報に基づき、固定資産税システムにおいて、土地の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

(3) 監査手続と監査結果

固定資産税（土地）の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続とその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 登記済通知書の異動情報が適切に固定資産税システムに登録されていることを確認するため、平成 25 年度の任意の件数について、登記済通知書と固定資産税システムの登録内容を照合した。
- (イ) 農業委員会農地部会にて農地転用の許可を受けた農地の転用情報が、適切に固定資産税システムに反映されていることを確認するため、平成 25 年度の任意の件数について、転用許可を受けた農地と固定資産税システムの登録内容を照合した。
- (ウ) 家屋係からの家屋異動連絡票・家屋滅失連絡票による、土地地目等の異動情報が適切に固定資産税システムに反映されていることを確認するため、平成 25 年度の任意の件数について、家屋異動連絡票・家屋滅失連絡票と固定資産税システムの登録内容を照合した。
- (エ) 土地評価システムから固定資産税システムへのデータが適切に連携されていることを確認するため、平成 25 年度の任意の件数について、土地評価システムと固定資産税システムの登録内容を照合した。
- (オ) 固定資産税システムにおいて税額計算が適切に算定されていることを確認するため、平成 25 年度の任意の件数について固定資産税システムの税額計算を再計算した。
- (カ) 土地の地目が適切であることを確認するため、課税明細データ（平成 26 年 1 月 1 日時点）から任意の件数の固定資産について、土地の地目の適切性を確認した。
- (キ) 免税点の判定が適切に実施されていることを確認するため、課税明細データ（平成 26 年 1 月 1 日時点）について、免税とされているデータを再計算した。
- (ク) 納税通知書の発送が網羅的に実施されていることを確認するため、平成 25 年度の外部業者が作成した納税通知書の件数と、高松市が提出した発送先依頼一覧件数を照合した。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

- (ア) 適切な課税の実現に向けた事務手続の見直し及び強化等

土地の地目（※）が適切であることを確認するため、課税明細データ（平成 26 年 1 月 1 日時点）から任意の件数の固定資産について、土地の地目の適切性を確認した。

当該監査手続を実施するにあたっては、土地の地目及び家屋の用途がそれぞれ次のイレギュラーな組合せ条件に合致するもののうち、課税額への影響を勘案して詳細調査対象を選定した。

なお、選定にあたっては、平成 26 年度の固定資産税課税明細データを利用した。

※ 地目には宅地、田、畑、山林等の別に加え、宅地のうち住宅用地、非住宅用地の別も含む。以下、同様である。

(主な着眼点)

土地の地目が現況と合致していることの確認。

・組合せ条件①

土地の地目が宅地（非住宅用地）であって、その同一所在地に専用住宅家屋が存在することとなっているもの。

・組合せ条件②

土地の地目が宅地（住宅用地）であって、その同一所在地に非住宅家屋（工場、事務所、店舗等）が存在することとなっているもの。

・組合せ条件③

土地の地目が田、畑、山林であって、その同一所在地に家屋が存在することとなっているもの。

(表 2-4-5：土地地目及び家屋用途の組合せ)

組合せ条件		①	②	③
条件	家屋	専用住宅	非住宅家屋	家屋
	土地	宅地（非住宅用地）	宅地（住宅用地）	田・畑・山林
着眼点		土地の地目が現況と合致していることの確認。		
調査件数		25 件	17 件	25 件

土地の地目及び家屋の組合せ条件のうち、選定された対象を調査した結果、家屋の滅失漏れや複数の土地の地目と現況との相違が発見された。

組合せ条件①から③の調査の結果判明した過去の影響額の概算（＋は過少、▲は過大）は次の表のとおりであった（高松市資産税課集計）。

なお、組合せ条件ごとの現況との相違が判明したものに関する詳細は、後述の組合せ条件ごとの監査手続結果に記載している。

(表 2-4-6 : 組合せ条件別の調査結果)

(単位：千円)

組合せ条件	調査結果	平成 26 年度	過去 5 年間 (平成 22 年度～ 平成 26 年度)
①	家屋の滅失漏れ (1 件) 土地の地目が現況と相 違えるもの (1 件)	▲93	▲502
②	土地の地目が現況と相 違えるもの (11 件)	3, 152	17, 333
③	土地の地目が現況と相 違えるもの (3 件)	269	1, 451

今回の調査手続によって判明した事案が生じた理由について、資産税課に対するヒアリングや各種資料の閲覧等によって確認したが、その要因は多岐に渡ることから、ここで本調査における総括的な記述を行い、指摘や意見の詳細については、後述することとする。

まず、過大及び過少事由の大部分は、土地の地目が現況と相違しているものであるが、これらの土地は全て平成 25 年度以前に地目認定されたものであり、加えて、そのほとんどの認定された時期が相当過去のものであることから、現在の認定に至った経緯について原因究明するまでには至らなかったが、当該土地に対応した家屋の用途は現況と合致したものとなっていることを考えると、家屋の新築・増築があった際の土地の地目と現況との相違がその主な原因と推察される。

現在の土地係における新築・増築された際の事務手続は、毎月 1 回、家屋係から入手した建築予定リスト、除却リスト等をもとに、現地調査を実施することによって、地目の認定を行っており、当該手続が確実に遂行されていた場合には、土地係と家屋係で用途・地目の整合性は確認されることとなる。

しかしながら、地目の認定は人手により行われるものであり、当時の担当者の経験年数や従事者数等の兼ね合いもあり、このような相違を 100%防止することは困難である。また、毎年登記済通知書や新増築等によって異動のある固定資産（以下、「フロー」という）に対する調査・確認手続だけでは、その相違を発見することは困難である。そのうえ、その原因の一つには、土地の地目異動や家屋の滅失の事実があるにもかかわらず、所有者からの地目異動登記、滅失登記がないことや、地目異動に関する高松市への届出がないことにもあり、所有者等から登記や届出等が行われなかった場合、土地の地目と現況との相違が生じる可能性がある。

土地の地目と現況との相違を発見するためには、異動情報のない固定資産（以下、「ストック」という）に対しても効果的かつ効率的な調査・確認手続を整備し、その運用を行うことが、課税の公平性を確保するために極めて重要である。

ここで、資産税課におけるストック情報に対する主な調査・確認手続として、航空写真による現況調査を実施しているが、今回の調査において抽出したもののうち

家屋の滅失処理漏れや土地の地目が現況と相違する固定資産は、評価替えの年度を複数回経ているものの、航空写真による現況調査において発見されずに現在に至っている。

資産税課へのヒアリング等の結果、その実効性の面から、現在の調査の方法及び調査の主体に問題があるものとする。なお、航空写真による現況調査の方法の実効性が低下している要因の一つとして、高松市の家屋用途の変更処理に関する実務と所在地番情報の管理方法が挙げられる。

【指摘】 航空写真による現況調査の方法について

【指摘】 航空写真による現況調査の主体について

【指摘】 家屋用途の変更処理

【指摘】 正確な家屋所在地番のシステムにおける管理

また、航空写真による現況調査の改善に加え、今回の包括外部監査で実施したような調査を補完的に実施することも地目の認定の誤り等の発見のためには効果的であり効率的である。なお、家屋用途の適時な変更処理や所在地番情報のシステム管理が実現した場合には当該調査の効果・効率は更に向上する。

【意見】 地目・用途のイレギュラーな組合せについての調査手続の実施

さらに今回の調査で抽出したもののうち過大及び過少徴収と考えられる事案は、上述した調査手続に関する要因に加えて、土地係・家屋係の連携や、両係の人員数や経験年数等の組織体制にもその要因があると考えられる。

【指摘】 土地係・家屋係の連携強化

【指摘】 資産税課の人員体制等

最後に、今回抽出したもののうち、土地の地目と現況が相違する事案は、所有者からの地目異動登記や異動の届け出がなされていないものであった。地目を変更した場合には、本来的には所有者がその異動について登記や届け出を行う必要がある。そのため、高松市としても土地の課税に影響を与える異動が生じた場合の届け出について、高松市民へのアナウンスを強化する必要がある。

【意見】 異動事由が生じた場合の届出に関する市民へのアナウンスの強化

また、現状、異動に関する届け出が少数に留まってしまっている要因として、高松市における過去の地目の異動等が発見された場合の実務についても、その一つとなっていると考えられる。

【意見】 過去の課税誤りに関する徴収方針

今回の調査対象としたもの以外にも組合せ①から③に該当する土地・家屋は存在するため、これらについて早急に調査を進めることが必要である。また、今回抽出

したもののうち、土地の地目と現況が相違する事案は航空写真による現況調査の方法やその主体、担当係の組織体制、係間の連携等その要因が多岐に渡ることから、今後高松市においては、計画的な見直しを行い、課税の公平性を確保する体制を早急に整備し、運用することが必要である。以下、上述した指摘及び意見の詳細を記載する。

a **【指摘】** 航空写真による現況調査の方法について

高松市における現状の航空写真による現況調査の方法は、パソコンの画面上に前回撮影時の航空写真と今回撮影時の航空写真を左右に並べて比較することで家屋の新增築及び滅失、地目異動の有無を確認し、閲覧している航空写真の地番に位置する固定資産について、別のパソコン画面で固定資産税システムを参照することによって、家屋の新增築処理や滅失処理の漏れ、地目異動の有無を確認している。

当該照合作業については、航空写真データ同士による自動的な照合や、固定資産税システムにおける家屋情報が航空写真データに画面上で投影される等はなく、全て担当者の目視によって実施している。

しかしながら、高松市内全域という広範囲の写真の比較や固定資産税システムの参照を行い、かつ時間も限られる中で当該調査を行う場合、データによる自動的な照合よりも見落としが生じる可能性が高くなると考えられ、今回の監査結果においても、単純な見落としとされるものも発見されている。

そのため、航空写真による現況調査の方法は、可能な限り自動化した上で、判断や追加調査が必要なものについては、担当係が追加調査を行うというような方法に改めるべきである。

b **【指摘】** 航空写真による現況調査の主体について

高松市における現状の航空写真による現況調査は、土地係が主体となって実施している。土地係の主たる業務は、土地の賦課に関するものであり、航空写真の比較調査においても、土地の地目の確認がその主目的となっている。そのため、家屋の新築・増築や滅失に関する調査を行うにしても、家屋係が行う場合よりも、見落としが生じる可能性が高くなってしまふことが考えられる。

航空写真による現況調査は、家屋係が実施している滅失・除却家屋の調査を補完するためにも非常に重要な調査手続である。そのため、航空写真の比較作業をデータによって自動化することや、家屋に関する航空写真の比較調査については家屋係が担当する等、調査方法や調査主体の見直しを図り、航空写真による調査作業の効率性や実効性を向上させることによって、今回のような滅失処理漏れを適切に発見できるような措置を講じるべきである。

c **【指摘】** 正確な家屋所在地番のシステムにおける管理

組合せ条件①③の監査手続の結果、家屋の所在地番と土地の地番が相違するものが検出された。

これは、当初（建築時）は家屋の所在地番と対応する地番を有していた土地が、

その後の分筆・合筆等による地番異動によって地番異動が登記されているものの、家屋の所在地番の異動登記がないため、家屋の所在地番が従前の所在地番となっていることが主な要因であった。

固定資産税システム上は、家屋の所在地番の異動登記があった場合に、正確に異動対象となる家屋を把握できるようにする必要があることから、家屋の所在地番情報は登記情報と整合させる必要がある。そのため、土地の分筆・合筆等による地番異動が生じており、家屋の所在地番異動の必要性を認識した場合でも、その登記がない限り、固定資産税システム上の所在地番異動処理は行わない。そこで、家屋係では、固定資産税システムではなく、紙面の固定資産台帳に正確な所在地番情報を記載することによって管理している。

家屋の正確な所在地番情報は、現地調査対象となった所在地番に対応する網羅的な家屋情報の把握による家屋の用途誤りや新築、滅失家屋の調査精度の向上が期待されることや、航空写真上の土地の地番に正確に対応した家屋の把握による地目の確認等の調査精度の向上が期待されること、加えて、今回の監査手続のような、同一所在地に存在する土地と家屋を正確に識別し、その地目・用途の組み合わせの適切性を検討するために重要な情報である。

しかしながら、その管理を紙面によった場合、その検索に時間を要すること、所在地番の異動修正等のメンテナンスに手間を要すること、他課・他係との情報共有が困難であること、紛失・滅失により情報が消滅する危険があること、データとして加工できない等の弊害がある。

そのため、登記上の所在地番情報とは別に、正確な所在地番情報を登録できるような固定資産税システムを改善し、紙面による管理からシステムによる管理に切り替えることで、当該情報をより有効に活用することができるようにするべきである。

d 【指摘】 家屋用途の変更処理

組合せ条件①の監査手続の結果、家屋の現況用途と固定資産税システム上の用途が相違するものが検出された。

家屋の用途は、新增築された際の現地調査によって把握し、その後の用途変更については、主に登記済通知書や所有者からの申出により把握し、現地調査を行っている。ここで、高松市では、用途変更が増改築等を伴う場合にはその用途及び構造等の見直しを行い、用途変更も含めて固定資産税システムへ登録することとなるが、用途変更が家屋の増改築等を伴わない場合や所有者からの申出がない場合には、用途変更に関する固定資産税システムへの登録を行わない実務となっている。

このような実務となっている背景としては、次のことが挙げられる。

- ・変更前用途の経年減点補正率に対応する変更後用途の経年減点補正率を求めた場合、経年表上の経過年数が実際の経過年数と一致しないこととなるが、旧固定資産税システム（平成24年12月31日まで稼働）において、このような用途

変更を行った場合、システム上の建築年月日が変更されてしまい、納税者に対する説明に苦慮することが容易に想定されること。

- ・用途変更された家屋は、旧固定資産税システムによる経年表の自動的な適用ができず、手入力で対応するなど煩雑・困難な例外的な処理が必要となってしまうこと。

確かに、固定資産評価基準には用途が変更された場合の評価の取扱いが明記されていないことや高松市の条例にも明記されていないことから、従来の実務慣行を継続して、用途変更処理を行わないことに一定の合理性は認められる。

しかしながら、財団法人資産評価システム研究センターが公表している「家屋評価に関する調査研究」（平成 12 年 3 月公表分）は、固定資産評価基準における経年減点補正率は本来、同じ構造であっても使用の形態により最終残価率までの到達年数に差が生じるものであることから、用途変更後の経年減点補正率を適用することが望ましいと結論付けており、現在もこの結論を踏襲しているところである。

また、用途変更処理を行わない場合には、主に次の問題点が考えられる。

- ・変更前の用途が納税通知書に記載されているため、納税者側の混乱等を招くことや納税者に対し正確な情報を提供できないこと。
- ・用途変更後に対応した減価率を適用できないこと。
- ・家屋の用途が現況と相違しているため、土地の地目を誤ってしまう可能性があること。

用途変更処理を行わない場合、上述した問題点が考えられることや、現行の固定資産税システムにおいては、用途変更処理を行っていなかった背景に記載したシステム上の問題も解消していることから、適時に用途変更処理を行い、家屋の正確な用途の把握や変更後用途に応じた評価による課税を行うべきである。

e 【意見】 地目・用途のイレギュラーな組合せについての調査手続の実施

地目・用途のイレギュラーな組合せについての調査手続によって複数件の土地の地目等と現況との相違が確認されており、調査手続として効率的であり効果的なものであったと考える。

航空写真による調査手続は 3 年に 1 回の手続であり、調査して以降 2 年の間に家屋の用途に変更が生じ、地目の変更が漏れてしまったものについては、次回の航空写真による調査手続までの間、その発見が遅れ地目が現況と相違することとなり、その結果、課税誤りが生じてしまう可能性もある。

したがって、航空写真による調査手続や現地調査等の現状実施している調査に加え、課税明細データを利用した地目・用途の組合せによる調査手続を毎年実施することにより、適切な課税を担保する手続をとることが望まれる。

f 【指摘】 土地係・家屋係の連携強化

土地の地目と家屋の用途のイレギュラーな組合せについて調査を行うことで土地の地目等と現況との相違が確認されたが、これは家屋の用途は現況と合致しており、適切に課税しているにも関わらず、対応する土地の地目について現況と相違した認定となったものである。

土地と家屋の固定資産税は極めて密接に関連する税目であり、家屋の用途によって、対応する土地の地目が決定され、課税額も大きく影響を受けることから、土地係と家屋係の連携は非常に重要である。

また、相互に連携をより強化するためには、土地係、家屋係に在籍する職員が、土地・家屋のどちらか一方の知識を有するだけでは十分でなく、両方の知識を深めることによって、一方の係の認定誤りについての気づきや感度を高めることが重要である。例えば、家屋の用途変更を行った際に土地の課税に与える影響はないか、また土地の地目変更を行った際にそれが家屋の課税に与える影響はないか等である。

したがって、土地係・家屋係の連携強化を図るために、現地調査結果や用途変更情報等についての定期的なミーティングによる相互の業務結果の確認や、相互に各税目の実務等についての勉強会の開催による知識の向上、担当地域ごとに係を跨いだグループを作ることによる係間の情報共有を行うことが必要である。

g 【意見】 資産税課の人員体制等

土地や家屋の現地調査や評価業務は高度な専門性や固定資産の所有者との折衝能力等が必要とされる。資産税課へのヒアリングによれば、各係の税目に関する知識を習得し、また実務能力を有するには3年から4年を要するとのことであった。

しかし、現状は、職員の定例の異動期間が3年から4年程度と短期化されている影響もあり、下記表 2-4-8 及び 2-4-9 のとおり、在籍経験年数4年未満の職員は土地係で87%、家屋係で50%を占めていることから、実務経験や知識の豊富な人材が不足している状況にあると考える。

また、このような職員構成は、職員の多くが担当税目の業務経験や知識の習得を優先する状況にあることを示しており、もう一方の税目についての理解も不足していると考えられる。なお、各係の職員のうち、もう一方の係における在籍経験があるのは、土地係で5年以上在籍者のうちの2人、家屋係で5年以上在籍者のうちの2人のみである。

加えて、航空写真の調査手続についてであるが、平成25年度における高松市の土地は約60万筆、家屋は約21万棟存在するため、単純計算で、土地係が一人当たり土地40千筆、家屋14千棟もの固定資産を担当していることとなり、当該作業を10か月程度の期間で遂行することが求められていることや、航空写真の比較調査等の大部分を人手で実施していることを勘案すれば、その負担は非常に重く、調査水準の低下にも繋がると考えられる。

今回の調査手続で検出された事項の発生要因及びそれが現在まで発見できなかった要因は、家屋新築時の現地調査や土地の評価替えの際の見落としや、航空写真調査の方法や主体の問題、土地係・家屋係の相互連携の不足が挙げられる。それらが生じてしまった背景の一つには、高松市の職員異動方針や土地係・家屋係の職員数にもあると考えられる。

したがって、高い専門性と所有者との折衝能力等の特殊技能が必要となる資産税課については、他課と異動方針を区分して、長期的な視点に立った育成計画や、実務経験、知識が豊富な職員を一定数確保できるようにするために異動期間の見直しや、職員の増員等を図ることが必要と考える。また、職員の専門性の早期向上を実現するために、業務マニュアルの充実や内部研修の充実を図る必要があると考える。

(表 2-4-7 : 【土地係・家屋係】 役職別職員数)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

係名	係長	副主幹	主査	主任主事	主任技師	主事	再任用職員	非常勤嘱託	合計
家屋係	1 人	1 人	1 人	9 人	0 人	4 人	1 人	1 人	18 人
土地係	1 人	0 人	2 人	5 人	1 人	5 人	0 人	1 人	15 人

(表 2-4-8 : 【土地係】 職員別在課年数及び経験年数)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

役職	人員	在課年数	累積在課年数	家屋評価経験年数	土地評価経験年数	備考
係長	a 氏	4 年	11 年	7 年	11 年	資産税課 2 度目の配属。
主査	b 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
〃	c 氏	2 年	2 年	0 年	2 年	
主任技師	d 氏	1 年	1 年	0 年	1 年	
主事	e 氏	2 年	2 年	0 年	2 年	
〃	f 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
〃	g 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
主任主事	h 氏	2 年	2 年	0 年	2 年	
〃	i 氏	3 年	3 年	0 年	3 年	
主事	j 氏	1 年	1 年	0 年	1 年	
主任主事	k 氏	4 年	4 年	0 年	3 年	
〃	l 氏	0 年	6 年	1 年	1 年	資産税課 2 度目の配属。
主事	m 氏	3 年	3 年	0 年	3 年	
主任主事	n 氏	5 年	5 年	0 年	5 年	
非常勤嘱託	o 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	

(表 2-4-9 : 【家屋係】 職員別在課年数及び経験年数)

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

役職	人員	在課年数	累積在課年数	家屋評価経験年数	土地評価経験年数	備考
係長	A 氏	1 年	5 年	5 年	4 年	資産税課 2 度目の配属。
副主幹	B 氏	4 年	4 年	4 年	0 年	
主査	C 氏	4 年	4 年	4 年	0 年	
主任主事	D 氏	5 年	5 年	5 年	0 年	
〃	E 氏	5 年	5 年	5 年	0 年	
〃	F 氏	2 年	2 年	2 年	0 年	
〃	G 氏	4 年	4 年	4 年	0 年	
〃	H 氏	5 年	5 年	5 年	0 年	
〃	I 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
〃	J 氏	1 年	1 年	1 年	0 年	
〃	K 氏	2 年	2 年	2 年	0 年	
〃	L 氏	1 年	5 年	6 年	0 年	
主事	M 氏	0 年	2 年	3 年	0 年	
〃	N 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
〃	O 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	
〃	P 氏	2 年	2 年	2 年	0 年	
再任用職員	Q 氏	3 年	19 年	19 年	8 年	資産税課 3 度目の配属。
非常勤嘱託	R 氏	0 年	0 年	0 年	0 年	

h 【意見】 異動事由が生じた場合の届出に関する市民へのアナウンスの強化

土地の地目と現況との相違や家屋の滅失漏れを現在まで発見できなかった要因には、上述したとおり、資産税課の事務手続や人員体制等にその問題があると考えられる。

しかしながら、そもそもの発端は、土地の地目異動や家屋の滅失の事実があるにもかかわらず、所有者からの地目異動登記、滅失登記がないことや地目異動に関する高松市への届出がないことにある。

不動産登記法第 37 条第 1 項には、土地の所有者等は地目に変更が生じた日から 1 か月以内に土地地目変更登記を申請しなければならないこととされており、不動産登記法第 57 条第 1 項には、家屋の所有者等はその滅失の日から 1 か月以内に当該建物の滅失登記を申請しなければならないこととされている。また、高松市では、住宅用地から非住宅用地、非住宅用地から住宅用地に地目を異動する際や家屋を滅失した場合には所有者等はその届出が必要とされており、農地を農地以外のものにするためには農業委員会又は農林水産大臣の許可が必要であることから、許可に関する

る申請が必要であるとされている。

登記や届出等は所有者等の義務であり、所有者等から登記や届出等が行われなかった場合、課税誤りが生じる可能性がある。

現状、高松市において、地目異動や家屋滅失に関しては、納税通知書への記載やホームページ掲載によるアナウンスを行っているが、さらに届出を促すための資料を納税通知書に別紙として同封するといった方法やホームページによる更なるアナウンスの強化等により、所有者に対する届出義務の周知徹底策をとることが望まれる。

i 【意見】過去の課税誤りに関する徴収方針

資産税課に対するヒアリングによれば、現状においては、課税の更正が必要であると判明した場合には、過去の課税漏れについては遡っての追徴課税は行っておらず、過去の課税が過大となっていた場合については遡って還付を行っている。

高松市においては過去からの実務慣行を継続しているが、その理由としては、土地及び家屋に関する固定資産税は、市町村が納めるべき金額を計算し納税者に通知する賦課課税方式によって税額を決定する仕組みとなっており、その評価及び税額決定に誤りがあった場合で、それが賦課を行う市町村の事務上の問題に起因する場合には、市町村側に責任があると考えていることから、納税者の理解が得られにくいことや、また、当該折衝には多くの時間を要し、在籍職員数を勘案すれば、その遂行が困難であったものと推察される。

固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、地方税法第 403 条第 1 項において、固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならないとされ、また、同条第 2 項において、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によって、公正な評価をするように努めなければならないとされている。そのため、土地の地目と現況との相違等については、現地調査や航空写真による調査によって発見できなかった高松市側にも責任があると考えられる。

しかしながら、地方税法第 417 条第 1 項（固定資産の価格等のすべてを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等）には市町村長は、第 411 条第 2 項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならないとされていることや、他の自治体における固定資産税の課税誤りには、市町村側の事務上の問題に起因すると思われるものであっても、地方税法に基づき過去 5 年間の追徴課税を行っている事例も見受けられる。また、追徴課税を行わないこととした場合、適切な評価のもと適切な税額を納税している市民との間で課税上の不公平が生じる。

そのため、高松市においては、他の市町村の課税誤りによる徴収方針や課税上の不公平を鑑みて、更正による過去の追徴課税に対する徴収方針を明確にすることが望まれる。また、その徴収方針に沿って、追徴課税を行うことによって、登記や届出に関する意識を向上させ、課税誤りの防止に繋がるものと考えられる。

(a) 組合せ条件①の監査手続結果

組合せ条件①の対象について調査を実施した結果は、次のとおりである。

(表 2-4-10：組合せ条件①の調査結果 1)

調査結果	件数	課税額への影響
土地の地目が現況と合致しているもの	23 件	なし
家屋の滅失処理が漏れていたもの	1 件	あり
土地の地目が現況と相違しているもの	1 件	あり
合計	25 件	

また、本調査で判明した家屋の滅失処理漏れ及び土地の地目と現況との相違による過去の影響額の概算（＋は過少、▲は過大）は次のとおりである（高松市資産税課集計）。

(表 2-4-11：組合せ条件①の調査結果 2)

(単位：千円)

No	平成 26 年度	過去 5 年間 (平成 22 年度～平成 26 年度)
1 (家屋)	▲6	▲30
2 (土地)	▲87	▲471
合計	▲93	▲502

土地の地目が現況と合致しているものとしては、居宅の床面積が 1/4 未満のもの、住宅展示場や福利厚生施設（保養所）として使用されているもの、別荘であるが低頻度で使用されているものであることから、住宅用地特例の適用対象外となり、住宅用地として土地が認定されていないものであった。

しかし、中には、課税額への影響はないものの、家屋の所在地番と土地の地番が相違するものや、家屋の現況用途と固定資産税システム上の登録用途が相違するものが発見された。

また、課税額に影響を与えるものとして、固定資産システムにおける家屋の滅失処理漏れや土地の地目と現況との相違がそれぞれ 1 件ずつ発見された。

今回発見された土地の地目等が現況と相違しているものの明細は次の表のとおりである。なお、課税標準額及び固定資産税は、地目が非住宅用地のままの場合における金額を記載している。

(表 2-4-12 : 【組合せ条件① : 土地の地目等が現況と相違しているもの】)

No	納税者	建築年	地目用途	地積床面積 (㎡)	価格 (千円)	課税標準額 (千円)	固定資産税額 (千円)	資産税課の調査結果	発見事項
1	A 氏 (個人)	—	宅地 (非住宅用地)	1,936	76,493	56,375	750	外観調査の結果、居宅が滅失されていると考えられる。なお、滅失は平成 22 年度以前に行われていると思われるが、閉鎖登記はされていない。	家屋の滅失漏れ
	B 社 (法人)	昭和 41 年	専用住宅	32	311	311	4		
2	C 社 (法人)	昭和 36 年	専用住宅	196	22,259	22,259	312	聴取調査の結果、5 階建ての建物のうち、4、5 階が社員寮になっていると回答があった。	土地の地目が現況と相違
		—	宅地 (非住宅用地)	236	15,607	11,378	153		

(b) 組合せ条件②の監査手続結果

組合せ条件②の対象について調査を実施した結果は、次のとおりである。

(表 2-4-13 : 組合せ条件②の調査結果 1)

	件数	課税額への影響
土地の地目が現況と合致しているもの	6 件	なし
土地の地目が現況と相違しているもの	11 件	あり
合計	17 件	

また、本調査で判明した土地の地目等の相違による過去の影響額の概算 (+は過少、▲は過大) は次のとおりである (高松市資産税課集計)。

(表 2-4-14 : 組合せ条件②の調査結果 2)

(単位 : 千円)

	平成 26 年度	過去 5 年間 (平成 22 年度～平成 26 年度)
1 (土地)	222	1,227
2 (土地)	102	531
3 (土地)	102	489
4 (土地)	79	462
5 (土地)	1,420	8,050
6 (土地)	189	951
7 (土地)	298	1,641
8 (土地)	67	386
9 (土地)	68	368
10 (土地)	426	2,185
11 (土地)	175	1,039
合計	3,152	17,333

土地の地目が現況と合致しているものとしては、居宅の床面積が1/2以上のものや隣接筆に専用住宅があって一体利用されているもの等であり、住宅用地として認定されているものであった。

課税額に影響を与えるものとして、土地の地目等が現況と相違するものが11件発見された。

今回発見された土地の地目が現況と相違しているものの明細は次の表のとおりである。なお、課税標準額及び固定資産税は、地目が住宅用地のままの場合における金額を記載している。

(表 2-4-15 : 【組合せ条件② : 土地の地目が現況と相違しているもの】)

No	納税者	建築年	地目用途	地積床面積(m ²)	価格(千円)	課税標準額(千円)	固定資産税額(千円)	資産税課の調査結果	発見事項
1	A氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	330	29,059	5,005	68	外観調査の結果、居宅部分がないと考えられる。過去には居宅があったと考えられる。	土地の地目等が現況と相違
		昭和60年	店舗	1,476	60,245	60,245	843		
2	B氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	256	27,481	4,651	64	外観調査の結果、事務所部分が多いと考えられる。評価資料は、床面積の概ね40%が居宅部分である。	土地の地目等が現況と相違
		昭和48年	事務所	1,028	48,794	48,794	683		
3	C氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	452	16,655	4,548	61	聴取調査の結果、居宅部分がないと考えられる。なお、過去には工場の中の家屋を居住用として利用していたが、現在は事務所として利用している。	土地の地目等が現況と相違
	D社 (法人)	昭和41年	工場	881	2,646	2,646	37		
4	E氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	366	5,587	1,786	23	立ち入り調査の結果、居宅部分の面積割合が1/4未満と考えられる	土地の地目等が現況と相違
	F氏 (個人)	昭和48年	工場	776	5,585	5,585	78		
	G氏 (個人)	昭和42年	工場	200	1,472	1,472	21		
昭和43年		工場	399	1,649	1,649	23			

No	納税者	建築年	地目用途	地積床面積 (㎡)	価格 (千円)	課税標準額 (千円)	固定資産税額 (千円)	資産税課の調査結果	発見事項
5	H社 (法人)	—	宅地 (住宅用地)	8,412	190,128	33,293	444	外観調査の結果、居宅部分がないと考えられる。過去には居宅があったと考えられる。	土地の地目等が現況と相違
	I社 (法人)	平成14年	倉庫	15	301	301	4		
		平成21年	工場	147	9,210	9,210	129		
		平成14年	事務所	758	44,039	44,039	617		
6	J社 (法人)	—	宅地 (住宅用地)	2,904	35,702	12,239	161	外観調査の結果、居宅部分がないと考えられる。なお、道路を挟んで向かい側には社員寮があるため、過去には土地を一体評価し、住宅用地として認定したのではないかと推察される。	土地の地目等が現況と相違
		昭和52年	工場	82	392	392	5		
		昭和48年	工場	738	2,297	2,297	32		
7	K社 (法人)	—	宅地 (住宅用地)	224	41,431	7,920	107	外観調査の結果、居宅部分がないと考えられる。現況は居酒屋等が入っている雑居ビルである。	土地の地目等が現況と相違
		昭和35年	店舗	715	13,607	13,607	190		
8	L氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	252	9,689	2,078	27	聴取調査の結果、居宅部分は4階の一部のみ (1/4未済) と回答があった。	土地の地目等が現況と相違
	M社 (法人)	昭和51年	事務所	708	26,382	26,382	369		
9	N社 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	420	23,798	6,447	87	聴取調査の結果、1棟内の居宅床面積が1/4以上1/2未満であることが判明した。	土地の地目等が現況と相違
		昭和53年	工場	700	19,667	19,667	275		
10	O氏 (個人)	昭和49年	店舗	210	3,899	3,899	55	外観調査の結果では、居宅部分の確認はできなかった。	土地の地目等が現況と相違
	P氏 (個人)	昭和49年	店舗	482	8,913	8,913	125		
	Q社 (法人)	昭和49年	店舗	239	9,166	9,166	128		
	R氏他複数 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	256	61,288	12,776	175		
11	S氏 (個人)	—	宅地 (住宅用地)	846	33,926	10,234	140	聴取調査の結果、居宅部分がないと回答があった。	土地の地目等が現況と相違
	T社 (法人)	昭和44年	工場	192	582	582	8		

(c) 組合せ条件③の監査手続結果

組合せ条件③の対象について調査を実施した結果、以下の事項が発見された。

(表 2-4-16：組合せ条件③の調査結果 1)

調査結果	件数	課税額への影響
土地の地目が現況と合致しているもの	22 件	なし
土地の地目が現況と相違しているもの	3 件	あり
合計	25 件	

また、本調査で判明した土地の地目と現況との相違による過去の影響額の概算（＋は過少、▲は過大）は次のとおりである（高松市資産税課集計）。

(表 2-4-17：組合せ条件③の調査結果 2)

(単位：千円)

No	平成 26 年度	過去 5 年間 (平成 22 年度～平成 26 年度)
1 (土地)	245	1,321
2 (土地)	11	58
3 (土地)	13	71
合計	269	1,451

土地の地目が現況と合致しているものとしては、広大な採掘場や農地に位置する家屋であり、全体から見てごく小さい割合であることから田・畑・山林として認定されているものであった。

しかし、中には、課税額への影響はないものの、家屋の所在地番と土地の地番が相違するものが散見された。

また、課税額に影響を与えるものとして、固定資産システムにおける土地の地目が現況と相違しているものが 3 件発見された。

今回発見された土地の地目が現況と相違しているものの明細は次の表のとおりである。

なお、課税標準額及び固定資産税は、地目が田・畑・山林のままの場合における金額を記載している。

(表 2-4-18 : 【組合せ条件③】: 土地の地目が現況と相違しているもの No. 1~No. 3))

No	納税者	建築年	地目用途	地積床面積 (㎡)	価格 (千円)	課税標準額 (千円)	固定資産税額 (千円)	資産税課の調査結果	発見事項
1	A氏 (個人)	—	山林	6,914	91	91	1	本件土地は養鶏場用地となっているため、地目は雑種地であると考えられる。	土地の地目が現況と相違
		昭和 47 年	附属農家	396	515	515	7		
		昭和 47 年	附属他	396	515	515	7		
		昭和 47 年	附属農家	396	515	515	7		
2	B氏 (個人)	昭和 53 年	倉庫農家	207	601	601	8	倉庫として課税されている家屋があるため、地目は非住宅用地であると考えられる。	土地の地目が現況と相違
		昭和 3 年	農家住宅	86	53	53	0		
		昭和 20 年	附属住宅	20	8	8	0		
		—	畑	480	26	26	0		
		昭和 50 年	専住一般	46	826	826	11		
		昭和 30 年	附属農家	112	646	646	9		
		昭和 50 年	倉庫農家	53	103	103	1		
3	C氏 (個人)	昭和 47 年	附属住宅	308	676	676	9	本件土地は鶏舎があるため、地目は雑種地であると考えられる。	土地の地目が現況と相違
		—	田	570	42	42	0		

(イ) 【指摘】 納税通知書の発送除外先の網羅的な把握の実施

納税通知書の発送が網羅的に実施されていることを確認するため、平成 25 年度の外部業者が作成した納税通知書の件数と、高松市が提出した発送先依頼一覧件数を照合した。

その結果は下記表のとおりである。

(表 2-4-19 : 高松市依頼件数と外部委託会社作成件数)

高松市 依頼件数 ①	外部委託会社 最終作成件数 ②	差 ①-②
165,215 件	165,062 件	153 件

表のとおり、高松市が当初外部委託会社に作成を依頼した件数と、外部委託会社が最終的に作成し、納品した件数との間に差が生じていた。

この要因は、高松市が当初依頼する時期が 3 月上旬頃であり、依頼日以降において、全額免税の適用があった所有者等については、発送先から除外しているとのことであり、当初依頼日以降に納税通知書の発送対象から除外された先が 153 件発生したこととなる。

依頼後の発送リストからの引き抜きに関しては、外部委託会社に対する電話（口頭）による連絡やメールによる連絡もあるとのことであり、資産税課として何をどのような理由で引き抜いたか等の一覧が管理されていない状態であった。

これでは、資産税課担当者の誤った引き抜き指示が生じかねないことや、外部委託会社が受け取った指示と異なる対象を引き抜き対象としてしまった場合や引き抜きが漏れてしまった場合、納税者が意図せず滞納者となってしまうことや減免者等に対する納税通知書の発送が生じかねない。

したがって、資産税課においては、外部委託業者から最終的な引き抜き対象を事前に入手し、その内容が指示どおりのものとなっているかを確認し、当初依頼件数から最終引き抜き件数を控除した件数が、最終発送対象の件数と合致しているか確認し、納税通知書の発送誤りや漏れを防止する措置を講じるべきである。

5 固定資産税（家屋）

(1) 固定資産税（家屋）の概要

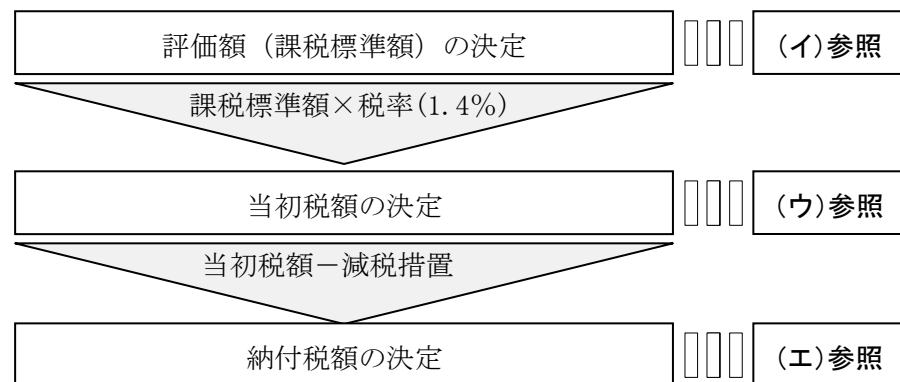
下記以外の概要部分については、固定資産税（土地）に記載している。

ア 家屋の納付税額の算出、減税措置

(ア) 全体的な計算の流れ

家屋の納付税額計算の全体的な流れを示すと下記のとおりである。

(図 2-5-1：家屋の納付税額計算の全体的な流れ)



(イ) 評価額（課税標準額）の決定

家屋の評価額は、固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に算定される。固定資産評価基準には、「新築家屋」と「新築家屋以外の家屋（在来分家屋）」の評価方法をそれぞれ規定している。

a 新築家屋の評価

新築家屋の評価額は次の計算式により決定される。

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

・再建築価格

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費。

・経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等を表したものの。

b 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価額は、新築家屋の評価と同様に求めるが、その価額が前年度の価額を超える場合は、通常、前年度の価額に据え置かれる。

なお、増改築又は損壊等がある家屋については、再評価される。

(ウ) 当初税額の決定

当初税額は次の計算式により決定される。

$$\text{当初税額} = \text{評価額 (課税標準額)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

(エ) 納付税額の決定

納付税額は、当初税額から、各種の減税措置による減額分を控除して決定される。
家屋に関しては、多種の減税措置が定められている。

$$\text{納付税額} = \text{当初税額} - \text{減税措置による減額分}$$

a 新築住宅に対する減額措置

平成 28 年 3 月 31 日までに新築された住宅については、新築後一定期間の固定資産税額が 2 分の 1 に減額される。平成 26 年度の新築住宅にかかる減額措置の適用関係は次のとおりである。

(a) 適用対象

次の要件を満たす住宅が適用対象となる。

- ・専用住宅や併用住宅であること

※ 併用住宅については、居住部分の割合が、2 分の 1 以上のものに限られる。

- ・床面積が 50 m²（一戸建以外の貸家住宅にあつては 40 m²）以上 280 m²以下

(b) 減額される範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち、住居として用いられている部分（居住部分）だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象とならない。

なお、住居として用いられている部分の床面積が 120 m²までのものは、その全部が減額対象に、120 m²を超えるものは、120 m²分に相当する部分が減額対象になる。

(c) 減額される期間

- ・一般の住宅（木造住宅など）…新築後 3 年度分

（長期優良住宅は新築後 5 年度分に延長される。）。

- ・3 階建以上の中高層耐火住宅（マンションなど）…新築後 5 年度分

（長期優良住宅は新築後 7 年度分に延長される。）

※ 長期優良住宅の適用（減額される期間の延長）を受けるためには、長期優良住宅認定通知書又はその写しを添付して市区町村に申告することが必要となる。

b その他の減額措置

(a) 住宅耐震改修に伴う減額措置

昭和 57 年 1 月 1 日以前の住宅について、工事費 50 万円以上の耐震改修工事を行い、その工事が完了した日から 3 か月以内に現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書を添付し、高松市資産税課に申告した場合は、1 戸当たり 120 m²相当分まで固定資産税の税額を次の期間 2 分の 1 に減額する特例を受けることができる。

- ・平成 25 年～27 年末までの改修工事

改修工事完了日の翌年度から 1 年度分

(b) 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 19 年 1 月 1 日以前から所在する住宅のうち、65 歳以上の者、介護保険法の要介護若しくは要支援の認定を受けている者、又は障がい者が居住している住宅（賃貸住宅を除く）で、平成 19 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、居住の安全性及び高齢者等に対する介助の容易性の向上に資するなどの一定のバリアフリー改修工事（※）を行い、その工事が完了した日から 3 か月以内に工事明細書や写真など工事内容を確認することができる書面を添付し、高松市資産税課に申告した場合は、1 戸当たり 100 ㎡までを限度に、工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り、税額の 3 分の 1 を減額する特例を受けることができる。

ただし、現在、新築住宅に係る減額措置や耐震改修による減額措置などの適用を受けている場合は適用対象外となる。

※ 一定のバリアフリー改修工事とは、次の改修工事で、補助金等を除く自己負担額の合計が 50 万円以下のものをいう。

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改造
- ・手すりの取付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取替え
- ・床表面の滑り止め化

(c) 住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

平成 20 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に、既存住宅において一定の要件を満たす省エネ改修工事を行った場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額が減額される。

1. 対象となる家屋

- ① 平成 20 年 1 月 1 日以前から所在している家屋（賃貸住宅は除く。）
- ② 次のイの工事、又はイと併せてロ～ニの工事を行うこと
 - イ) 窓の断熱改修工事（必須）
 - ロ) 床の断熱改修工事
 - ハ) 天井の断熱改修工事
 - ニ) 壁の断熱改修工事
- ③ 改修部位がいずれも現行の省エネ基準に新たに適合すること
- ④ 省エネ改修工事に要した費用の合計が 50 万円以上であること
- ⑤ 現在、他の固定資産税軽減・減額措置等を受けていないこと

ただし、バリアフリー改修に伴う減額措置と併せて適用することは可能。

2. 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税額を3分の1減額。

ただし、対象となる床面積は、1戸につき120㎡までに限る。

3. 申請方法

改修工事完了後3か月以内に、下記の書類を高松市資産税課に提出する。

(3か月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入する必要がある。)

- ① 省エネ改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ② 建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する証明書
- ③ 改修工事に要した費用を証する書類(工事費明細書、領収書等)
- ④ 改修工事後の建物平面図

(2) 事務手続の概要

固定資産税(家屋)の賦課業務(評価業務を含む)は、資産税課家屋係が担当している。

固定資産税(家屋)に関する主な事務手続の概要は以下のとおりである。

ア 家屋の基本情報の異動等の把握

固定資産税(家屋)の賦課にあたって必要な情報(所有者、用途、面積、新築・増築及び滅失等)の異動等は、主として以下の業務によって把握している。

(ア) 登記済通知書による異動情報の把握

毎週1回程度法務局より受領した登記済通知書に基づいて、所有者、家屋の用途等の変更、新築・増築家屋の把握及び滅失家屋の把握を行う。登記済通知書と課税内容が一致していない場合で、次の場合等には現地調査の対象となる。

- ・新たな所有者が宗教法人や社会福祉法人等で非課税の対象となる可能性がある場合等
- ・課税用途と登記用途が相違する場合
- ・課税面積と登記面積が相違する場合
- ・新築・増築家屋の場合
- ・滅失家屋の場合

なお、登記済通知書の異動内容が、土地の課税にも影響する場合(住宅から非住宅や非住宅から住宅の用途変更の場合)には、必ず土地の担当者と連携を行い、調査を行うこととなっている。

(イ) 建築確認申請による新築・増築情報の把握

家屋係は、登記済通知書による新築・増築情報の把握の他、毎月、高松市都市整備局建築指導課に保管されている建築確認申請を閲覧し、建築予定リストを作成している。当該リストに基づき、新築・増築家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

(ウ) 除却届・家屋滅失届出書による滅失情報の把握

家屋係は、登記済通知書及び納税者から提出された家屋滅失届出書による滅失情報の把握の他、高松市都市整備局建築指導課に保管されている除却届・取壊届をもとに、除却予定リストを作成し、滅失家屋の網羅的な把握と現地調査計画の策定に役立てている。

イ 家屋の評価の実施

家屋の基本情報の異動等を把握した後、その対象について現地調査を行い、その結果を家屋評価システムへ登録し、評価計算が行われる。

(ア) 現地調査の実施

ア (ア) から (ウ) の手続によって現地調査の対象とされた家屋について、現地調査計画に基づいて、登記済通知書や家屋調査票等を持参の上、家屋調査を行う。家屋調査は2人体制で、うち1人は経験のある担当者との組み合わせで実施する。これは、家屋の評価については高い専門性が求められるためである。

なお、家屋調査においては、天井、壁、床の仕上げや建築設備の個数、外壁仕上げ等の多数の項目を確認する。

(イ) 家屋評価システムへの登録及び評価

現地調査によって作成された家屋調査票に基づき、現地調査の担当者は家屋評価システムにその内容を入力する。家屋の評価は、家屋評価システムにて自動計算される。自動計算された家屋の評価情報は、固定資産税システムに自動連携される。

ウ 税額計算の実施

(ア) 固定資産税システムにおける自動計算

家屋評価システムによって自動計算された家屋の評価情報に基づき、固定資産税システムにおいて、家屋の課税標準額、固定資産税額等が自動計算される。

(3) 監査手続と監査結果

固定資産税(家屋)の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続とその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

(ア) 登記済通知書の異動情報が適切に固定資産税システムに登録されていることを確認するため、任意の件数について登記済通知書と固定資産税システムの登録内容を照合した。

(イ) 平成25年度建築予定リストに記載された任意の件数の新增築について現地調査票及び家屋評価システムへの登録内容を確認した。

(ウ) 除却リストに記載された任意の件数の除却家屋について現地調査票及び固定資産税システムへの登録を確認した。

- (エ) 家屋滅失届出書が提出された任意の件数の滅失家屋について現地調査票及び固定資産税システムへの登録を確認した。
- (オ) 家屋評価システムから固定資産税システムへのデータが適切に連携されていることを確認するため、任意の件数について家屋評価システムと固定資産税システムの登録内容を照合した。
- (カ) 固定資産税システムにおいて税額計算が適切に算定されていることを確認するため、任意の件数について固定資産税システムの税額計算を再計算した。
- (キ) 土地と家屋の用途が適切であることを確認するため、課税明細データ（平成 26 年 1 月 1 日時点）から任意の件数の固定資産について、家屋の用途の適切性を確認した。（第 2-4 固定資産税（土地）（3）を参照）
- (ク) 新築家屋の特例措置が適切に適用されていることを確認するため、課税明細データ（平成 26 年 1 月 1 日時点）から任意の件数の固定資産について、措置状況を確認した。
- (ケ) 納税通知書の発送が網羅的に実施されていることを確認するため、平成 25 年度の外部業者が作成した納税通知書の件数と、高松市が提出した発送先依頼一覧件数を照合した。（第 2-4 固定資産税（土地）（3）を参照）

イ 監査結果

アの監査手続等を実施した結果は、以下のとおりである。

- (ア) **【指摘】** 家屋滅失届出書の必要項目記入の徹底及び確認者による押印の徹底
家屋滅失届出書が提出された任意の件数の滅失家屋について家屋調査票及び固定資産税システムへの登録を確認した結果、下記表の事項が検出された。

（表 2-5-1：監査手続（エ）の検出事項）

No	家屋の所在地	床面積 (㎡)	取壊年月日	検出事項
1	中野町	48.75	平成 25 年 12 月 12 日	家屋滅失届出書に確認者による確認印がなかった。
2	扇町	174.64	平成 25 年 2 月 28 日	家屋滅失届出書に確認者による確認印がなかった。
3	木太町	104.3	平成 25 年 11 月 28 日	家屋滅失届出書に取壊後の使用用途（駐車場や新築建替等）の記載がなく、確認者による確認印がなかった。
4	木太町	16.52	平成 15 年 5 月末	家屋滅失届出書の記載が一切なく、確認者による確認印がなかった。
5	女木町	18.17	平成 25 年 6 月 24 日	家屋滅失届出書に家屋調査日付の記載がなく、確認者による確認印がなかった。

課税上は、滅失事実を反映した税額計算が実施されていたものの、上記表のとおり、家屋滅失届出書における必要項目の記載が全くないものが 1 件、調査日の記載がないものが 1 件（記載が全くないものを除く）検出された。また、現地調査者以

外の者による確認証跡（押印）がないものが5件発見された。

家屋の滅失は、家屋の課税額に影響を与え、土地の課税にも影響を与える場合がある重要な異動である。

担当者は現地調査を行うことはもちろんのこと、その調査結果を正確に記録してはじめて異動事実の確認という職務を全うしたことになる。また、現地調査者以外の者が、その内容を確認することによって、現地調査結果の信頼性を向上させることに繋がる。

したがって、家屋滅失届出書への必要項目の正確な記録やその記録について担当者以外の者の確認を徹底すべきである。

6 固定資産税（償却資産）

(1) 固定資産税（償却資産）の概要

ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度、免税点等

(ア) 意義

固定資産税（償却資産）は、毎年1月1日（賦課期日）現在の償却資産の所有者が、その資産のある市町村に、その資産価値に応じて算定された税額を納める税金である。

高松市内にある償却資産の所有者は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、所有している償却資産の状況を、高松市へ申告することとなる（地方税法第383条）。申告期日は1月31日である。

高松市は、申告に基づき、固定資産評価額（※1）を算定し、固定資産評価額をもとに課税標準額を決定し、税率（※2）を乗じて税額を計算する。

※1 固定資産の評価は国の定めた固定資産評価基準に基づき、償却資産の取得価額、取得年月日及び耐用年数に応じて、申告された資産一品ごとに、賦課期日（1月1日）現在の評価額が算定される。

※2 高松市の固定資産税の税率は100分の1.4（標準税率）である。

(イ) 対象資産

固定資産税（償却資産）の対象資産となる償却資産とは、事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形固定資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいう。

(表 2-6-1：償却資産の種類と具体例)

資産の種類		具体例
1 構築物	構築物	舗装路面、緑化施設等の外構工事、門、塀、広告塔、屋上看板、庭園、サイロ、独立キャノピー、屋外水槽、外灯、独立煙突、ビニールハウスなど
	建物附属設備	受変電設備、給排水・衛生・ガス設備、LAN配線、賃借人による内装など
2 機械及び装置		旋盤等の工作機械、ボイラー設備、魚群探知機、パワーショベル・ブルドーザー等の土木建設機械、太陽光発電システムなど
3 船舶		漁船、フェリー、貨物船、油そう船、モーターボート、ヨットなど
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具		フォークリフト、クレーン車等の大型特殊自動車（運輸局への登録の有無にかかわらず、償却資産に該当する。）、構内運搬車、客車など(※)
6 工具、器具及び備品		OA機器、机、陳列ケース、金庫、冷蔵庫、応接セット、ルームエアコン、医療機器、理容器具、金型、自動販売機、テレビ、立看板、ネオンサイン、パチンコ台、無人駐車場料金徴収装置、漁具、貸植木など

※ 軽自動車税の課税客体である小型特殊自動車との区分

次の条件を1つでも満たす場合は、大型特殊自動車となる。

- ① 農耕作業用自動車（最高速度が 35 km/h 以上のもの）
- ② 農耕作業用自動車以外のもの
 - ・最高速度が 15 km/h を超えるもの
 - ・全長が 4.7m を超えるもの
 - ・全幅が 1.7m を超えるもの
 - ・全高が 2.8m を超えるもの

(表 2-6-2：申告の必要がない資産)

① 平成 20 年 4 月 1 日以後契約分のファイナンス・リース資産で、所有者が取得した際の取得価額が 20 万円未満の資産
② 取得価額が 10 万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、一時に損金又は必要経費に算入している資産。(少額の減価償却資産)
③ 取得価額が 20 万円未満で、法人税法又は所得税法の規定により、3 年間で一括償却している資産。(一括償却資産)
④ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる資産。
⑤ 無形固定資産（特許権、営業権、平成 12 年 4 月 1 日以降取得のソフトウェア等）
⑥ 牛、果樹、その他生物。(観賞用・工業用のものは申告対象。)
⑦ 書画・骨董品等の非減価償却資産。
⑧ 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金等）

(ウ) 納税義務者

毎年 1 月 1 日(賦課期日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となる。償却資産の所有者は、償却資産台帳に所有者として登録されている人となる。

(エ) 非課税制度等

地方税法第 348 条及び地方税法附則第 14 条の適用を受ける償却資産については非課税とする旨定められている。また、地方税法第 349 条の 3 及び地方税法附則第 15 条の適用を受ける償却資産については、課税標準が軽減される旨定められている。

(オ) 免税点

申告すべきすべての償却資産の評価額の合計が課税標準額となるが、課税標準額が 1,500 千円未満の場合、課税されない。なお、課税標準額が 1,500 千円未満の場合であっても、申告書の提出は必要である。

(カ) その他

申告された内容を確認するため、実地調査（地方税法第 353 条及び第 408 条）並びに法人税及び所得税に関する書類を閲覧（地方税法第 354 条の 2）することが認められている。

また、調査等の結果、償却資産の申告及び修正申告が必要である場合には、現年

度だけでなく、資産の取得年次に応じて過年度に遡及して課税する（地方税法第 17 条の 5）ことができる。

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

課税標準額に税率（1.4%）を乗じて税額が算出される。

なお、固定資産税（償却資産）の評価額の具体的な計算方法は以下のとおりであり、評価額の最低限度は取得価額の 5%である。

前年中に取得された償却資産：評価額＝取得価額×（1-減価率/2）

前年前に取得された償却資産：評価額＝前年度の評価額×（1-減価率）

また、償却資産税を算定するにあたり、取得価額、償却方法等について以下の点が国税と異なっている。

（表 2-6-3：固定資産税（償却資産）調定額等）

項目	国税の取扱い （法人税・所得税）	地方税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	選択制	固定資産評価基準に定める減価率＝法人税法等の旧定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
増加償却	適用可	適用可
特別償却・割増償却	適用可	適用不可
圧縮記帳の制度	適用可	適用不可
評価額の最低限度額	備忘記録（1円）	取得価額の 5%
改良費（資本的支出）	一部合算も許容	すべて区分評価

固定資産税（償却資産）の減免制度については、第 2-4 固定資産税（土地）（1）イ（ウ）を参照。

(イ) 以下の資産については、固定資産税（償却資産）が非課税又は軽減される。

課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法（第 349 条の 3、附則第 15 条、第 15 条の 2 及び第 15 条の 3）に規定された償却資産のうち、一定の条件を充足するものは特例が適用され固定資産税が軽減される。

地方税法第 348 条及び地方税法附則第 14 条に規定された償却資産のうち、一定の条件を充足するものは非課税とされる。

ウ 納付方法

納付方法については、第 2-5 固定資産税（土地）（1）エを参照。

エ 調定額の推移及び償却資産段階別納税義務者数

（ア） 固定資産税（償却資産）の調定額等の推移は下記のとおりである。

（表 2-6-4：固定資産税（償却資産）調定額等の推移）

（単位：百万円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	3,106	2,996	2,924	2,794	2,810
収入済額	3,060	2,958	2,892	2,769	2,795
不納欠損額	2	2	5	2	2
収入未済額	43	37	28	23	13
収納率	98.5%	98.7%	98.9%	99.1%	99.5%

（イ） 平成 26 年度の納税通知書発送ベースでの償却資産段階別納税義務者数は以下のとおりである。納税義務者は 3,112 人であり、対象資産額が 10 百万円以下の納税義務者が 61.7%と過半を占めているものの、対象資産が 100 百万円以上の納税義務者で課税標準額の 73.0%と過半を占めているのが特徴となっている。

（表 2-6-5：平成 26 年度償却資産段階別納税義務者数）

区分	納税義務者数（人）	課税標準額（百万円）
1.5 百万円以上 10 百万円未満	1,922	8,022
10 百万円以上 20 百万円未満	460	6,506
20 百万円以上 30 百万円未満	162	3,992
30 百万円以上 100 百万円未満	359	19,331
100 百万円以上	209	102,498
合計	3,112	140,352

※ 上記の内訳は、個人は 138 人、法人が 2,974 人となっており、圧倒的に法人が多い。なお、平成 25 年 11 月末に発送している償却資産申告書の高松市からの発送件数は 6,561 件であり、その時点で 3,503 件が免税点以下となっている。

オ 組織体制

資産税課に属する償却資産係は係長以下 4 人で構成されている。詳細については、表 2-1-6 を参照。

(2) 事務手続の概要

固定資産税（償却資産）に係る主な事務手続の概要は下記のとおりである。

ア 提出された償却資産申告書の形式的なチェック及び固定資産課税台帳への入力

(1) ア（ア）固定資産税（償却資産）の概要にも記載したとおり、高松市内にある償却資産の所有者は、資産の多少、増減の有無にかかわらず、所有している償却資産の状況を、高松市へ申告することとなる。申告手段としては、申告書による以外に、電子申告（eLTAX）制度がある。平成 25 年中に提出された申告件数は 6,713 件であり、このうち、703 件は eLTAX により申告されている。償却資産係では、eLTAX で申告されたものも一度出力し、申告書による申告分を含めて、エラーチェックを行った上で、主に外部委託業者のパンチングにより固定資産税システムに入力している。

イ 課税標準額の計算及び賦課計算

償却資産に係る課税標準額の計算及び賦課計算については、固定資産税システムにより自動計算されている。

ウ 納税通知書の作成及び発送

固定資産税（償却資産）の納税通知書については固定資産税（土地・家屋）を含めて固定資産税システムが生成した作成依頼リストに基づき、外部委託業務先が作成、発送している。

エ 償却資産申告書の実質的内容のチェック及び調査

固定資産税（償却資産）は賦課税であるが、納税者の償却資産申告書により賦課計算を行っており、申告書の正誤が賦課計算の正確性に影響を与えることになる。このため、償却資産係では、税務署情報（法人税申告書）と固定資産税システム登録情報を照合し、5,000 千円以上の差額があるものについて検討・調査を実施している。

オ 未申告者の把握及び調査

一度、申告書が提出されたものの、翌年申告書が提出されない場合には、登録されている課税台帳の年度更新によるみなし課税を行う制度となっている。

一方、提出されるべき申告書が一度も申告されない場合には、そもそも賦課計算が行われないことになる。まずは、一度、申告があることが重要となるため、償却資産係では、税務署情報（法人税申告書）と固定資産税システム登録情報を照合し、免税点である 1,500 千円以上の未登録先について検討・調査を実施している。

カ その他

減免等については、納税義務者からの減免申請に対して、一定の承認手続に基づき、決定する。

(3) 監査手続と監査結果

固定資産税（償却資産）の特徴や高松市における事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 未申告者の把握の妥当性を検討するため、資産税課償却資産係の実施した平成 25 年度の税務署情報（法人税申告書）との照合結果を閲覧した。
- (イ) 申告書の内容の調査の妥当性を検討するため、資産税課償却資産係が実施した平成 25 年度の税務署情報（法人税申告書）との照合結果を閲覧した。
- (ウ) 適切に納税通知書が作成され、漏れなく送付されているかを検討するため、資産税課による作成、発送のチェック状況を確認した。
- (エ) 適切に賦課計算がなされていることを検討するため、納税通知書に記載された賦課額について、任意の件数について償却資産申告書との整合性を検証した上で、賦課計算を再実施した。
- (オ) 減免対象者について減免手続に準拠して承認されていることを検討するため、任意の件数について関連書類を閲覧した。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【意見】 申告書及び納税通知書の発送チェック

申告書及び納税通知書については、現在、外注先が作成・発送しているが、発送件数等の確認を明確にしているか不明である。発送すべき申告書及び納税通知書が最終的に発送されているか否かは、その後の納付に大きな影響を及ぼすことからすると、公平性並びに財政の健全化の観点からも、重要なポイントとなる。

したがって、業者に発送を委託する場合であっても、発送されるべき納税者に発送されているかを確認する必要がある。

なお、平成 26 年度における当初調定数（納税者数）と納税通知書作成委託業者からの納品及び郵便発送資料を照合した結果、件数は一致していた。

(イ) 【指摘】 税務署情報の活用 1

平成 25 年度より、償却資産申告書の未申告者及び過少申告等を把握するため、税務署情報（法人税申告書）と償却資産申告書の比較を実施している。平成 25 年度では、5 月 6 月 8 月の 3 か月で、平成 25 年 1 月から 6 月までが決算期である法人について実施していた。平成 25 年度に関しては、調査初年度ということもあり税務署から提出された全件(3,274 件)について調査表を作成している。

平成 26 年度からは 4 月以後 12 月まで、法人税申告書上、免税点以上の法人について調書を作成し、償却資産申告情報と突合しているが、対象とする決算期が平成 26 年 1 月以後 6 月までとしているため、平成 25 年 7 月から 12 月が決算期である法人が対象外となっている。

平成 25 年度の課税状況調べ調書における法人登録数 15, 535 件のうち高松市内本社登録件数は 10, 745 件であることからすると、7 月から 12 月決算の会社がカバーされていないため約 2/3 が調査対象となっていないことになる。

今後は、1 月から 12 月全ての決算について網羅的に調査できるよう、スケジュールを作成する工夫が必要である。

(表 2-6-6 : 税務署情報調査件数)

調査実施月	未調査又は調査対象外		調査対象		総合計
	申告あり	法人税申告書 額免税点以下	未申告調査	過少調査	
5 月	248	566	27	20	861
6 月	249	537	18	20	824
8 月	637	864	59	29	1, 589
合計	1, 134	1, 967	104	69	3, 274

※ 調査実施月 5 月では、例えば、平成 26 年 1 月以後の決算期の会社が調査対象となっている。

(ウ) 【指摘】 税務署情報の活用 2

平成 25 年度における税務署情報（法人税申告書）と償却資産申告書との比較に際しては、上述のとおり、平成 25 年 1 月から平成 25 年 6 月が決算期の法人を対象としているが、法人税申告書における償却資産残高（取得価額及び簿価）と償却資産申告書とに乖離がある法人のうち、差額が 5 百万円以上のものに限定している。

平成 25 年度では調査対象を比較の結果、乖離が 5 百万円以上としているが、税の公平性の観点からすると差額 5 百万円未満や簿価情報がそもそも不明な法人についても調査対象としていく必要がある。また、平成 25 年度の調査で対象外とされた納税者が、平成 26 年度中に税額で 48 千円ではあるが修正申告を行っているケースも見受けられた。当該案件自体は税額への影響は小さいものの、上記の差額基準の判断が担当者に委ねられている点、除外したものについて、上長がレビューするなど、判断の均一性を担保する仕組みを構築することが必要と考えられる。

(エ) 【指摘】 減免申請漏れ

平成 25 年度の調査結果において未調査又は調査対象外としている調査票について閲覧したところ、高松市 A 組合については、法人税申告書では計上されているアーケード舗装道路 607, 069 千円が償却資産申告書には計上されていなかった。

平成 26 年度には減免申請が承認されているため、結果として課税額に影響はなかったかもしれないが、減免対象である償却資産については、償却資産申告に記載の上、減免申請により承認を受けるべきところ、当初から省略して申告している。このような処理は、減免処理の手續準拠性に違反するため、本来、修正した償却資産申告書を提出させ、減免申請をさせるべきである。

(オ) 【指摘】 未申告又は過少申告に対する過年度遡及

固定資産税（償却資産）の調定については、上記のとおり平成 25 年度より、償却資産明細未申告による調定漏れを防止するため、税務署における法人税申告書との照合を強化した結果、平成 25 年度において 13,161 千円の増額となった。内訳としては、未申告法人に関する調査 104 件のうち、39 件が申告漏れであり 5,250 千円の増額、申告法人に関する過少申告調査 69 件のうち、37 件が過少申告であり 7,911 千円の増額となっている（上記調査対象会社のうち、平成 26 年度から申告を開始した会社数は 12 社で税額は 1,330 千円）。

しかしながら、これらの徴収にあたって、過年度への遡及は行っていない。調定すべきものについて、当初の調定段階から対象としないことについては、税の公平性からすると合理性がない。また、地方税法上も過年度分についても調定することが適切な処理であると考えられる（地方税法第 17 条の 5）。過年度へ遡及については、これまで、実務慣行的に例は少ないとされているが、近年は他の自治体においても、過年度に遡及して徴収する実務が醸成されてきているところであり、高松市においても徴収すべきである。

なお、平成 25 年度調定において明らかになった償却資産未申告法人 39 件について、平成 25 年度から事業開始まで最大 4 年間の過年度分を概算で計算すると 18,166 千円となる。

また、罰課金についても、本税と同様の処理がなされているが、これらについても本来は徴収すべきであり、免除するのであれば判断手続の遵守が必要となると考える。

(カ) 【指摘】 課税漏れと他税科目との情報共有 1

法人の償却資産申告漏れを事前に防ぐ手立てとして、償却資産係では、上記に記載の税務署調査を実施している。ただし、税務署調査で把握できる未申告者は、高松市本店の会社に限定されている。高松市外に本店を置く会社の支店等に係る申告漏れについても調査すべきであると考えられる。

高松市では平成 24 年度から順次、課税に関するシステム化を強化している。当該事項に関連する調査の基礎情報については、市民税課での法人申告者登録データから高松市本店登記会社を除いて作成されたデータを利用するなど、現状あるデータを利用することが可能と考えられる。

例えば、高松市は事業所税の調査のために、固定資産税システムの家屋データから 1 つの家屋の面積が 800 m²以上の家屋で事業所税の登録がない先を抽出したリストを作成しているが、このうち、税系基幹システムに法人登録されていない 6 法人に限定して償却資産の申告状況を確認したところ、1 社を除き、申告はなされていない（下記参照）。家屋を一括して賃貸の用に供する等のように家屋の所有者と償却資産の所有者とが異なる場合もあり得るので、これらが直ちに償却資産の申告漏れとは言えないが、

少なくとも申告漏れ調査の対象として検討する必要があると考える。

なお、このような情報の共有化は当該事案に限定されるわけでないため、各税科目で共有できるデータについて、各課の枠を超えて有効利用する工夫が望まれる。

(表 2-6-7：家屋面積 800 m²以上の物件を保有しているが償却資産税の申告がない法人)

物件所在地	所有者	家屋面積 (m ²)	備考
高松市香南町	A 法人	1,270	工場
高松市香南町	B 法人	1,266	事務所
高松市中央町	C 法人	8,895	旅館
高松市中新町	D 法人	4,407	事務所
高松市兵庫町	E 法人	2,555	事務所

(表 2-6-8：固定資産税（償却資産）の法人に関する調査状況)

		法人税申告書有	法人税申告書無
償却資産申告書無	本社市外	未申告の調査可能	未申告の調査不能
	本社市内		未申告の調査不能
償却資産申告書有		過少申告の調査可能	関係部局への連絡

(表 2-6-9：固定資産税（償却資産）の個人に関する調査状況)

		確定申告有	確定申告無
償却資産申告書無	市外	未申告の調査可能	未申告の調査不能
	市内		未申告の調査不能
償却資産申告書有		過少申告の調査可能	関係部局への連絡

現状、償却資産申告書に関する未申告調査は、上記のとおり、今後の更なる強化は必要であるものの を中心に実施している。「」のうち、「確定申告無」の領域については申告書による調査は不能であるが、申告書に依拠しない方法でも調査することは可能である。以下、(キ)、(ク)を参照されたい。

(キ) 【指摘】課税漏れと他税科目との情報共有 2

固定資産税（償却資産）に関する個人の納税者数実績は、上記のとおり、納税者数の 4%程度であることを考慮すると、限られた資源を前提とすれば、法人に注力することに一定の合理性はあると考えられる。しかしながら、個人に対する未申告調査等が行われていないのが現状である。

基本的に、個人に対する調査についても、まずは、確定申告情報との比較などを行うべきである。

また、確定申告が行われていない場合でも例えば太陽光発電設備等については、農業用地転用届出書等で容易に把握できる場合もある。平成 25 年度においては太陽光発電設備等に関する農業用地転用届出書が 15 件届けられており、このうち 10 件は記載されている工事予定終了日が平成 25 年 12 月以前であるため、これらについて平成 26 年度の償却資産申告書の提出状況を確認したところ、1 件も提出されていない。これをもって直ちに申告漏れとすることはできないが、少なくとも、償却資産申告漏れの調査対象として考慮するべきであると考えられる。

(ク) **【指摘】** 現地調査の未実施

現在、固定資産税（償却資産）への人員配置は 4 人である。

申告書の未提出者あるいは申告はあるものの過少申告のおそれ等に対して、現地調査の手段が地方税法では担保されているが、高松市の固定資産税（償却資産）では運用されていない。

納税者内訳で圧倒的に多いのが法人であり、法人税申告書との照合であれば、現地調査を実施せずとも、一定の効果は達成されていると思われるが、前述のとおり、現状の調査対象は、高松市内に本社がある法人に限定されている。高松市外に本社のある法人や個人などを網羅的に調査するためには、現地調査による一定の確認作業は必要な手続であると考えられる。

なお、これらを実施していない理由としては、固定資産税（償却資産）の係員が 4 人しかおらず、現状の調査等で手一杯ということが原因であると考えられる。しかしながら、直接的短期的な増収の他、公平性の担保による長期的な財源確保のためにも、課税事務経験のある職員 OB に現地調査を嘱託するなど業務を限定することにより、彼らの知見等を利用しつつ効率的な実をあげられると考えられる。

7 事業所税

(1) 事業所税の概要

ア 意義、納税義務者、非課税制度、特徴

(ア) 意義

事業所税は、昭和 50 年度の地方税法の一部改正に伴って新設された税であり、その用途を特定して徴収される目的税である。用途としては、人口・企業の過度の集中に伴う交通問題、公害問題、廃棄物処理問題等の都市機能の低下に対処し、都市環境整備及び都市機能の回復改善に関する事業に要する費用の充当である。その趣旨としては、都市の行政サービスと企業の事業活動との受益関係に着目し、大都市地域に所在する事務所・事業所に対し、その事業活動の大きさの指標となる「事業所床面積」や「従業者給与総額」という外形標準として税負担を求めるものである。

なお、昭和 51 年度の税制改正により、課税団体が人口 30 万人以上の都市にまで拡大され、高松市においても当該改正を受けて昭和 52 年 4 月 28 日に課税団体として指定され、昭和 52 年度 10 月 1 日から施行している。

(表 2-7-1：事業所税の用途)

以下に掲げる事業に要する費用に充当される。

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業・公園、緑地その他の公共空地の整備事業・水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設または処理施設の整備状況・河川その他の水路の整備事業・学校、図書館その他の教育文化施設の整備状況・病院、保育所その他の医療施設または社会福祉施設の整備事業・公害防止に関する事業・防災に関する事業・都市計画法第 12 条第 1 項各号に掲げる事業
(土地区画整理事業、都市再開発事業など)・一団地の住宅施設(住宅に付帯する道路その他の施設を含む)の整備事業・流通業務団地の整備事業 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(イ) 課税対象

事業所税は事業所等において事業を行う場合に課税対象となる。

事業とは、物の生産・流通・販売・サービスの提供などに係るすべての経済活動をいう。事業所等とは、人の居住の用に供さない事務所・事業所を指し、事業の必要から設けられた人的・物的設備で、そこで継続して事業が行われる場所をいう。

事業所税は資産割と従業者割で構成される。

(表 2-7-2 : 事業所税の構成)

区 分	資産割	従業者割
納税義務者	事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準と税率	事業所等の床面積 (m ²) × 600 円 (税率)	従業者の給与総額 (円) × 0.25% (税率)
免税点	事業所床面積 1,000 m ² 以下	従業者数 100 人以下
※ 免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日 (法人の場合は事業年度の末日、個人の場合は 12 月 31 日) の現況により課税標準の特例 (控除) 適用前で行われる。		

(ウ) 納税義務者

高松市内にある事務所・事業所において事業を行う法人又は個人である。

納税義務者は申告納付の方法により、自らその納付すべき事業所税の課税標準額及び税額を算出し、申告書を提出するとともに、その税額を納付する義務がある。

なお、法律上事業を行う人が単なる名義人である場合は、事実上当該事業を行っている人が納税義務者となる。

a 貸しビル等の場合の納税義務者

貸しビル等の一部を借りて事業を行う場合は、当該事業を行う人 (テナント) が納税義務者となる。したがって、貸しビル等の貸主は当該貸付部分については、納税義務者とならない。これは、当該貸付部分が空室である場合も同じである。

貸しビル等の全部又は一部をテナントに貸し付けた場合は、当該貸主は「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」(以下、貸付申告書)によりその貸付状況を申告する義務がある。

b 特殊な納税義務者

共同事業を行っている場合、各共同事業者の課税標準は個々に算定するが、各々連帯納税義務が課せられることになる。具体的には、免税点判定や課税標準の計算は、共同事業にかかる事業所等の事業所床面積又は従業員数に損益分配の割合 (当該割合が定められていない場合は、出資の額に応じた割合) を乗じて得た面積または人数による。連帯納税義務とは、共同事業者の誰かについて高松市が納税不能と認めた場合には、他の者が納税を負担する義務を負うものである。

なお、共同事業の規定は以下のみなし共同事業を除く。

みなし共同事業とは、特殊関係者の事業と特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋で行われている場合に、当該特殊関係者の行う事業を共同事業とみなすことを指す。特殊関係者と特殊関係者を有する者は連帯納税義務を負うことになる。特殊関係者とは、①：納税者又は特別徴収義務者の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹、②：前記①以外の納税者又は特別徴収義務者の親族で、納税者若しくは特別徴収義務者と生計を一にし、又は納税者若しくは特別徴収義務者から受ける金銭その他の財産により生計を維持しているもの、③：前記①、②に掲げる者以外の納税者又は特別徴収義務者の使用人その他の個人で、納税者又は特別徴収義務者から受ける特

別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの、④：納税者又は特別徴収義務者に特別の金銭その他の財産を提供してその生計を維持させている個人（①及び②に掲げる者を除く。）及びその者と前3号の一に該当する関係がある個人、⑤：納税者又は特別徴収義務者が同族会社である場合には、その判定の基礎となった株主又は社員である個人及びその者と前4号の一に該当する関係がある個人、⑥：納税者又は特別徴収義務者を判定の基礎として同族会社に該当する会社、⑦：納税者又は特別徴収義務者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主又は社員（これらの者と第1号から第4号までに該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む。）の全部又は一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社、である（地方税法施行令第5条第1項）。みなし共同事業に該当する場合の免税点判定や課税標準の計算は、本来の事業にかかる事業所床面積または従業者数と、特殊関係者の事業にかかる事業所床面積または従業者数を合算した面積または人数によるものである。

(エ) 非課税制度

非課税とは地方税法の規定により、事業所税が課税されないことをいう。

事業所税の非課税には、人的非課税と用途非課税がある。人的非課税とは、国・公共法人・公益法人等の法人自体の公共性・公益性から非課税とされているものであり、用途非課税とは、特定の用途に供される施設に着目し、非課税とされているものである。

【非課税対象施設の例】

- ・国及び公共法人
- ・公益法人等
- ・教育文化施設（博物館・図書館・幼稚園）
- ・公衆浴場
- ・病院・診療所等
- ・社会福祉施設等
- ・他多数

(オ) 事業所税の特徴

事業所税は申告納税方式によるため無申告のリスクがある。特に免税点が資産割で事業所床面積1,000㎡超、従業者割で従業員数100人超と高いため、新規出店等による事業拡大により事業者が意識せずに免税点を超える可能性があることから無申告となるリスクは高い。また、事業所税は他の税目と比較すると税収の総額は少額の部類に入るが、納税義務がある場合には、少なくとも資産割が $1,001\text{㎡} \times 600\text{円} = 600,600\text{円}$ 、従業者割が $4,136,000\text{円}$ （平成25年度平均給与、国税庁HP平成25年度民間給与実態統計調査より） $\times 101\text{人} \times 0.25\% = 1,044,340\text{円}$ 程度の税収が見込まれ、1件当たりの税額は大きいため、無申告者が生じた場合の金額的影響は大きなものとなる。

イ 税額算定のあらまし、課税標準、免税点、課税標準の特例、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

事業所税の決定にあたっては、次の計算式により求められる

- ・資産割：事業所等の床面積（㎡）×600円（税率）
- ・従業者割：従業者の給与総額（円）×0.25%（税率）

(イ) 課税標準

資産割・従業者割についてそれぞれ以下のように計算される。

a 資産割の課税標準

資産割の課税標準は、課税標準の算定期間の末日現在における高松市内に所在する各事業所等の合計事業所床面積をいう。

課税標準の算定期間とは、法人にあつては事業年度（みなし事業年度を含む）、個人にあつては1月1日～12月31日までの期間（ただし年の中で事業を開始・廃止した場合は開始の日から又は廃止の日までの期間）をいう。

事業所床面積とは、事業所用家屋の延床面積をいう。事業所用家屋とは、家屋の全部又は一部で人の居住用以外のもので、現に事業所等の用に供しているものをいう。自己所有であるか賃貸かを問わず、使用している者の事業所として取り扱う。

なお、月極駐車場で場所を特定して賃貸している場合は、借りている者の事業所として取り扱う。廊下等の直接事業の用に供しない部分も住居用以外の施設は課税の対象となる。事業所用家屋に共用部分がある場合、その床面積も含まれる。

b 従業者割の課税標準

従業者割の課税標準は、高松市内の事業所等において課税標準の算定期間中に従業者に対して支払われた従業者給与総額である。

従業者とは、一般従業者のほか、役員（使用人兼役員を含む）、日々雇用する臨時従業者、出向社員などを含む。

従業者給与総額とは、課税標準の算定期間中に、従業者に対して支払われた、又は支払われるべき給与等の総額をいい、具体的には次のとおりである。

【従業者給与総額に含まれるもの】

給料、賃金、賞与、俸給、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税の取扱上非課税とならない現物給与、通勤手当等

【従業者給与総額に含まれないもの】

退職給与金、年金、恩給、所得税の取扱上非課税となる給与（通勤手当の一部等）、役員に対する利益処分による賞与等

また、パートタイマー等、従業者の勤務形態によって従業者給与総額に含まれるものと含まれないものがある（表 2-7-3：従業者の範囲一覧表（免税点と課税標準）を参照のこと）。

(表 2-7-3 : 従業者の範囲一覧表(免税点と課税標準))

従業者の区分		免税点の判定における 従業者の範囲	課税標準における 従業者給与総額の範囲	備 考
役員	無給の役員	従業者に含めない		
	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める。	それぞれの会社の報酬を当該会社の従業者給与総額に含める	
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める	
役員以外の年齢65歳以上の者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	当該年齢に達した月以降の給与を控除
役員以外の障害者		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
パートタイマー		従業者に含めない	従業者給与総額に含める	6時間以下
日々雇用等の臨時的従業者		従業者に含める	従業者給与総額に含める	
休職中の従業者		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与総額に含める	
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める	
中途転勤者		課税標準の算定期間の末日に勤務する事業所等の従業者に含める	市内の事業所等での勤務に対する給与等は従業者給与総額に含める	
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める	
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める	法人税法上給与相当分が給与として取り扱われている
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社が支払う給与等を当該会社の従業者給与総額に含める	
高松市外の事業所等への派遣		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	
高松市外への出張		従業者に含める	従業者給与総額に含める	長期出張又は派遣と同様と認められる場合は含めない
保険の外交員		所得税法上の給与等が支払われている場合は含める	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める	
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない	

従業者の区分	免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲	備考
派遣法に基づく派遣労働者	派遣元の従業者に含める	派遣元の従業者給与総額に含める	
雇用改善助成対象者	従業者に含める	給与等の1/2を従業者給与総額に含める	
事業専従者	従業者に含める	事業専従者控除額を従業者給与総額に含める	
非課税施設の従業者	課税標準の算定期間の末日に非課税に該当する従業者は含めない	非課税規定の適用を受ける期間に支払う給与等は従業者給与総額に含めない	

(ウ) 免税点

事業所税には資産割・従業者割について、それぞれ以下のとおり免税点がある。

a 資産割の免税点

資産割は高松市内に所在する各事業所等の事業所床面積の合計が 1,000 m²以下の場合には課税されない。

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行う。この場合、[事業所床面積－非課税床面積]の床面積で判定する。

b 従業者割の免税点

従業者割は、高松市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が 100 人以下の場合には課税されない。

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行う。

(エ) 課税標準の特例

課税標準の特例とは地方税法の規定により、事業所税の課税標準のある一定割合を軽減する措置のことをいう。課税標準の特例規定が適用される場合、施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額から、それぞれの控除割合を乗じて得た面積又は金額が、課税標準から控除される。

事業所税における課税標準の特例には、非課税と同様に、人的特例と用途特例がある。

【課税標準の特例対象施設の例】

- ・ 共同組合等
- ・ 各種学校等
- ・ 醸造業の製造用施設
- ・ ホテル・旅館用施設
- ・ 倉庫業者の営業用倉庫
- ・ 心身障害者多数雇用事業所
- ・ 他多数

(オ) 減免制度

高松市においては、地方税法上非課税又は課税標準の特例規定の適用を受ける施設との均衡を考慮し、高松市市税条例第 124 条によって、次に掲げる事業所等のうち、市町において必要があると認めるものについて減免措置を講じている。減免を受けようとする場合は、法定納期限前 7 日までに「事業所税減免申請書」を提出することが必要となる。

- ・震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた固定資産
- ・その他特別の事情がある事業所等

ウ 申告と納付のあらまし

(ア) 事業所税の申告

a 申告義務者

申告義務者は、高松市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人で、次の (a)、(b) いずれかの要件に該当する人。

(a) 申告納付

課税標準の算定期間の末日現在において、

- ① 高松市内に所在する各事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを除く）が 1,000 m²を超える場合
- ② 高松市内に所在する各事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを除く）が 100 人を超える場合

なお、この場合は申告とともにその税額を金融機関・郵便局等で納付する。

(b) 免税点以下の申告

- ① 前事業年度（法人）又は前年の個人に係る課税期間において、事業所税の税額があった場合
- ② 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在するすべての事業所等の合計床面積（非課税に該当するものを含む）が 800 m²以上 1,000 m²以下の場合
- ③ 課税標準の算定期間の末日現在において、市内に所在するすべての事業所等の合計従業者数（非課税に該当するものを含む）が 80 人以上 100 人以下の場合

b 申告納付期限

- ・法人…事業年度終了の日から 2 か月以内
- ・個人…翌年の 3 月 15 日まで

(イ) 事業所用家屋の貸付けに関する申告

a 意義

事業所用家屋の延床面積のうち、貸し付けている部分に係る床面積が、所有者の事業所税（資産割）の対象にならない事を示すとともに、貸し付けている各テナン

トの高松市内における事業所床面積の合計が 1,000 m²を超えるかどうかを判定する際に必要となる申告書。

b 申告義務者

申告義務者は、事業所用家屋の全部、又は一部をテナント等に貸し付けている人。賃貸契約の変更等により、申告した事項に異動が生じた場合にも申告が必要となる。

c 申告期限

新たに貸し付けを行うこととなった事業所用家屋については、その貸し付けることとなった日から、1か月以内に申告が必要。また、貸し付けに関して申告した事項に異動が生じた場合には、その異動が生じた日から1か月以内に申告が必要。

(ウ) 事業所等新設・廃止に関する申告

高松市内において事業所等を新設・廃止した人は、事業所等を新設・廃止した日から1か月以内に「事業所等新設・廃止申告書」により申告を行う必要がある。

エ 調定額等の推移

事業所税の直近5年度の調定状況は下記のとおりである。

平成23年度に調定額が大幅に増加したのは、合併地域（旧塩江町、旧牟礼町、旧庵治町、旧香川町、旧香南町及び旧国分寺町区域）にある事業所等が平成23年度から事業所税の課税対象となったためである。平成24年度に調定額が増加したのは、過年度の申告誤りが判明した事例があったことが主な要因である。平成25年度に調定額が減少したのは、大規模工場の撤退があったことが主な要因である。

(表 2-7-4：事業所税調定額等)

(単位：百万円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
調定額	1,769	1,766	1,960	2,184	2,088
収入済額	1,750	1,752	1,944	2,170	2,079
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	18	14	16	14	9
収納率	98.9%	99.2%	99.2%	99.3%	99.5%

オ 組織体制

法人係が、主に1人で事務を行っているが、担当者の異動が近い場合には引継のため2人で事務を行う。

(2) 事務手続の概要

事業所税の申告に係る主な事務手続の概要は、下記のとおりである。

ア 申告書の発送

申告書の発送については外部業者が封筒詰めまで行い納品される。担当者はその一部についてサンプリングし封筒の中身の確認を行い、申告書発送先一覧と突き合わせることで発送の網羅性を検証し、その他新規開設先・合併解散・破産・決算期変更等の情報から発送先に問題がないか検証を行った上で発送する。

イ 申告書の入力

申告書の提出があれば、申告内容に誤りがないか審査・検算を行う。その際に前期の申告内容との比較を行い、大きな変動があれば面積については固定資産税システムのデータと照合する。問題がなければ申告書発送先一覧表に提出「済」のチェックを入れ、申告内容について固定資産税システムに入力する。

内容に誤りがある場合には、法人の担当者もしくは税理士に電話により確認を行い、相互の確認の上それぞれで訂正を行う。

ウ 貸付申告書の管理

貸付申告書の提出があれば、申告内容をエクセルに入力し年度ごとにまとめて管理している。

貸付申告書において800㎡を超過する面積を借り受けている事業者があった場合には、貸付申告書と法人からの事業所税申告書を突き合わせ、未申告の場合には申告するよう指導を行う。

エ 減免申告書の検証

減免申告書の提出があれば、申告内容を確認し税系基幹システムに入力する。減免申告書のチェックは、添付されている図面から減免額を計算し、計算額と申告額が一致しているか確認を行う。また、倉庫業者や廃棄物処理業者、タクシー関連業者、教習所など、許可書の写しが必要な業者に関しては、添付書類に不備がないか確認する。

オ 無申告者の把握

経済誌等により新しく設立した法人や、規模を拡大した法人など、事業内容の情報を収集し無申告者がいないか検証している。

また、固定資産税システムの家屋データから1物件で面積が800㎡以上の家屋を所有する事業者のうち事業所税の登録がない先を抽出し、事業所税が無申告となっていないか、貸付申告書の提出が漏れていないかについて検証を行っている。

高松市は無申告者の把握について特に問題意識を持って対処しており、固定資産税システムの家屋データとの連携による無申告者の検証や、貸付申告書の管理の強化、多店舗展開を行っている事業者の申告状況の検証等、対策を強化しているところである。今回の包括外部監査においても、特に効果的・効率的な無申告者の把握について重点を置いて監査手続を行う。

(3) 監査手続と監査結果

事業所税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 高松市は固定資産税システムの家屋データから1つの家屋の面積が800㎡以上の家屋で事業所税の登録がない先を抽出し、無申告先の調査を行っている。調査の実施状況を確認するため、平成25年度の調査結果資料を閲覧した。
- (イ) 自己所有家屋について固定資産税システムの家屋データとの連携の観点から事業所税申告の網羅性を検討するため、固定資産税システムの家屋データにおいて単一の事業者が所有する複数の家屋を合計して面積が1,000㎡以上となる先かつ事業所税申告書発送先一覧に記載がない先について任意の件数抽出し、無申告となっている先がないか調査を行った。
- (ウ) 賃借家屋も含め複数の店舗を合計して申告義務のある先について事業所税申告の網羅性を検討するため、保健所に提出されている飲食店営業許可の一覧から5店舗以上を運営している事業者を抽出し、そのうち平成25年度事業所税申告書発送先一覧に記載のないと思われる事業者について事業所税申告義務の有無の追加調査を行った。
- (エ) 貸付申告書の申告の網羅性を検討するため、高松市内の賃貸ビルを地図から任意の件数抽出し、貸付申告書の提出の有無を調査した。
- (オ) 賃借家屋について複数物件合計で800㎡以上か否かの検証の実施状況を確認した。
- (カ) 自己所有家屋と賃借家屋の面積の合計が800㎡以上であれば申告義務があるが、その検証状況について確認を行った。
- (キ) みなし共同事業のアナウンスが十分なものか現在の状況について確認を行った。
- (ク) 事業所税従業者割について申告の網羅性の検証方法について確認を行った。
- (ケ) 過年度の課税誤りが判明した場合の対応について確認を行った。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【指摘】 無申告先の検証作業における調査の不足

高松市では固定資産税システムの家屋データから1つの家屋の面積が800㎡以上の家屋で事業所税の登録がない先を抽出したリストを作成し、登録がない要因について追加的な調査を行い、無申告となっている事業者がないかの検証作業を平成25年度から実施している。実際にこの調査により無申告先が平成25年度に1件発見されており、事業所税資産割の無申告先を発見するための有効な手続となっている。

平成25年度の調査結果を閲覧したところ、無申告の可能性が高いが十分な調査が行われていない物件（物件面積約1,500㎡）が1件あった。無申告先の検証作業の正確な実施が必要である。

また、当該検証作業により抽出された物件が貸付物件に該当する場合で、貸付申告書が提出されていない場合には貸付申告書の提出依頼を書面で発送する予定としている。こちらはまだ実施されていないものの、貸付申告書の申告漏れを防ぐ上で有効な手段であり、早期の実施が望まれる。

(イ) 【指摘】固定資産税システム家屋データによる無申告先の検証の充実

固定資産税システムの家屋データにおいて単一の事業者が所有する複数の家屋を合計して面積が1,000㎡以上となり納税義務があり、かつ平成25年度事業所税申告書発送先一覧に記載がない先について任意に20件抽出（申告漏れの場合に影響額の大きい先や、食堂等の非課税部分の面積を控除しても1,000㎡以上で納税義務がある可能性が高い先を抽出）し、無申告となっている先がないか調査を行った。

手続の結果、事業所税申告漏れの可能性がある事業者が10件検出された。本調査の対象は条件に該当する先のうち極一部に過ぎず、潜在的には多くの無申告先が存在する可能性がある。

現在、高松市が固定資産税システムの家屋データによる無申告先の検証作業を行っているのは1つの家屋が800㎡以上で事業所税の登録がない先であるため、1つの家屋では800㎡未満であっても、同一の事業者が所有する複数の家屋を合計して800㎡以上となり申告義務がある場合については検証が行われていない。監査手続を実施した結果から、1つの家屋では免税点を超えない場合でも複数の家屋を合計すれば免税点を超える事業者について無申告先が多く存在する可能性があることが判明しているため、検証作業の有効性を高めるべく、同一の事業者が所有する複数の家屋を合計すれば800㎡を超え申告義務がある先のうち事業所税の登録がない先についても調査対象に含める必要がある。

(表 2-7-5 : 監査手続 (イ) の調査結果)

No.	所在地	法人名	家屋面積 (㎡)	事業所税 申告漏れの 可能性	備考
1	朝日町	A社	16,970	—	自動車ターミナル用施設により非課税と考えられ問題なし。
2	中新町他	B社	14,686	有	
3	伏石町他	C社	14,557	—	貸付家屋の可能性が高い。
4	春日町他	D社	14,023	—	事業所税の申告あり問題なし。
5	林町	E社	13,413	—	貸付家屋の可能性が高い。
6	朝日町他	F社	12,165	—	事業所税の申告あり問題なし。
7	朝日新町	G社	11,730	—	事業所税の申告あり問題なし。
8	香西東町他	H社	10,939	—	法人本店閉鎖となっており問題なし。
9	香西東町他	I社	10,643	—	事業所税の申告あり問題なし。
10	木太町他	J社	10,177	有	

No.	所在地	法人名	家屋面積 (㎡)	事業所税 申告漏れの 可能性	備考
11	郷東町	K 社	1,507	有	
12	庵治町	L 社	1,515	有	
13	川島東町	M 社	1,522	有	
14	田村町他	N 社	1,543	有	
15	福岡町	O 社	1,544	有	
16	栗林町他	P 社	1,555	有	
17	林町他	Q 社	1,556	—	貸付物件を複数所有している可能性が高い。
18	川島本町他	R 社	1,559	—	事業所税の申告あり問題なし。
19	神在川窪町他	S 社	1,563	有	
20	寺井町	T 社	1,566	有	

(ウ) 【指摘】保健所の飲食店営業許可データによる無申告先の検証の実施

保健所に提出されている飲食店営業許可の一覧から 5 店舗以上を運営している事業者 (5 店舗であれば合計して 1,000 ㎡を超える可能性が高いため) を抽出し、そのうち平成 25 年度事業所税申告書発送先一覧に記載のない 11 事業者について事業所税申告義務の有無の追加調査を行った。調査の結果、11 事業者中 8 事業者について無申告の可能性があった。

飲食店営業許可は飲食店事業者が事業活動を行うために必ず必要となるものであり、事業所税申告書の網羅性検証を行う上で有用な資料であると考えられ、積極的に活用すべきである。また、今回無申告の可能性のあるものとして検出された 8 事業者については、事業所税申告の案内を送付する等、指導を行う必要がある。

(表 2-7-6 : 監査手続 (ウ) の調査結果)

No.	所在地	法人名	店舗数	事業所税 申告漏れの 可能性	備考
1	春日町他	A 社	4 店舗	—	平成 26 年 4 月 1 日に法人開設のため、平成 27 年 3 月期から申告と考えられ問題なし。
2	鬼無町他	B 社	12 店舗	有	
3	屋島西町他	C 社	5 店舗	有	
4	今里町他	D 社	9 店舗	—	事業所税の申告あり問題なし。
5	屋島西町他	E 社	6 店舗	有	
6	鍛冶屋町他	F 社	8 店舗	有	
7	松島町他	G 社	6 店舗	有	
8	松縄町他	H 社	7 店舗	有	

No.	所在地	法人名	店舗数	事業所税 申告漏れの 可能性	備考
9	春日町他	I 社	6 店舗	有	
10	丸亀町他	J 社	6 店舗	有	
11	多肥下町他	K 社	10 店舗	—	事業所税の申告あり問題なし。

(エ) 【指摘】貸付申告書の管理方法

貸付申告書の管理方法は、平成 25 年度以降提出分については申告内容をエクセルに転記しデータベース化して管理を行っているものの、平成 24 年度以前提出分については申告書原紙をファイリングしているのみでエクセル等でのデータベースによる管理は行われていない。また、貸付申告書は 5 年で廃棄されてしまっており、それ以前の提出状況・申告書記載内容は不明である。

貸付申告書はそれが提出された際にのみ使用する資料ではなく、記載内容に変更がない限り永久的に使用する必要があることから、5 年で申告書原紙を廃棄し、記載内容のデータベース化も行っていない平成 24 年度以前提出分の管理方法は問題がある。

今後は、平成 24 年度以前提出分についても申告書記載内容をエクセル等でデータベース化するなど、貸付申告書の管理方法を改善する必要がある。

(オ) 【指摘】貸付申告書提出の網羅性検証作業の不足

高松市内の賃貸ビルを地図から任意に 10 件抽出し、貸付申告書の提出の有無を調査した。その結果、貸付申告書の提出を確認できたのは 10 件中 1 件のみであり、ほとんど提出されていなかった。

貸付申告書は事業所税申告書の提出の網羅性・資産割の記載の正確性を検証するうえで重要な資料であるが、現状の低い申告率ではそれらの検証を十分に行うことができない。

貸付申告書の申告漏れを把握するため、固定資産税家屋データや地図等を利用して貸付家屋と思われるが貸付申告書の提出がない家屋について調査する作業を行うべきである。また、申告書記載内容に変更があるにもかかわらず貸付申告書の再提出を行っていない先を把握するため、貸付申告書が一度は提出されているテナントビルについても、現状の入居状況と申告書の記載内容とが一致しているかどうか現地調査等による確認を定期的に行うべきである。そのうえで、貸付申告書の申告漏れが疑われる貸付家屋の所有者に対し貸付申告書の申告依頼を送付する等、申告率が上がるような対応を行うべきである。

(表 2-7-7：監査手続（エ）の調査結果)

No.	所在地	法人名	備考	貸付申告書提出の有無
1	香川町	A 社	複合商業施設	無
2	古新町	B 社	オフィスビル	無
3	番町	C 社	オフィスビル	無
4	丸亀町	D 社	複合商業施設	無
5	丸亀町	E 社	複合商業施設	有
6	三条町	F 社	複合商業施設	無
7	紺屋町	G 社	オフィスビル	無
8	丸亀町	H 社	オフィスビル	無
9	亀井町	I 社	オフィスビル	無
10	中新町	J 社	オフィスビル	無

(カ) 【意見】 貸付申告書による無申告者の検証の充実

担当者へのヒアリングにより確認した結果、現状では貸付申告書の利用方法としては、「貸付申告書において 800 ㎡を超過する面積を借り受けている事業者があった場合には、貸付申告書と法人からの事業所税申告書を突き合わせ、未申告の場合には申告するよう指導を行う」のみであり、1 物件で 800 ㎡を超過していなければ指導を行わないため、複数の賃借家屋合計で 800 ㎡以上か否かの検証が行われていない。賃借家屋 1 物件の面積では納税義務がない場合でも、複数の賃借家屋の面積を合計すれば納税義務がある事業者が無申告のまま放置される可能性があり、課税の公平の観点から問題がある。

市内に所在する貸付家屋・貸付先について一覧として把握できるようにデータベースを作成したうえで、事業者ごとに集計して 800 ㎡以上の賃借家屋がある先について調査を行い、無申告先に対しては指導を行うようにする必要がある。

(キ) 【意見】 固定資産税システムの家屋データと貸付申告書データを合わせた無申告者の検証の実施

自己所有家屋と賃借家屋の面積の合計が 800 ㎡以上であれば申告書の提出義務があるが、担当者へのヒアリングにより確認した結果、その検証が行われていなかった。無申告者が放置される可能性があり、課税の公平性の観点から問題がある。

この検証を行うためには、固定資産税システムの家屋データと貸付申告書の申告内容を連携させ、事業者ごとに自己所有家屋の貸付部分を除いた面積・賃借家屋の面積を集計できるシステム構築が必要と考えられるが、システム改修に費用がかかることが想定され、費用対効果を考慮しつつ効果的な検証方法について検討を行う必要があるものと考えられる。

(ク) 【意見】 みなし共同事業についてのアナウンスの不足

みなし共同事業については外観から判断することが難しく、申告者の自主的な申告に頼らざるを得ないため、みなし共同事業の仕組みについて申告者への積極的な啓蒙が重要である。

みなし共同事業について高松市ホームページからダウンロードできる「事業所税の手引」には記載があるものの、申告書に同封する「事業所税のあらまし」に「みなし共同事業」についての留意事項が記載されていない。「事業所税のあらまし」は事業所税申告書に同封される書類であり、申告者の目に触れる可能性が高いことから、この書類に「みなし共同事業」に関する記載を行うことで効果的に申告者にみなし共同事業について知らせることができると考えられる。

(ケ) 【意見】 従業者割についての申告の網羅性検証作業の充実

事業所税従業者割の申告の網羅性検証方法について担当者へのヒアリングにより確認した結果、前年度申告者については前年との増減分析で大きく減少していた場合には追加調査を行っているが、その他には特に検証は行われていなかった。

網羅性の検証方法としては法人市民税の分割基準となる従業者数が 100 人を超える先について従業者割の申告状況を確認することが考えられるが、法人市民税の分割基準となる従業者数にはパート等の事業所税の従業者数に含まれない者の人数も含まれ、事業所税の従業者数とは必ずしも一致しない。それであっても、法人市民税の分割基準となる従業者数が特に多い先について事業所税従業者割の申告状況を調査することは申告の網羅性を検証する上で有用と考えられる。

(コ) 【指摘】 申告漏れに対する追徴課税の実施

担当者へのヒアリングによれば、過去の課税が過大となっていた場合については遡って還付を行っているが、過年度分について事業者の申告漏れが判明した場合には必ずしも過年度分の追徴課税を実施していない。当初の調定段階から対象としないうちについては、課税の公平性の観点から問題がある。

また、罰課金についても、本税と同様の処理がなされているが、これらについても本来は徴収すべきであり、免除するのであれば判断手続の遵守が必要となると考える。

事業所税については、申告納税方式であること・免税点があることから無申告者の把握が困難な税である。そのため、申告漏れに対し追徴や罰課金の徴収強化を行う方針を明確にすることで、「言われたら払う」のではなく、自主的に申告が行われるように納税者の意識の変化を促す必要がある。

8 市たばこ税

(1) 市たばこ税の概要

ア 意義、納税義務者、税制改正に伴う手持ち品課税

(ア) 意義

市たばこ税は、たばこの製造者や特定販売業者及び卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した「たばこ」に対して課される。

(イ) 納税義務者

たばこの製造者や卸売販売業者が、前月の初日から末日までの間に売り渡した「たばこ」に対する税額を算出し、申告・納付する。

(ウ) 税制改正に伴う手持ち品課税

たばこ税の税率が引き上げられる際に実施される（直近では平成 22 年 10 月）。小売業者等が税率変更する以前に、ある規定本数以上（平成 22 年 10 月の実施時は 2 万本以上）所持している場合、基準日零時時点の所持本数に対して、税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するものである。

通常の市たばこ税と異なり、たばこを販売のため所持する小売販売業者等が納税義務者となる。

イ 税額算定のあらまし、税率

(ア) 税額算定のあらまし

売渡し等をした製造たばこの本数×税率

(イ) 税率

売り渡し本数 1,000 本につき 5,262 円。ただし、旧 3 級品については、売り渡し本数 1,000 本につき 2,495 円。（旧 3 級品：エコー、わかば、しんせい、ゴールドンバット、バイオレット及びウルマの 6 銘柄）

ウ 調定額等の推移

市たばこ税の調定額等の推移は下記のとおりである。

平成 22 年 10 月 1 日に 1 本あたり 3.5 円の税率引上げが行われたことから、平成 22 年度と平成 23 年度の調定額が増加している。また、平成 25 年 4 月 1 日から道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲されたことにより、平成 25 年度の調定額が増加している。

(表 2-8-1：市たばこ税調定額等の推移)

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	2,543	2,625	2,974	2,960	3,310
収入済額	2,543	2,625	2,974	2,960	3,310
不納欠損額	-	-	-	-	-
収入未済額	-	0	-	-	-
収納率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 事務手続の概要

市たばこ税の申告に係る主な事務手続の概要は、下記のとおりである。

ア 通常業務

- ① 毎月月末までに、卸売業者等より前月分の売渡本数の申告が届く。売渡があった月のみ提出義務があり、卸売業者等の業者数は免税を含め平均して7～8社程度。
- ② 「市たばこ税調定内訳」と「市町村たばこ税に関する調」に申告内容を入力する。
「市たばこ税調定内訳」には昨年度の実績の記載と、昨年度売上に対する当年度売上の比率が算定されるようになっており、異常な増減がないか確認している。
- ③ 月末を過ぎたら②で入力したデータをもとに「市たばこ税調定内訳書」を作成する。
- ④ 調定内訳書一式（「市たばこ税調定内訳調書」、「市たばこ税調定内訳」、「市たばこ税調定内訳書」）について税務部長の決裁をとる。

また、調定内訳一式（「市たばこ税調定内訳」、「課税台帳」、「申告者別内訳表（本数）」、「申告者別内訳表（税額）」、各事業者からの「申告書」）について課長決裁（電子決裁）をとる。

イ 税制改正に伴う手持ち品課税

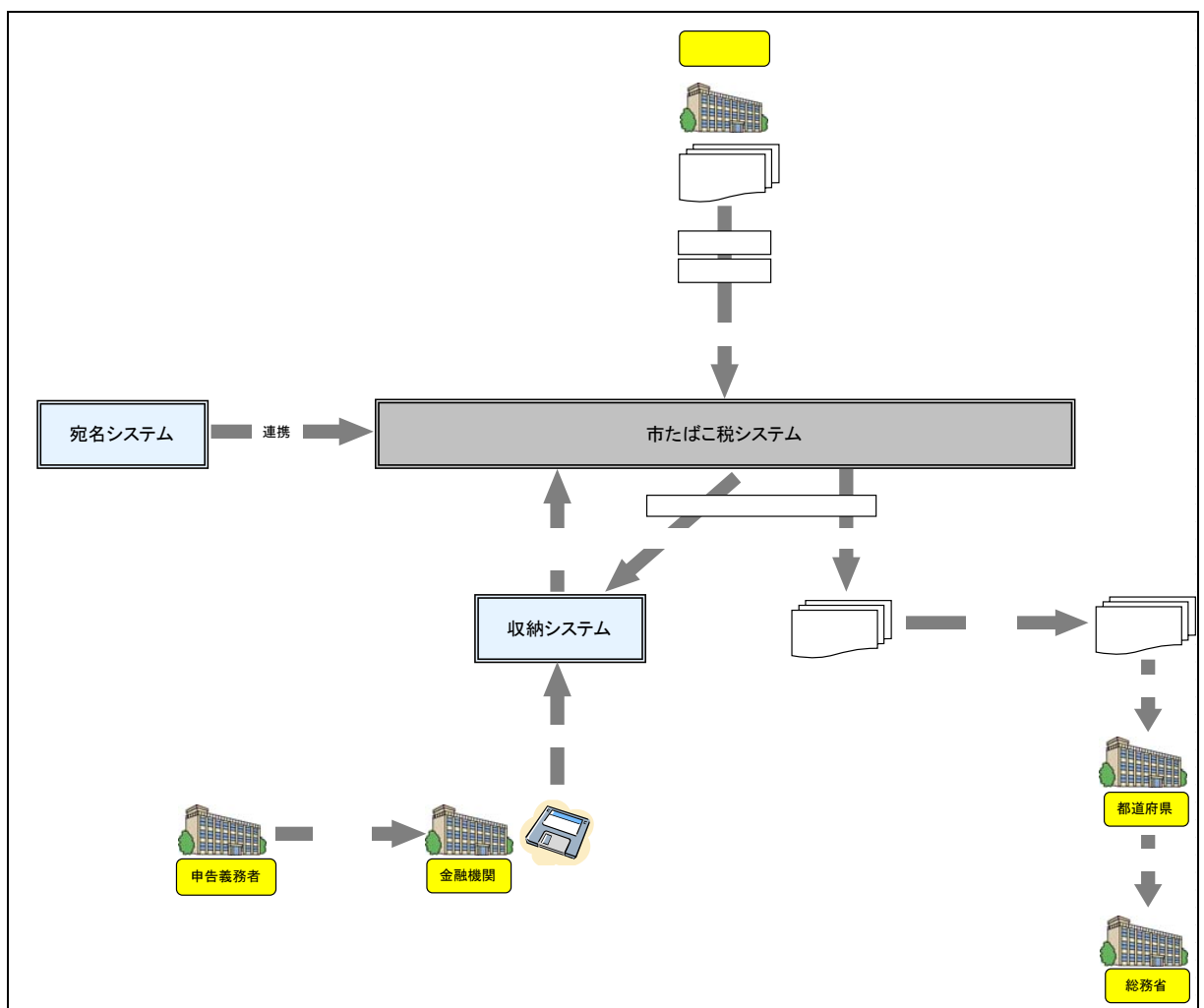
- ① 国、県、市が集まり、担当者に対する説明会が開催される。
- ② 改正日より約1か月半から2か月前に各業者へ送付する申告書や説明会の案内の書類を送付する準備を行う。その後、国、県、市が合同で封入作業を行う。封入した郵便物は国、県、市で3等分し決められた日に各機関から発送する。
- ③ 国、県、市の合同で業者への説明会を開催する。
- ④ 手持ち品課税対象事業者の名簿が税務署より送られてくるため、それを元に調定の資料を作成するための表の準備を行う。
- ⑤ 改正日をはさむ前後1～2週間の間で、手持ち品課税対象業者に対して実態調査を行う。税務署が選定した業者数社を訪問し、在庫数量等の調査を行う。
- ⑥ 基準日以降に申告書が提出されるが、基本的に税務署に提出されることになっている。申告書は国、県、市用の3部複写になっているため、後日税務署から市用の申告書が送られてくる。申告書が届いたら、手持ち品課税対象者名簿に所持本数等を入力する。

- ⑦ 該当月初旬に調定（前月分調定）資料を作成し、決裁をとる。調定には手持ち品課税対象者名簿を添付するが、あらかじめ入力内容に誤りがないかチェックを行う。
- ⑧ 税金納付状況の消込作業は納税課が行う。納期限後に未納の業者があれば電話連絡を行う。

ウ 組織体制

市民税課法人係が、主に1人で事務を行い、必要に応じ他の者がチェックを行っている。市たばこ税にかかるとの事務量は多くなく、他の税目と兼務している。

(図 2-8-1：市たばこ税業務全体図)



(3) 監査手続と監査結果

市たばこ税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続とその結果は、下記のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 卸売業者から提出された市たばこ税申告書の課税標準・納税額計算の正確性について高松市が行っている検証方法を確認した。
- (イ) 平成 22 年 10 月の税制改正に伴う手持ち品課税実施時の業務内容を残したファイルを閲覧し、業務実施状況について確認した。

イ 監査結果

アの監査手続等を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【指摘】市たばこ税申告書の課税標準の検証不足

市では、税系基幹システムに組み込まれているエラーチェック機能を利用して、毎月提出される申告書上の課税標準に基づき、納税額が正確に計算されていることを検証している。一方で、申告書の課税標準(たばこ本数)の正確性については検証を行っていない。

卸売業者から提出された申告書の記載について、課税標準(たばこ本数)の正確性の検証が行われていない現状は、申告書に虚偽又は誤った記載が行われた場合にそれが放置されることとなり、課税の公平性の観点から問題がある。課税標準(たばこ本数)について何らかの検証作業を行うべきである。

高松市としても、申告内容の検証が不十分であることへの問題意識はあり、当年度または次年度において、県税申告書の内容との整合性を検証する予定であるとのことである。

その他、申告書の中からランダムでサンプル先を選定し、卸売業者からたばこ本数の裏付資料を徴求して申告書の記載本数と照合することも考えられる。当該調査を実施することで虚偽の申告に対し一定の牽制効果は期待できるものと考えられる。

(イ) 【指摘】手持ち品課税にかかる実態調査票の記載の不備

税制改正時等で実態調査が必要な場合には、調査対象先については税務署から指示がある。平成 22 年 10 月増税時には 4 件(すべてコンビニ、10 月 1 日実施先 2 件、10 月 4 日実施先 2 件)が指定されており、この 4 件に対する調査時に作成する実態調査票を閲覧した結果、以下の①～②のとおり記載内容に問題があった。

- ① 税務署からの指示が記載されているチェックリストには、在庫数量について記帳がない場合にはすべての在庫の確認が必要であるが、記帳がある場合は、特定銘柄(1～2 銘柄程度)の在庫を確認すればよい旨記載がある。実態調査を行った 4 先についてはいずれも記帳があるため特定銘柄(1～2 銘柄程度)の在庫の確認で良いが、どの銘柄について確認を行ったか記載しなければならないところ、4 先いずれについてもその記載が行われていなかった。

② 現地調査時の数量から在庫の入出庫の記帳内容に基づき 10 月 1 日午前零時現在の数量まで遡る必要があるため、在庫票は「10 月 1 日午前零時現在」と「調査時」の 2 つが必要と考えられる。しかし、10 月 1 日午前零時現在の在庫票のみ入手し 10 月 4 日の調査時点の在庫票を入手していない先があった。コンビニで数日間もの間、在庫に全く動きがないことは考えにくいいため、調査時点の数量と 10 月 1 日午前零時現在の数量は一致しない可能性が高いと考えられ、調査時の在庫票を入手していない状況では適切に現地調査が行われたかどうか確認できない。

税制改正に伴う手持ち品課税実施時の現地調査は、手持ち品課税にかかる申告書の記載の正確性を担保するための重要な手続であるところ、現地調査時の業務実施内容を記載する実態調査票の記載に不備があり、現地調査を適切に行ったかどうか確認できなかった。次回実施時には、現地調査を適切に行ったことが確認できるよう、税務署からの指示に則った実態調査票の適切な記載を行う必要がある。

(ウ) 【意見】 現地調査時の数量と申告書記載数量との一致確認の未実施

現地調査により判明した 10 月 1 日午前零時現在の数量について、手持ち品課税にかかる申告書の記載数量との一致を確認する作業を市では実施していなかった。最終的に申告書との一致を確認しなければ、記載誤りを防ぐという観点からは現地調査を行った意味がなく、また虚偽の記載に対する牽制効果も薄いと考えられる。実態調査票は税務署に送付するため税務署において一致を確認している可能性もあり、次回実施時には税務署と市のどちらで一致の確認を行うかについて打ち合わせを行う必要がある。

9 軽自動車税

(1) 軽自動車税の概要

ア 意義、対象資産、納税義務者、非課税制度、課税免除

(ア) 意義

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車について課税される市町村民税である。

(イ) 対象資産

軽自動車税の対象資産は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）である。

(ウ) 納税義務者

軽自動車税は、毎年4月1日（賦課期日）現在、高松市に主たる定置場所在地として登録されている軽自動車等の所有者が納税義務者となる。

(エ) 非課税制度

上記にかかわらず、公用又は公共の用に供するものとして以下の場合には非課税として取り扱われる。

- a 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。
- b 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

(オ) 課税免除

商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

イ 税額算定のあらまし、減免制度

(ア) 税額算定のあらまし

軽自動車税の算定にあたっては、4月1日時点で高松市に登録のある軽自動車等に対し一年分の税額の賦課決定を行う。また、軽自動車税については、自動車税と異なり月割課税制度はない。軽自動車税の現行の標準税率は下表のとおりである。

なお、軽自動車税については平成27年度より、税制改正による税率の変更が予定されている。

(表 2-9-1：軽自動車税税率表)

車種	区分		現行税率	
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下のものまたは定格出力 0.6kw 以下		1,000 円	
	二輪のもので総排気量 50cc 超 90cc 以下または定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下のもの		1,300 円	
	総排気量 90cc 超または定格出力 0.8kw 超のもの		1,700 円	
	三輪のもの(※1)で総排気量が 20cc を超えるものまたは定格出力が 0.25kw 超のもの		2,500 円	
軽自動車	二輪のもの(側車付のものを含む。)		2,600 円	
	三輪のもの		3,400 円	
	四輪以上のもの	乗用	営業用	6,200 円
			自家用	7,800 円
		貨物用	営業用	3,400 円
			自家用	4,300 円
専ら雪上を走行するもの		2,600 円		
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,700 円	
	その他のもの		5,100 円	
二輪の小型自動車	総排気量 250cc を超えるもの		4,300 円	

※ 車室を備えず、かつ、輪距(2以上の車輪を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5m以下であるもの及び側面が構造上解放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5m以下の三輪のものを除く。

(イ) 減免制度

軽自動車税に係る減免については地方税法上、以下のように規定されている。

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において軽自動車税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、軽自動車税を減免することができる。(地方税法第454条)

高松市では上記法令に基づき、高松市市税条例第73条において、次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができるとしている。

- ・ 震災、風水害、火災その他の災害により損害を受けた軽自動車等
- ・ 貧困により、生活のため扶助を受ける者が所有する軽自動車等
- ・ 上記に掲げるもののほか、特別の事情がある軽自動車等

また、高松市市税条例第73条の2において、次に掲げる軽自動車等については、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

- ・身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）、知的障害を有し常時介護を要する者（以下「知的障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの、知的障害者又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者が運転するもの、当該身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者（以下「障害者」と総称する。）のために当該障害者と生計を一にする者が運転するもの又は当該障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該障害者（障害者のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの
- ・その構造が専ら障害者の利用に供するためのものである軽自動車等

なお、軽自動車税の減免を受けようとする者は、軽自動車税納税通知書が届いた日から納期限前7日まで（当該提出期限までに提出できないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、市長が指定する期日まで）に、所定の減免申請書に減免の対象となる事由に該当することを証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が減免申請書を提出する必要がないと特に認めた場合は、この限りでない。

ウ 調定額等の推移

軽自動車税の調定額等の推移は下記のとおりである。

当該調定額推移から調定額は増加傾向にある。また、収納率も他の税目に比べ高く、納税義務者の特定及び賦課課税が適切に行われれば、安定した税収が見込める税目である。

(表 2-9-2：軽自動車税調定額等の推移)

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	771	790	808	825	852
収入済額	741	767	785	804	833
不納欠損額	0	0	0	0	0
収入未済額	24	22	22	21	19
収納率	96.9%	97.2%	97.2%	97.4%	97.7%

エ 組織体制

市民税課法人係が、4人で調定の事務を行っている。

(2) 事務手続の概要

軽自動車税の調定に係る主な業務概要及び事務手続は以下のとおりである。

ア 税系基幹システムへの登録

軽自動車税については、課税基準日が4月1日であり、税系基幹システム上4月1日に登録のある軽自動車等について課税が行われる。そのため、軽自動車税の課税にあたり、高松市では日々の業務の中で、税系基幹システム上に軽自動車等の情報登録が必要となる。当該登録にあたっての業務内容は、軽自動車、自動二輪（125cc以上）、原動機付自転車及び小型特殊自動車で異なる。それぞれの業務手続は以下のとおりである。

(ア) 軽自動車の登録までの手続

軽自動車の所有者は、軽自動車検査協会にて軽自動車等の登録申請と同時に、軽自動車税の申告書を提出する。軽自動車検査協会は当該申告書を市町村ごとに分け、紙媒体の申告書を電子データに取りまとめる。

高松市は、軽自動車検査協会より、当該電子データと紙媒体の申告書を受け取り、電子データを高松市の税系基幹システム上取り込む。

取り込んだ電子データは、税系基幹システム上、仮登録される。税系基幹システム上取り込んだデータ情報は、氏名及びかなで関連付け、税系基幹システム上に登録されている住民登録情報と自動的に紐付けられる。

紙媒体の申告書については、登録の種類に応じ、「新規登録分」「名義変更分」「番号変更(ナンバープレート変更)分」「廃棄分」「名義変更同時抹消分」「新規同時抹消分」に振り分けられる。

各担当者は税系基幹システムに取り込んだ仮登録情報と当該紙媒体の申告書とを照合し、税系基幹システムから紐付けられた住民情報と紙の申告書の名義や住所等が一致していることを確認する。ここで、税系基幹システム上紐付けられた所有者の情報と、紙媒体の申告書情報が一致しない場合には、その都度正確な住民情報との紐付けに修正される。照合の際、税系基幹システム上市内に住民登録のないもの（たとえば高松で居住しており車を所有しているが、住民の異動登録をしていないもの）については、新たに税系基幹システム上の宛名を登録し、所有者の名義、住所等を登録する。紙の申告書との照合ののち、取り込みデータを本登録する。

本登録された税系基幹システム上の登録データについて、入力者以外の者が再度紙の申告書と照合し、内容に問題がないことを確認する。

当該本登録により登録された情報に基づき毎年4月1日時点で登録のある所有者に対し課税処理が行われ、納税通知書の発送予定先として取り扱われる。

(イ) 自動二輪の登録までの手続

自動二輪の所有者が四国運輸局に税申告書を提出し、四国運輸局に提出された申告書は軽自動車検査協会に取りまとめられる。高松市は、軽自動車検査協会より紙の申告書のみ受け取る。

高松市では、受け取った申告書に基づき、税系基幹システムに登録する。自動二輪の場合、軽自動車と異なり電子データがないため、担当者が直接税系基幹システム上に本登録を行う。その後の手続は軽自動車と同様、入力担当者の登録後に入力者以外の担当者が税系基幹システムに登録された情報と紙の申告書と照合する。

(ウ) 原動機付自動車及び小型特殊車両の登録

原動機付自転車及び小型特殊車両(以下「原付等」という)については、軽自動車や自動二輪と異なり、高松市へ直接登録が必要となる。市民税課窓口では原付等の新規登録等の受付を行っており、市の担当者は、届け出られた申請書に基づき税系基幹システムに登録を行う。申請書提出により登録が必要となる場合としては「新規登録」「名義変更登録」「廃車登録」「番号変更登録」の場合があり、それぞれの詳細な業務内容は以下に記載するとおりである。

a 新規登録の受付

原付等の新規登録の場合、窓口で「軽自動車税（報告）書兼標識交付申請書」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載している所有者の情報を住民情報と照会する。照会の結果、申請書の内容に問題がなければ、申請書に基づき、税系基幹システムに所有者情報、車体番号、登録年月日、排気量、交付するナンバープレートの番号を入力する。入力した内容について、入力担当者とは別の窓口担当者が入力内容に問題ないことを確認し税系基幹システム上登録する。登録が完了した後、届出者にナンバープレート及び標識交付証明書を交付し、新規登録の受付業務は完了する。

b 名義変更の受付

原付等の新規登録及び名義変更の場合、窓口で「軽自動車税（報告）書兼標識交付申請書」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載している所有者の情報を住民情報と照会する。また、名義変更の場合、申請書に記載している変更前の所有者情報を税系基幹システムで照会し、税系基幹システムに登録があることを確認する。登録が確認できれば、税系基幹システム上登録されている車体情報の所有者情報を更新し、更新内容をもう一人の窓口担当者が確認して登録する。登録が完了した後、届出者に標識交付証明書を交付し、名義変更の受付業務は完了する。

c 廃車登録の受付

原付等の廃車登録の場合、窓口で「軽自動車税廃車申告書兼標識返納書」と「標識」を受け付ける。窓口担当者は、申請書に記載されている所有者情報を税系基幹システムで照会し、登録が確認できれば、廃車登録をする。もう一人の窓口担当者の確認後、届出者に廃車申告受付書を交付し、廃車の受付業務は完了する。

(表 2-9-3 : 申告の必要となる事由)

申告の種別	申告事由	
新規登録	新車を購入した場合	
	廃車済のものを譲り受けた場合	
名義変更	譲り受けた場合	市内の標識のとき
		市外の標識のとき
廃車	使用不能、市外に転出、他人に譲る場合	

なお、原付等の申請書の受付及び税系基幹システムへの登録についても最低 2 人体制で行っている。登録した申請書等については、日次で集計し、係長、課長補佐、課長が確認し承認決裁をとることとなる。

イ 当初賦課課税手続

税系基幹システム上、4月1日に登録のある軽自動車等の所有者は、軽自動車税の納税義務者となるため、同日に税系基幹システムに所有者として登録されている者について当初賦課手続を実施する。

ただし、3月31日以前に新規購入や譲渡・譲受・廃車したもので、4月1日以降に新規登録や名義変更登録処理されるものもあるため、高松市ではこれらの遡及登録分についてできるだけ当初賦課課税処理前に、軽自動車検査協会への申告書の提出状況を確認し、ある程度納税義務者が確定した後、4月中旬ごろに当初賦課処理を行う。

ウ 納税通知書の作成・発送

当初賦課処理した課税データを業者に送付し、納税通知書の作成を依頼する。その後、業者より送付された納税通知書について、その数及びサンプル抽出した納税通知書の内容を確認するとともに、作成依頼後に新たに判明した名義変更分や廃車分などについては業者に納税通知書の抜き取りを依頼し、発送先から除外する。また、新たに納付書の作成が必要となったものについては直接市民税課の法人係で納税通知書を作成する。作成された納税通知書については5月1日に発送される。

エ 減免処理の手続

軽自動車税の減免について、高松市市税条例第73条の2の適用を受けるものは、高松市へ「軽自動車税減免申請書」及び未納付の納税通知書を提出するとともに、減免事由を証明する書類の提示が必要となる。市民税課窓口では、「減免申請チェックリスト」に基づき、減免申告書及び減免事由を証明する書類を確認し、提出書類に不備がないことを確認する。確認のうえ問題なければ「減免申請チェックリスト」に受付者及び確認者の確認印を押印する。そのうえで、税系基幹システム上減免処理登録を行い、減免処理に係る業務は完了する。

(3) 監査手続と監査結果

軽自動車税の特徴や事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。監査手続とその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

- (ア) 申告書情報の税基幹システムへの登録状況を確認するため、任意の件数について税系基幹システム上の登録情報と高松市が軽自動車検査協会から入手した紙媒体の申告書を照合した。
- (イ) 申請書情報の税基幹システムへの登録状況を確認するため、任意の件数について税系基幹システム上の登録情報と「軽自動車税（報告）書兼標識交付申請書」を照合した。
- (ウ) 税系基幹システム上減免処理されたものについて「軽自動車税減免申請書」が提出されているか確認するため、任意の件数について税系基幹システム上の登録情報と「軽自動車税減免申請書」を照合した。
- (エ) 減免に必要な書類の確認が適切に行われているか確認するため、任意の件数について「軽自動車税減免申請書」及び「減免申請チェックリスト」を閲覧した。
- (オ) 軽自動車税の課税に係る業務内容を理解するために、申告書等、業務上必要となる証憑等の確認、及び担当者へのヒアリングを行い、業務上のエラーが起りうるリスクの特定と、当該リスクに対する高松市の統制について確認した。
なお、当該ヒアリングによる業務の理解については上記（2）の事務手続の概要に記載している。
- (カ) 上記（2）の事務手続の概要を前提として、課税対象となる軽自動車等の性質を検討し、担当者への追加的なヒアリングも交えて、課税漏れや課税誤りとなる可能性を検討した。

イ 監査結果

アの監査手続等を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【意見】 個別通知先の拡大

小型特殊車両のうち、農耕用作業車については、原動機付自転車と同様に高松市への登録が必要となるが、農耕用作業車を公道で利用する機会はきわめて少なく、ナンバープレートを付けていなくても所有や利用に制約がほとんどない。そのため農耕用作業車については、高松市への所有者登録が未登録のまま、課税漏れとなるリスクがある。

平成25年度における高松市の農家戸数は9,941戸（農林水産省HP「市町村の姿グラフと統計でみる農林水産業」より）であるのに対し、高松市に登録のある農耕用作業車の台数は5,463台である。2台以上農耕用作業車を所有している農家も存在していること等考えれば、現状の農耕用作業車の高松市への登録台数は、農業戸数に対し少ないと言わざるを得ない。

高松市においても農耕用作業車の登録漏れが存在することに対して一定の認識はあり、農耕用作業車の販売業者やJAへの周知依頼や、周知活動は行っているが、下記の高松市への登録台数の推移をみる限り、登録台数及び調定額ともにほぼ横ばいである。

(表 2-9-4：農耕用作業車台数及び調定額推移)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
登録台数(台)	5,594	5,508	5,449	5,395	5,463
調定額(千円)	9,510	9,364	9,263	9,172	9,287

高松市としても当該状況を問題視しており、登録を促すため、従来のJAを通じた間接的な周知活動から、直接的に農家に登録を呼びかけることを検討している。その呼びかける先の選定にあたって、高松市では、農業所得があり、かつ、特殊車両の減価償却費が計上されている者を、税務署やeLTAXの申告書から抽出している。

平成 25 年度の確定申告または市県民税申告提出者のうち農業所得のあるものは 3,376 人であり、その内訳は下記のようにになっている。

(表 2-9-5：農業所得申告者の農耕用作業車登録状況)

	該当者数	割合
A. 小型特殊車両を登録済の者	1,175	34.8%
B. 小型特殊車両の減価償却費が計上されておらず、小型特殊車両の登録もない者	988	29.2%
C. 小型特殊車両の減価償却費が計上されているが、小型特殊車両の登録がない者	866	25.6%
D. 不明	347	10.2%
合計	3,376	

「D. 不明」となっているのは、申告書の記載に問題があり十分な調査が出来なかった者である。

上記の結果から、少なくとも農業所得のあるもののうち、申告書において特殊車両の減価償却費を計上している 866 人については市への所有者登録が漏れていることが明らかである。そのため高松市では、今後上記の 866 人について個別に登録の呼びかけを案内する予定である。従来、農耕用作業車の登録状況について調査等を行えていなかった背景を考えれば、今回の取り組みは大きな前進であるものの、その対象は必ずしも十分ではない。

上記の「小型特殊車両の減価償却費が計上されておらず、小型特殊車両の登録もない者」とは、そもそも小型特殊車両を保有していない者だけでなく、保有してい

るものの減価償却が完了した者も含まれている。農耕用作業車は、長期間にわたって使用されることが珍しくはなく、保有しているものの減価償却費を計上していない者は多数存在すると推察される。特殊車両が減価償却済であっても、現在も利用可能な場合には市への登録及び軽自動車税の納税義務があるため、上記の 988 人についても詳細な調査対象に含めることが望まれる。

また、そもそも高松市の農家戸数は 9,000 戸以上あるなかで、調査対象者を農業所得のある者 3,376 人に絞っており、農業所得を申告していない者に対して調査が行われないこととなる。農繁期に農業現場に赴くなど、直接的に告知する努力も必要ではないかと考える。

(イ) 【意見】 JA 等の販売業者への協力の依頼

農耕用作業車の登録については、農家への農機具の販売も行っている販売業者の協力が不可欠である。現在、高松市では農業用作業車の市への登録を周知するために、JA から市への登録を呼びかけるチラシの配布などの協力はあるものの、現状で大きな効果は得られていない。今後、販売業者が農耕用作業車の購入者に代わって直接市へ登録することを要請するなど検討する余地はある。

10 収納・滞納整理事務

(1) 債権管理に関する全般的事項

ア 高松市での債権管理強化の取組

高松市では、債権管理に関する全庁的な取組として、従来から債権管理の強化方針を打ち出しており、第5次行財政改革（平成22年度から平成24年度）の重点取組項目として、「高松市収納対策の連携強化推進計画」を策定・推進してきている。また、庁内統一的な事務処理基準を明確化し、債権管理にかかる日常管理や回収、保全等の事務処理手続を始め、明らかに回収が困難と認められる私債権等の処理基準など、債権の適正管理の基本的事項を定める条例（平成24年12月）を整備している。

さらに、この条例の実効性を担保するため、「高松市債権の適正管理方針」（平成25年1月）を策定している。この方針では市税にかかわらず、全庁的な各収入未納金の回収管理強化を図るための計画等を明示している。

「高松市債権の適正管理方針」における具体的な平成25年度以後の実実施計画は以下のとおりである。

(表 2-10-1：高松市債権の適正管理方針より)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
債権管理適正化の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・債権発生時における管理の点検、改善点検討 ・管理台帳整備・記録 ・債権の状況に応じた事務手続の点検、改善点検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権発生時における管理の適正化への取組（ノウハウや経験値等の活用） ・管理台帳記録 ・債権の状況に応じた適正な管理の取組（経験値等の蓄積と継承とその活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・債権発生時における管理の徹底（ノウハウや経験値等の活用） ・管理台帳記録 ・債権の状況に応じた適正な管理の徹底（経験値等の蓄積と継承とその活用）
債権回収の強化と債権の適正な整理	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収強化 ・滞納処分・強制執行等の強化（非強制徴収公債権・市債権の回収手法の検討） ・合同滞納整理等の実施 ・債権の一元的回収の実施 ・債権の適正な整理 特に非強制徴収公債権・私債権について内容精査のうえ、債権放棄を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収強化 ・滞納処分・強制執行等の強化（経験値の蓄積と継承、その活用） ・合同滞納整理等の実施 ・債権の一元的回収の実施 ・債権の適正な整理 （経験値の蓄積と継承、その活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・現年分の徴収強化 ・滞納処分・強制執行等の強化（経験値の蓄積と継承、その活用） ・合同滞納整理等の実施 ・債権の一元的回収の実施 ・債権の適正な整理 （経験値の蓄積と継承、その活用）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
債権管理に係る環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債権管理マニュアルの整備 ・ 収納担当者実務研修会、情報交換会等を開催 ・ 新納付手段の検討 他の債権へのコンビニ収納導入など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納担当者実務研修会、情報交換会等を開催 ・ 新納付手段の検討 (経験値の蓄積と継承、その活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収納担当者実務研修会、情報交換会等を開催 ・ 新納付手段の検討 (経験値の蓄積と継承、その活用)

また、これらの進捗については、毎年 6 月 1 日時点での当初計画を 6 月末までに策定し、12 月 31 日時点の状況を 1 月末までにチェックし、毎年 5 月 31 日時点の結果を 6 月末までに報告する旨、記載されている。

平成 25 年度及び平成 26 年度における進行状況については、平成 26 年 7 月 18 日に開催された「高松市収納対策推進本部会」において、平成 25 年度収納対策取組結果を報告し、平成 26 年度収納対策取組計画が承認された。その概要は以下のとおりである。

(ア) 平成 25 年度収納対策取組結果について

全般

平成 25 年度決算において収納率は 93.6%。主に市税における改善により全体として向上し対前年収納率+0.5%、対目標収納率+0.3%を達成し、収入未済額も対前年比 444 百万円減少して 6,012 百万円となった。

・ 個別取組結果

- a (納付能力があるのに) 納付意思のない者に対する法的措置等の実施
 - ① 強制徴収公債権に係る差押の強化～特に給与差押
 - ② 私債権に係る訴訟等の実施
- b 債権回収室による私債権の回収着手
- c 債権管理条例の施行に伴う債権放棄の実施
- d 収納担当実務研修会の開催
- e 納付の利便性の拡充

(イ) 平成 26 年度収納対策取組計画

全般

収納率について、一部、平成 25 年度実績を下回る目標設定があるものの、全体としては平成 25 年度収納率に平成 25 年度と同程度の改善率+0.5%を上乘せして目標収納率を 94.1%と設定し、収入未済額残高についても更なる圧縮を図る。

重点取組事項

- a 現年分の徴収強化により繰越滞納の削減
- b 収納担当実務研修会の開催

- c 各債権所管課における収納体制の強化及び適正な管理の徹底
 - ① 収納体制の強化～責任の明確化と進行管理の徹底
 - ② 適正な管理～債権の状況に応じて法令や条例等を駆使した事務手続の適正化
- d 債権回収の強化
 - ① 支払能力がある滞納者に対する法的措置の取組～債権回収室のノウハウ展開
 - ② 債権の一元的回収の実施
 - ③ 電話催告業務の対象債権の拡大
- e 納付の利便性の拡充

イ 納税課における取組

上記の高松市全庁的な債権管理強化の取組方針のもと、納税課でも市税回収強化のため以下の取組を実施している。

(ア) 収納手段の利便性の拡充

自主納付を推進するため、収入未済金の回収促進のため、高松市では、収納手段の多様化を図っている。納税者の支払利便性を向上させるため、平成 24 年度より、軽自動車税以外についてもコンビニでの納税を導入している。

平成 24 年度及び 25 年度におけるコンビニ収納の実績は下記のとおりであり、納税者は従来の方法に比べて、コンビニでの納税手段を選択するケースが多くなっており、納税者のニーズに対応していると考えられる。

(表 2-10-2：コンビニ収納実績)

(単位：百万円)

	平成 24 年度		平成 25 年度	
	件数	金額	件数	金額
窓口納付	770,302	60,212	632,675	56,824
口座	380,512	13,251	396,728	11,970
コンビニ	45,215	240	172,779	2,432
コンビニ割合	3.8%	0.4%	14.4%	3.4%
合計	1,196,029	73,704	1,202,182	71,226

(イ) 市税電話案内センターの活用（声掛け業務の外注）

高松市では平成 22 年度より、電話案内センターを利用して、納付期限後、滞納者に対する電話による納付案内を行っている。このことにより、単純な失念等による納付漏れを防止して、自主納付を推進している。

その他、市税口座振替未登録者に対する登録推奨や個別催告書の封入発送等、高松市徴税吏員が行う滞納整理の補助業務を外注している。

平成 25 年度の稼働実績等は以下のとおりであり、平成 25 年度の業者への支払額は 11,945 千円（税抜）となっている。

(表 2-10-3 : 電話案内業務 稼働時間実績)

業務内容	時間	備考
架電業務	2,450	架電対象受入件数 25,906 件（うち電話番号有 14,058 件） 収納実績は、3,823 件、75,564 千円（平成 25 年 7 月から平成 27 年 1 月まで）
電話番号調査	239	電話番号調査対象件数 12,269 件
補助業務	2,628	督促状の引抜、預金調査、回答書仕分けなど
文書発送	157	催告書等の発送件数 4,352 件
研修	64	
事務	1,385	管理者の業務時間
合計	6,923	

※ 業者からの平成 25 年度報告書より集約している。

(ウ) その他

高松市では、従来から給与支払報告の提出と特別徴収の普及に努めている（個人市民税参照）ほか、口座振替の利用についても勧奨して納入方法を多様化しており、利用割合（加入率）は全体として上昇している。

(表 2-10-4 : 口座振替利用状況)

(単位：加入数は人、加入率は%)

	市・県民税		固定資産税		軽自動車税		合計	
	加入数	加入率	加入数	加入率	加入数	加入率	加入数	加入率
平成 22 年度	19,375	29.5	63,719	38.7	34,712	21.4	117,806	30.0
平成 23 年度	18,317	29.9	65,052	39.2	34,054	20.8	117,819	30.1
平成 24 年度	14,764	24.6	71,296	42.8	33,385	20.2	119,445	30.5
平成 25 年度	14,297	24.7	72,871	43.9	35,457	21.3	122,625	31.4

ウ 組織体制

納税課は、税制係、納税推進係、収納係、特別滞納整理係及び検収証明係の他、債権回収室で構成されており、収納事務、債権回収管理、税に関する決算、庶務を行っている。課員は、部長を含め 48 人が所属している。詳細については表 2-1-4 を参照。

エ 市税に関する収納率及び不納欠損処理額の推移

(ア) 市税全体に関する収納率及び不納欠損処理額の推移等は以下のとおりである。

(表 2-10-5：市税収納率等の推移)

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調定額	68,238	66,698	67,235	67,301	65,665
収入済額	63,716	62,408	63,130	63,614	62,622
不納欠損額	259	292	397	439	283
収入未済額	4,263	3,997	3,707	3,246	2,759
収納率	93.4%	93.6%	93.9%	94.5%	95.4%

(2) 事務手続の概要

ア 収納事務

実際の納税者からの納付は、おおよそ下記のとおりである。

高松市への入金は、高松市の総合収納システムにより入金処理され、このうち、納税関係に係る入金情報が納税課に連絡され、納税課により入金消込処理がなされる。

この際、税系基幹システム上でも回収処理を入力することで、滞納マスター（収入未済額明細）を更新する。

消込処理にあたっては、調定ごとの個別消込が重要となる。高松市では、基本的に納税通知書ごとに個別に消込を行うが、過入金等について他の未収金へ充当する場合は、本税、手数料、延滞金の順に個別消込を行っている。

その上で、過入金がある場合には、還付処理等を行う。また、この際、納税課にて還付加算金の計算を行っている。

なお、過年度において消込時の入力誤りにより、納税者ごと滞納又は過入金が発生したが、その後、領収番号と宛名の複数による消込及び重複入金の原因調査を行うことにより、入力誤りを防止する措置をとっている。

イ 滞納整理事務

(ア) 原則として、納付期限までに自主納付がなされるよう、講習会などによる市税に関する周知、特別徴収の推進、口座振替制度の勧奨、コンビニエンスストアでの領収など納付利便性の向上を推進している。

しかし、不可避免的に発生する滞納債権については、収納係、特別滞納整理係、債権回収室などにより回収管理を行っている。

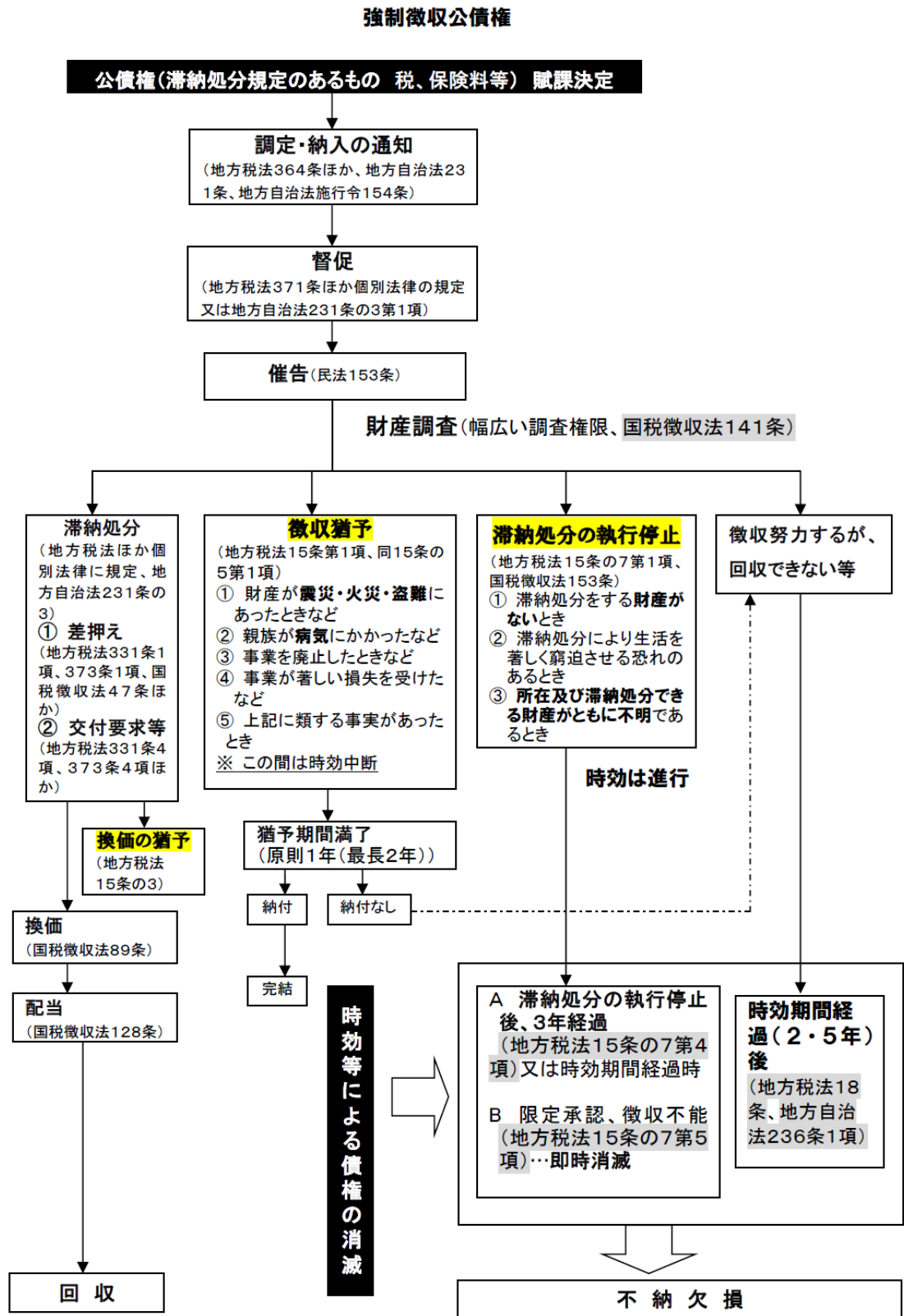
事務的には、納付期限経過後の収入未済残高について、翌月には督促状を送付し、回収催促を行っている。

また、収入未済残高に関して、滞納マスターから滞納債権残高一覧を作成し、各担当者に割当てて回収促進を図っている（滞納債権残高一覧は、調定別ではなく、あくまで、納税者ごとの宛名別で作成されている）。

督促でも納付されない案件については、6月と12月に一斉催告を実施し、財産調査、滞納処分の検討を行っている。

滞納処分等のイメージは、以下のとおりである。

(図 2-10-1 : 滞納処分等のイメージ)



(イ) 滞納処分等に係る事務～滞納債権管理強化の取組

全般的事項でも述べたとおり、高松市では全庁を挙げて債権管理強化の取組を行っている。

納税課においても、現年回収整理強化、繰越滞納回収整理強化の実効性を担保するため、平成 26 年度においては、行事計画に基づき、業務を遂行している。

具体的には、滞納債権残高一覧に基づき、回収状況に関する担当者及び上長とのミーティングを年間を通じて実施することで、課として管理の均質性を担保するとともに、財産調査及び回収ノウハウ共有の強化を図っている。

滞納者ごとの債権残高は以下のとおりであり、金額が小さいほど対象件数は膨大となっている。このため、すべての対象に対して個別に対応することは実務上困難であり、効率的効果的な対応を行うため、平成 25 年度及び平成 26 年度においては、宛名ごとの債権残高 100 千円以上を上記のミーティング対象としてヒアリングを実施する一方、平成 25 年度では 100 千円以下の財産調査（一斉預金調査）の実施、平成 26 年度では軽自動車税に係る滞納案件に対する財産調査（一斉預金調査）を実施して、財産調査体制を確立するとともに、平成 25 年度から、支払能力があるのに納付意思のない納税者に対する滞納処分の強化、預金差押よりさらに効果的な給与・年金等への財産調査を強化し、回収の実効性をより高めるとともに、納税者自身による自主納付マインドの向上を図っている。

(表 2-10-6：平成 26 年 4 月 1 日現在の滞納者ごとの債権残高)

滞納額	件数 (人)	滞納金額 (千円)	滞納金額/1 人 (千円)
10,000 千円以上	17	328,497	19,323
5,000 千円以上	40	278,102	6,952
4,000 千円以上	22	96,925	4,405
3,000 千円以上	24	82,067	3,419
2,000 千円以上	89	217,219	2,440
1,000 千円以上	275	382,511	1,390
500 千円以上	714	480,914	673
400 千円以上	439	194,034	441
300 千円以上	783	270,382	345
200 千円以上	1,457	355,089	243
100 千円以上	3,401	484,185	142
100 千円未満	14,000	467,603	33
合計	21,261	3,637,533	

※ 4 月 1 日現在の滞納管理データによるため、4 月 1 日以後の出納閉鎖期間の収納処理前の残高である。

(ウ) 不納欠損処理

債権管理強化の取組においては、回収強化（滞納処分）のみならず、財産調査等の結果、滞納繰越未済金に計上されているが、将来の回収不能債権に対する一定の判断（徴収猶予又は滞納処分の停止）や不納欠損処理も重要な位置づけである。

平成 25 年度までの過去 5 年間の不納欠損処理額の推移は以下のとおりである。

不納欠損処理額自体は 3 億円前後と大きくは変動していない。しかし、平成 21 年度では、時効消滅する債権額が、執行停止等により整理される債権額を大きく上回っていたのに対して、平成 25 年度においては、時効消滅する債権額は 2 億円前後と変わらないものの、執行停止による債権整理額が、件数、金額とも増加している。

時効により消滅する債権について、短絡的に、回収等のフォローがなされず放置されていたことにはならないものの、執行停止による債権整理の増加は、滞納債権について財産調査、回収判断等のフォローが充実した結果であり、従来と比べて、管理体制が改善され、債権管理のカバー率が向上しているものとして一定の評価はされると考える。

(表 2-10-7：不納欠損処理内容別推移)

(単位：千円)

	執行停止（法第 15 条の 7 第 4 項第 5 項）		時効（法第 18 条）		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成 21 年度	2,135	86,665	11,803	172,686	13,938	259,352
平成 22 年度	2,336	61,099	12,301	231,494	14,667	292,594
平成 23 年度	3,953	202,833	12,430	194,330	16,383	397,164,
平成 24 年度	2,940	239,373	11,682	200,582	14,622	439,956
平成 25 年度	2,219	112,061	15,088	171,524	17,307	283,586

ウ 決算整理事務

高松市では、平成 25 年 1 月から新税系基幹システムを導入しており、決算書も新税系基幹システムで集計された金額に基づき、出納閉鎖期間及び新税系基幹システムと経理処理の調整を行った上で決算統計を作成している。

(3) 監査手続と監査結果

高松市の事務手続の概要を勘案し、監査手続を行った。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

(ア) 高松市としての債権管理強化方針における平成 25 年度、平成 26 年度の計画進捗状況の確認

(1) 債権管理に関する全般的事項アで記載しているとおり、高松市では全庁として、債権回収強化を図っており、納税課に設けられた債権回収室も大きく関与している。「高松市債権の適正管理方針」に記載された債権管理に関する計画の平成 25 年度の実施状況等について、その結果及び進行管理状況を確認するため、ヒアリングを行うとともに報告書を閲覧した。

(イ) 収納事務において適切な個別消込がなされていることの確認

滞納管理の出発点となる滞納債権の把握は、収納事務において適切な債権を消込することが前提であり、個別消込は重要な処理となる。このため、通常領収時の消込と、過入金があり他に滞納債権がある場合の充当の方法等について、ヒアリングを行うとともに消込資料を閲覧した。

(ウ) 還付加算金、延滞金計算

納税者側の申告誤りや申告遅延、高松市側の賦課誤りや処理誤りなど、双方の理由により、還付金又は延滞金が発生している。これらについて、他市では起算日誤りなどにより、金額計算を誤っている例が報告されている。このため、高松市における還付加算金又は延滞金の計算について、ヒアリングを行うとともに任意の件数について再計算を実施した。

(エ) 督促状及び催告書の作成発送事務

納付期限経過後の滞納未入金について、自主納付又は滞納処分等のきっかけとなる督促状或いは催告書の送付は重要な事務手続であり、送付漏れ等は、その後の回収業務に多大な影響を及ぼすことになる。督促状又は催告書の作成依頼データは税系基幹システムにより自動作成されているため、適切な抽出条件により漏れなく作成されていることを確認するため、それぞれの作成元となる入金未済残高明細データを入手し、作成依頼データを再作成した。また、漏れなく作成された督促状又は催告書について、漏れなく発送されていることを納税課においてチェックしているかを確認した。

(オ) 滞納債権管理状況 1

滞納債権の管理の前提となる滞納債権残高一覧は、税系基幹システムにより自動作成されている。このため、滞納債権残高一覧が入金未済残高明細データから適切に作成されているか確認するため、作成元となる入金未済残高明細データを入手し、滞納債権残高明細を再作成した。

(カ) 滞納債権管理状況 2

滞納債権の管理状況（財産調査、滞納処分等）について、計画的、網羅的、法令主義に基づき検討、実行されていることを確認するため、年間計画、財産調査の状況についてヒアリングを実施し、交渉議事録、財産調査関連資料、滞納処分関連資料を閲覧した。

(キ) 税系基幹システムと決算金額

平成 25 年度の高松市決算における市税全般に関連する調定金額、収入金額について、税系基幹システムの集計金額との整合性を確認するため、両者を突合し、差異の内容を分析した。

また、高松市決算における収入未済額と税系基幹システムの入金未済残高明細が整合しているのかを確認するため、両者を突合し、差異の内容を分析した。

(ク) 不納欠損処理事務

平成 25 年度における不納欠損処理事務について、法令条例に基づく手続及び承認がなされていること及びその金額が税系基幹システム上の入金未済残高明細と一致していることを確認するため、関連資料を閲覧した。

イ 監査結果

アの監査手続等を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【意見】 決算収入未済額と税系基幹システム残高明細の照合

税系基幹システムは、財務会計システムとは独立して運用されているが、経理上の入金未済額の残高明細としての位置づけであり、決算においては照合し少なくとも一致させておく必要がある。

個人市民税の繰越収入未済額に係る平成 26 年 4 月 1 日における税系基幹システム上の収入未済額明細と決算収入未済額の調整表は下記のとおりである。

(単位：千円)

調整項目	税系基幹システム残高	経理残高
資料残高	1,217,605	738,772
県民税残高	△485,711	
4月1日から4月9日までの入金 消込額	6,770	
経理上次年度反映するべき4月1 日から4月10日までの税系基幹 システム上での修正	116	
あるべき残高	738,780	738,772
不一致額 (※)		8

※ 税系基幹システム上の修正を別途経理仕訳で調整する必要があったが経理上未調整

日々更新される管理用の税系基幹システムでの処理と決算経理上の処理ではそもそも差異があり、今後もイレギュラーな処理等により調整が必要となることも想定される。今回の金額差異は極めて僅少であるが、調整漏れ等を防止するためにも、明細との突合について決算業務に組込む必要がある。

(イ) 【意見】 繰越収入未済額の年齢調

平成 26 年 4 月 1 日付の税系基幹システムの収入未済額明細データを入手し、調定年度別に集計した繰越収入未済額の年齢表は下記のとおりであり、平成 25 年度の収入未済額には、通常であれば時効により不納欠損処理されている平成 20 年度以前の収入未済額 (578,202 千円) も含まれている。

納税課における管理上、これらの債権が管理資料である滞納債権残高一覧にも含まれていること及び、実際に継続管理されていることを確認した。

これらの長期にわたる未収債権が計上されている理由は、過去に不動産の差押え等時効中断があったため、平成 26 年 4 月以後時効中断になるものや時効中断中のものである。通常であれば換価処分等を行い整理することが考えられるが、実際には、物件により換価が困難などの理由で差押が継続している物件である。

この結果、高松市における市税の入金未済額 2,759,615 千円のうち、現年分 695,693 千円に対して、繰越滞納額が 2,063,921 千円となっており、債権年齢構成上は異常な構成となっている。逆に言えば、債権回収強化により、現年分及び過去分も含めて回収に努めた結果、最後に残った問題債権が顕在化しているとも言える。

最大限、回収に努めるという債権管理の原則からすると、債権残高として継続管理することは適切であるものの、財政の健全化を図るという意味では、滞納処分停止等の判断の時期について慎重にかつ適時に対応する必要がある。

また、今後導入が予定されている新地方公会計等においては、将来の回収見込がない債権については、個別に貸倒引当金を計上することになる。新地方公会計等の導入時には、これらの債権については貸倒引当金の計上の要否について、慎重な対応が必要になると考えられる。

(表 2-10-8 : 平成 25 年度収入未済額の調定別年齢表)

(単位：千円)

債権の年齢	調定年度	本税	督促手数料	延滞金	合計
30 年超	昭和 58 年度	444	1	-	445
25 年超 30 年以下	昭和 59 年度～ 昭和 63 年度	6,172	6	1,032	7,217
20 年超 25 年以下	平成元年度～ 平成 5 年度	24,767	5	13,252	38,029
15 年超 20 年以下	平成 6 年度～ 平成 10 年度	24,940	34	14,399	39,379
10 年超 15 年以下	平成 11 年度～ 平成 15 年度	105,434	196	54,339	159,975
9 年超	平成 16 年度	42,524	99	16,040	58,664
8 年超	平成 17 年度	53,817	145	15,434	69,397
7 年超	平成 18 年度	69,860	204	21,399	91,464
6 年超	平成 19 年度	109,465	336	39,148	148,950
5 年超	平成 20 年度	140,779	466	51,403	192,648
5 年超小計		578,202	1,492	226,446	806,168
4 年超	平成 21 年度	381,876	1,894	57,474	441,245
3 年超	平成 22 年度	408,155	2,061	52,462	462,679
2 年超	平成 23 年度	503,989	2,322	35,257	541,569
1 年超	平成 24 年度	690,564	2,980	21,417	714,963
繰越滞納額 (県税含む)		2,562,786	10,749	393,056	2,966,624
県税等控除		△498,865			
繰越滞納額 (県税除く)		2,063,921			
現年分	平成 25 年度	695,693			
収入未済額		2,759,615			

※1 平成 26 年 4 月 1 日夜の滞納マスターデータを利用し加工している。

※2 宛名別ではなく、(期間別) 調定別に年度別集計している。

※3 不納欠損処理額を除く、残高で集計している

(ウ) 【意見】時効管理について

通常の収納時は納税通知書等によって行われ、納税者から充当先が示される。また、滞納分の納付も、納付者が充当先を示した場合は、それが優先される。

そのため、過去の滞納をそのままに現年を優先して納付する場合も多くあるが、このような場合、過去分が時効により債権消滅する可能性が高くなる。

最大限回収に努めるという債権回収の原則及び税の公平性の観点から、適切な判断のないまま納付能力を持ちながら時効・不納欠損処理に至るような状況は極力回避すべきであり、現年納付を優先している場合については、納付能力を適切に判断した上で時効中断等の措置が的確に講じられるよう、時効管理の工夫が必要であるとする。

(エ) 【意見】 差押物件の管理状況

高松市では、債権回収強化の一環として、差押等を強化しており、効果を上げているが、その一方で、過年度分については差押を実行したものの、短期間では換価されておらず、長期にわたって管理を要する案件も見受けられる。

そのうち、特に必要と思われる不動産差押案件についてみると、高松市では、債務者・債権金額・差押の有無を記載した表はあるものの、物件明細等までが記載された一覧性のある資料が作成されていない。

問題債権に関する一覧性を確保し、柔軟な対応に資するためにも、債務者（納税者）、債権内容、差押実行日、物件明細、評価額等、債権管理上必要となる事項を記載した一覧性のある資料を作成し、債務者の状況、物件の（劣化）状況等を適宜更新することが望ましいと思われる。

(オ) 【意見】 税系基幹システム費用の徴税コストへの算入

高松市の徴税コスト物件費の中には、税系基幹システムの機器賃借費用や保守・運用委託費用等が含まれていない。高松市ではシステム等に関する費用の徴税費用への算入は、税務部で予算取得したもののみとしており、税系基幹システムに関する費用については、情報政策課がその予算を取得しているため、徴税コストに算入しない計算となっている。

平成 25 年度の税系基幹システムに関する機器賃借費用、保守・運用委託費用及び税制改正対応に要した費用等は約 128 百万円であり、当該費用を徴税コストに参入した場合、同年度の税収入額に対する徴税費の割合は 0.9%から 1.1%に上昇する。

調定から収納・滞納整理の一連の業務には税系基幹システムが密接に関連することや、徴税業務におけるシステムの重要性も増していることから、その費用を徴税コストに算入していない場合、高松市における本来の徴税コストを把握することができない。

したがって、税系基幹システムに関連する費用については、徴税コストへ算入し、実質的な徴税コストを把握することが望まれる。

1 1 税システムと情報セキュリティの確保について

(1) 高松市住民情報システム（税系）（以降、税系基幹システム）の概要

ア 税系基幹システム導入の経緯

高松市は、平成 25 年 1 月 1 日より税系基幹システムを導入し、本格運用を開始している。当該税系基幹システムは、個人市民税、法人市民税、事業所税、固定資産税など 7 種類の賦課業務とそれらの収納業務、滞納管理業務及び宛名管理業務に関する機能を有した統合型パッケージシステムであり、各種税目のデータベースを一体化することができ、シームレスでスピーディーな業務連携を目的として導入したものである。

これまでは汎用機システムとオープン系システムが混在しており、頻発する法改正などに伴う業務プログラムの改修により、システム構成とデータ連携が複雑化していた。また、各業務担当課で個別に導入したシステムは部分最適となっており、リソースの全体最適化と運用・保守費用の削減が課題であった。

これらの課題解決に向け、平成 22 年 3 月に「高松市情報システム最適化計画」を策定し、住民情報システムの段階的な再構築に着手し、平成 23 年 5 月からの税システムの再構築において、税系基幹システムの導入決定に至ったものである。

イ 税系基幹システムの管理対象税目等

- ・個人市民税
- ・法人市民税
- ・軽自動車税
- ・事業所税
- ・市たばこ税
- ・入湯税
- ・固定資産税
- ・収納・滞納
- ・宛名

ウ 情報セキュリティポリシーの概要

高松市においては、効率的で効果的な市民のための市政を実現するため、情報通信技術を活用した多様な情報システムを構築しており、これらの情報システムの大部分では、個人、地域企業等に関する重要な情報を取り扱っていることから、その取扱いに当たり最大限の安全性を確保する必要がある。

そこで、高松市が所掌する情報資産に関する業務に携わるすべての職員及び外部委託業者に、情報セキュリティ対策の浸透、普及及び定着をさせるための安定的かつ技術の進歩等情報セキュリティを取り巻く急速な状況の変化に柔軟に対応することを目的とした高松市情報セキュリティに関する方針（以下「情報セキュリティ方針」という。）を策定している。

情報セキュリティ方針は、一定の普遍性を備えた情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針である「高松市情報セキュリティ基本方針」（平成 15 年 7 月策定）と高松市情報セキュリティ基本方針を実行に移すためのすべてのネットワーク及び情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準である「高松市情報セキュリティ対策基準」（平成 15 年 7 月策定）の 2 階層に分けて策定している。

また、情報セキュリティ方針に基づき、情報システムごとの具体的な情報セキュリティ対策の実施手順として、高松市情報セキュリティ実施手順を策定している。

（表 2-11-1：高松市情報セキュリティに関する方針の構成）

文書名		内容
情報 セキュリティ 方針	高松市 情報セキュリティ 基本方針	情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針
	高松市 情報セキュリティ 対策基準	情報セキュリティ基本方針を実行に移すためのすべてのネットワーク及び情報システムに共通する情報セキュリティ対策の基準
情報セキュリティ実施手順		ネットワーク及び情報システムごとに定める情報セキュリティ対策基準に基づいた具体的な実施手順

（2） 事務手続の概要

税系基幹システムの運用・保守業務等については、総務局情報政策課が担当している。情報政策課における税系基幹システムに関する主な事務手続の概要は以下のとおりである。

ア プログラム変更等の管理

各税目の担当課において、日々の業務の中で税系基幹システムに関する障害や質問、機能の追加、修正等のプログラム変更要望があった場合には、その内容を記載した「連絡票」を都度作成し、情報政策課へ提出する。

情報政策課は、「連絡票」に基づき障害対応や質問回答を行い、また、プログラムの変更要望に関しては申請課へのヒアリングを実施し、業務への必要性の度合や費用対効果等を勘案して、有用性・緊急性の高い要望を選定する。

有用性・緊急性が高いと判断したプログラム変更要望については、稟議書を起案し、市長決裁を受けた後、ベンダーへプログラム変更依頼を行う。

プログラムの変更にあたっては、その変更前に、利用部門による検証を行い、ベンダーからの検証結果報告を受け、問題がなかったことを確認した後に、プログラム変更処理を行っている。

なお、ベンダーとの契約においては、直接対話の禁止条項を設けており、ベンダーとシステムに関してのやり取りを行う際には、必ず情報政策課職員が窓口になることとしている。

イ アクセス権限の管理

各税目の担当課職員の権限は、それぞれの担当税目の閲覧、変更権限に限定して付与している。他の部署が所管する情報資産の利用を業務上の理由により希望するときには、利用希望部署の課長は、当該情報資産を所管する課長に対し「情報資産利用依頼書」を提出する必要がある。また、業務主管課長は、当該依頼書の提出を受けたときは、その内容が情報セキュリティ基本方針及び対策基準に違反していないことを確認し、利用者の登録等所要の措置を行った上、利用の可否及び開始時期等を決定し、「情報資産利用決定通知書」をデータ利用課長に送付する。

業務上、外部にデータの持出しが必要であり、USB等の外部記録媒体を使用する場合には、持出しの合理的目的と使用媒体について情報政策課へ情報資産外部持出届出書を提出し、その許可を得ることとしている。加えて、許可を得た外部記録媒体にはパスワードを設定し、利用の際には当該パスワードを入力する必要がある。

また、端末監視ソフトを平成25年10月に導入し、高松市所管PCに対しスマートフォンやデジタルカメラ等の接続ができないようシステム制御を行っており、平成27年4月よりUSB等の外部記録媒体についても、許可を受けていないものは接続できないようにシステム制御を行うことを予定している。

ウ バックアップデータの管理

毎週土曜日若しくは日曜日に税系基幹システムデータを磁気テープにバックアップしている。磁気テープへのバックアップデータの作成時に異常が生じた場合には、情報政策課担当者へエラーメールが送付されることとなっており、バックアップ実行結果については情報政策課担当者が確認を行っている。

また、磁気テープの保管については、外部業者と「電子計算機用磁気テープ等の保管集配業務委託契約書」を締結しており、高松市が寄託する磁気テープ等の集配及び保管業務を委託している。

エ 外部委託管理

税系基幹システムの運用・保守や機器の保守に関しては外部業者へ委託しており、その委託内容については、契約書等を取り交わすことにより明確化している。

なお、税系基幹システムの運用・保守、機器の保守に関する委託契約の内容は次のとおりである。

(表 2-11-2 : 税系基幹システム運用・保守、機器の保守に関する委託契約内容)

契約名	業務範囲
高松市住民情報システム（税系）運用支援業務委託契約	【システム運用支援業務】 ・ 統合管理支援 ・ 運用支援 ・ 保守支援 【パッケージソフトウェア保守業務】 ・ 問題解決支援 ・ 情報提供 ・ 修正プログラムの提供 ・ レベルアップ版の提供
高松市住民情報システム（税系）機器保守業務委託契約	・ 問題解決支援 ・ ハードウェア訪問修理 ・ ハードウェア定期点検 ・ 専用ホームページを利用したサービス

また、両契約とも、外部委託業者に対して、秘密保持及び個人情報の保護について下記の「個人情報取扱特記事項」の遵守を求めている。

(表 2-11-3 : 個人情報取扱特記事項)

項目	内容
基本的事項	受託者は、この契約による事務を処理するに当たっては、個人情報を適正に取り扱わなければならない。
秘密の保持	受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
使用者への通知	受託者は、この契約による事務に従事するものに対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
収集の制限	受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集する時は、その目的を明確にし、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
目的以外の使用等の禁止	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。
適正な管理	受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の安全確保の措置を講じなければならない。
複製等の禁止	受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複製し、又は複製してはならない。
再委託の禁止	受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による個人情報の処理は自ら行なうものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

項目	内容
資料等の返還等	受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引渡しを受け、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報に記載された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示した方法により処理するものとする。
事故報告義務	受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
取扱要領等の作成	受託者は、個人情報の適正な管理の確保を図るため、個人情報の取扱いに関する要領等を作成し、委託者に報告しなければならない。
契約の解除及び損害賠償	委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及びこの契約の定めに従った損害賠償の請求をすることができるものとする。

外部委託業者の委託業務内容は、月次で実施している高松市税系システム運用保守プロジェクト定例会にて、委託業者が出席し、業務の遂行状況等について報告している。

(3) 監査手続と監査結果

ア 監査手続

税系基幹システムの特徴や事務手続の概要を勘案し、情報政策課へのヒアリングを中心に IT に関する全般的な観点から監査手続を行った。

イ 監査結果

(ア) 【意見】バックアップデータ保管先への立入検査の実施

情報政策課は毎週土曜日もしくは日曜日に最新の税系基幹システムデータを磁気テープにバックアップし、外部業者へ保管を委託している。

当該保管に関しては、外部業者と「電子計算機用磁気テープ等の保管集配業務委託契約書」を締結しており、契約書別紙の「磁気テープ等の保管集配業務委託仕様書」2 保管環境において次のことを外部業者へ求めている。

(立地条件)

- ・地盤が強固で、耐震性に優れていること。
- ・高潮及び河川の氾濫による被害の可能性が皆無であること。
- ・近隣に危険物貯蔵がなく、人口及び建物の密集地域でないこと。

(保管施設設備)

- ・磁気テープ及びフロッピーディスクの保管庫は、電子計算機用磁気媒体の保管専用保管庫として設計し、建築された無窓の低層建築物であること。

- ・耐震、及び耐火に備えた堅牢な安全対策中心の構造設計であること。
- ・専用の空調設備により、電子計算機用磁気テープの長期保存に適した温度（摂氏18～22度）及び湿度（40～50%）に常時保たれていること。
- ・ちり、ほこり等が除去され、電磁界発生防止に十分留意されていること。
- ・空調設備等の火気要因となる機械設備は、保管庫の建物と隔離された位置に独立して設けられていること。
- ・保管庫内部の火気要因が、極力排除されていること。
- ・非常用発電機を保有していること。
- ・貯水設備を保有していること。
- ・保管施設への立入りを監視し、赤外線探知機等の侵入防止機器を設置するなどして厳格なチェック体制を採っていること。
- ・熱感知器、煙感知器等防災監視装置を設備していること。
- ・保管庫の出入口は、金庫扉を設備し、機械的及び電氣的に施錠されていること。

当該外部委託業者とは、平成7年12月より保管等に関する業務を委託しているが、保管環境については、契約書別紙の仕様書取り交わしによる確認に留まっており、実際の保管場所への立入調査は実施した記録は残っておらず、情報政策課へのヒアリングにおいても現状立入調査は実施されていないとのことであった。

仕様書において求めている保管環境は、高松市の情報資産の毀損や流出等を防ぐために必要な要件であることから、実際の保管場所への立入調査を行うことによって、保管環境要件の充足状況の確認を定期的実施することが望まれる。

(イ) 【意見】 バックアップデータの適時保管

情報政策課は毎週土曜日若しくは日曜日に税系基幹システムデータを磁気テープにバックアップし、外部業者にその磁気テープの保管を委託しており、外部業者による磁気テープの集荷のタイミングは、現状、2週間に1度行われている。

集荷のタイミングは、従来から2週間に1度の間隔であり、現状もこれを踏襲しているが、現状の集荷間隔では、外部に保管されている情報が最新のものと比べ2週間程度古くなってしまう。

高松市住民情報システムの導入もあり、磁気テープに格納されるバックアップデータの容量は従来と比較して増加していることから、バックアップデータの重要性もより増している状況にある。また、情報政策課においては、1週間ごとに取得した磁気テープは情報政策課内の耐火性の金庫に保管されているが、更に安全性の高い場所に保管する必要があると考えられる。

そのため、外部業者による磁気テープの集荷のタイミングを現状の2週間に1回から1週間に1回に短縮し、バックアップデータ作成の都度、適時に安全性の高い外部保管場所へ保管することが望まれる。

(ウ) 【意見】プログラム変更時における利用部門検証結果の情報政策課による確認

税系基幹システムのプログラム変更を実施する場合には、変更前に利用部門による動作確認等の検証が行われ、その結果問題がなければ、プログラム変更を実施している。現状、情報政策課による利用部門の検証結果の確認は、ベンダーから提出された資料「資産適用台帳」（資料名）によって確認しているのみである。

プログラムの変更は、利用部門の業務遂行へ重要な影響を与える場合もあることから、情報政策課において、プログラム変更に関する検証部署から直接その結果を収集し、収集結果についてベンダーからの検証結果資料と照合することで、プログラム変更時におけるトラブルや混乱等を防止するような措置をとることが望まれる。

(エ) 【指摘】情報セキュリティ実施手順書の作成

高松市情報セキュリティ基本方針第8条には、「情報セキュリティ実施手順の策定」として、「対策基準（高松市情報セキュリティ対策基準）を遵守して情報セキュリティ対策を実施するためには、情報資産の種別に応じたセキュリティ対策手順等をそれぞれ定めていく必要がある。そのため、情報資産に対する脅威及び情報資産の重要度に対応する対策基準の基本的な要件に基づき、局長等は、その所掌する情報資産の情報セキュリティ対策の実施手順を策定するものとする。」旨が規定されている。

しかしながら、税務部を含めた財政局は、現状、情報セキュリティ実施手順を策定していない。

高松市情報セキュリティ基本方針及び高松市情報セキュリティ対策基準（以下、「セキュリティ方針」）は、情報セキュリティ対策の最上位に位置するものであり、規範の安定性にも配慮して策定されているものである。また、情報セキュリティ実施手順書は変化の早い技術面への対応を図ることを意図したものである。

したがって、セキュリティ方針への実効性と意識向上をより図るためにも、税務部はセキュリティ方針を踏まえた具体的な情報セキュリティ実施手順書を策定すべきである。

(オ) 【意見】外部委託業者ユーザーのアクセスログの管理

外部委託業者の権限は、業務遂行の必要性から各種税目データベースの閲覧権限、プログラム変更権限やアクセス権の付与権限等が可能であり、税系基幹システム内における最上位の権限者として設定されている。

高松市と外部委託業者との間には、業務委託契約を締結し業務範囲の明確化を図っており、また、個人情報等に関する情報資産の取扱いについても制限しているものの、実際にそれらを遵守して業務遂行していることを高松市として確認することも重要である。

したがって、外部委託業者ユーザーのアクセスログを閲覧し、不必要なデータベースへのアクセスがないことを確認する等、外部委託業者の業務遂行状況について定期的なモニタリングを実施することが望まれる。

(カ) 【指摘】 アクセス権の管理

平成26年4月1日時点の資産税課におけるアクセス権限表と資産税課の人員表を照合した結果、同日時点には既に資産税課に在籍しておらず、他課へ異動している職員(1人)に資産税課データベースへのアクセス権が付与されていた。これは、情報政策課において実施される異動時の権限削除処理が漏れてしまったことによるものであるが、アクセス権の定期的な棚卸を実施していないことが現在まで発見できなかった要因である。

アクセス権は、各々の職員の権限・職掌に合致したものとすべきであり、権限・職掌以上の過大なアクセス権の付与は、情報漏えいをもたらすリスクがある。

したがって、情報政策課において、アクセス権について定期的な棚卸を実施し、日々の異動処理の誤り等が適時に発見できるような見直し手続を実施すべきである。具体的には税系基幹システムのアクセス権限表を各部署の課長もしくは課長補佐に対して配布し、適切な職員にアクセス権が付与されていることの確認を求めことや、人事データと照合することによる検証作業等が考えられる。

(キ) 【指摘】 外部記録媒体の保管方針等の明確化

一度情報政策課に許可された外部記録媒体に関しては、その情報資産外部持出届出書に記載された合理的目的に合致する限りにおいて、新たな許可を得ることなく継続的に使用が許可されている。そのため、許可した時以降の利用目的の確認は情報政策課では行わず、各課の管理のもとで実施されることとなる。

税務部においても、1個のUSBメモリが許可を受け、業務に利用されているが、現状は、税務部において外部記録媒体の保管方法や利用目的の確認方法に関する具体的な手順が明確化されていない。

USB等の外部記録媒体は大容量のデータを保存でき、その持ち運びも容易であることから、紛失した場合や、意図的に外部に情報を持ち出された場合、個人情報等の重要情報の漏えいに繋がりがねない。また、許可された時は適切な用途による情報の持出しであったが、許可されて以降、情報資産外部持出届出書に記載された合理的目的と異なる目的により利用される可能性も否定はできない。

したがって、許可された外部記録媒体の保管方法や利用目的の確認方法に関する方針を明確に定め、物理的なセキュリティ対策を明確化し、適切に運用することにより、情報漏えいに対するリスクをさらに低減させる措置を講じるべきである。当該指摘への対応は、上述した指摘「情報セキュリティ実施手順書の作成」における情報セキュリティ実施手順書に盛り込むことが考えられる。

第3 外部監査の結果—使用料及び手数料関連

1 使用料及び手数料関連

(1) 使用料及び手数料の概要

ア 使用料及び手数料の意義

(ア) 使用料

行政財産を目的外に使用させ又は公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭をいう（地方自治法第225条）。

使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価として、その使用者・利用者から徴収するもので、高等学校の授業料、幼稚園・保育所の保育料、火葬場の火葬料、病院の治療代金等がある。このほか、公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道、ガス、地方鉄道、自動車運送等の事業も含まれ、これらの地方公営企業について徴収される料金も使用料である。

なお、公の施設は、必ずしも当該地方公共団体の所有に係るものに限らない。また、市町村は、旧慣による公有財産の使用についても使用料を徴収することができる（地方自治法第226条）。さらに、地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについても、使用料を徴収し、これを当該地方公共団体の収入とすることができる（地方財政法第23条）。

使用料に関する事項については、条例で定めなければならない（地方自治法228条第1項）。使用料の徴収権は、原則的には地方公共団体の長に属するが（地方自治法第149条第3号）、地方公営企業の料金の徴収については、企業管理者の権限とされている（地方公営企業法第9条第9号）。

(イ) 手数料

地方公共団体が当該地方公共団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する金銭をいい、いずれも当該団体の収入となるものである（地方自治法第227条）。

手数料は、特定の者が積極的利益を受けることが明らかな場合だけでなく、許可、検査、試験、登録のようにそれを受けなければ一定の行為ができないような場合も、それを受ける者はいわゆる反射的利益を受けることになるので、その徴収は可能である。手数料の額は、当該事務に要する経費とその事務により受ける特定の者の利益等を考慮して定める。

地方公共団体の事務につき徴収する手数料に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法228条第1項）、この場合において、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令に定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない（同第228条第1項、地方公共団体の手数料の標準に関する政令）。

イ 高松市の項目別調定額

(ア) 使用料及び手数料の項目別決算額

高松市における平成 25 年度の使用料及び手数料の調定額及び収入額（決算額）の内訳は次のとおりとなっている。

(表 3-1-1：平成 25 年度使用料及び手数料調定額及び収入額の項目別内訳)

(単位：百万円)

項目	調定額(A)	収入済額(B)	不能欠損額	収入未済額	収納率 (B/A)
総務使用料	22	21	0	0	95.5%
民生使用料	6	6	—	—	100.0%
衛生使用料	292	292	—	—	100.0%
労働使用料	2	2	—	—	100.0%
農林水産業使用料	12	10	—	1	89.9%
商工使用料	29	29	—	—	100.0%
土木使用料	1,085	834	1	249	76.9%
消防使用料	0	0	—	—	100.0%
教育使用料	613	596	—	16	97.3%
使用料合計	2,065	1,796	1	267	86.9%
総務手数料	243	243	—	—	100.0%
民生手数料	0	0	—	—	100.0%
衛生手数料	1,548	1,546	0	1	99.9%
農林水産業手数料	0	0	—	—	100.0%
商工手数料	0	0	—	—	100.0%
土木手数料	96	96	—	—	100.0%
消防手数料	6	6	—	—	100.0%
教育手数料	2	2	—	—	100.0%
手数料合計	1,898	1,897	0	1	99.9%
合計	3,964	3,693	2	269	93.2%

上記表のとおり、平成 25 年の調定額は 3,964 百万円となっており、この内 3,693 百万円が収納された。

なお、収納されなかった使用料及び手数料は、271 百万円（内、不納欠損額 2 百万円、収入未済額 269 百万円）であるが、この内大部分を占めるのが土木使用料 250 百万円（内、不納欠損額 1 百万円、収入未済額 249 百万円）である。さらに詳細を見ると住宅使用料 247 百万円（内、不納欠損額 1 百万円、収入未済額 245 百万円）が大きな要因となっている。

(イ) 過去 5 年間の調定額の推移

高松市における過去 5 年間の使用料及び手数料の項目別調定額は次の表のとおりとなっている。

(表 3-1-2 : 高松市の過去 5 年間の調定額の推移)

(単位 : 百万円)

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
	調定額	調定額	調定額	調定額	調定額
総務使用料	51	51	52	22	22
民生使用料	11	11	11	10	6
衛生使用料	301	293	296	323	292
労働使用料	2	2	2	2	2
農林水産業使用料	12	12	12	12	12
商工使用料	32	29	29	32	29
土木使用料	1,020	1,042	1,044	1,072	1,085
消防使用料	0	0	0	0	0
教育使用料	741	641	609	616	613
使用料合計	2,174	2,085	2,059	2,094	2,065
総務手数料	247	242	232	229	243
民生手数料	0	0	0	0	0
衛生手数料	1,412	1,426	1,410	1,453	1,548
農林水産業手数料	0	0	0	0	0
商工手数料	0	1	0	1	0
土木手数料	101	95	92	92	96
消防手数料	5	3	3	7	6
教育手数料	3	3	3	2	2
手数料合計	1,770	1,771	1,743	1,787	1,898
合計	3,945	3,856	3,802	3,881	3,964

上記表のとおり、調定額は平成 23 年度までは減少したのち、平成 24 年度以降増加傾向にある。平成 21 年度から平成 23 年度までの減少については教育使用料の減少が大きな要因であるが、これは主に平成 22 年度の高校授業料無償化によるものである。平成 24 年度以降の増加については衛生手数料の増加が大きな要因であるが、これは主に一般廃棄物処理手数料及び西部クリーンセンター焼却処理手数料の増加によるものである。

(ウ) 他の中核都市との比較

平成 24 年度の使用料及び手数料の歳入額について、中核都市と比較した表は次のとおりである。

(表 3-1-3：使用料及び手数料歳入額の中核都市との比較)

市名	使用料及び手数料		使用料		手数料	
	金額（百万円）	順位	金額（百万円）	順位	金額（百万円）	順位
西宮市	7,298	1	6,367	1	930	20
姫路市	6,602	2	5,525	3	1,077	12
尼崎市	6,581	3	6,189	2	392	40
鹿児島市	6,359	4	5,079	4	1,280	5
船橋市	4,836	5	3,263	8	1,573	3
長崎市	4,653	6	3,779	5	874	24
高松市	4,498	7	2,712	14	1,785	1
旭川市	4,456	8	3,219	11	1,236	7
前橋市	4,372	9	3,400	6	971	17
宇都宮市	4,317	10	2,558	18	1,759	2
福山市	4,270	11	3,257	10	1,013	16
下関市	4,237	12	3,269	7	968	18
横須賀市	3,870	13	2,772	13	1,098	11
岐阜市	3,726	14	3,129	12	596	34
富山市	3,707	15	3,258	9	449	38
宮崎市	3,610	16	2,482	22	1,128	9
長野市	3,522	17	2,064	30	1,457	4
倉敷市	3,501	18	2,385	25	1,115	10
函館市	3,473	19	2,316	27	1,157	8
松山市	3,454	20	2,555	19	899	22
豊田市	3,408	21	2,707	15	701	28
高知市	3,381	22	2,614	17	767	27
金沢市	3,360	23	2,315	28	1,044	14
大津市	3,342	24	2,502	21	840	25
いわき市	3,126	25	2,460	23	666	31
大分市	3,074	26	2,701	16	372	41
那覇市	3,021	27	2,439	24	582	36
高崎市	2,994	28	1,939	34	1,054	13
東大阪市	2,930	29	2,511	20	418	39
柏市	2,907	30	2,013	31	893	23

市名	使用料及び手数料		使用料		手数料	
	金額（百万円）	順位	金額（百万円）	順位	金額（百万円）	順位
和歌山市	2,882	31	1,950	33	932	19
郡山市	2,834	32	1,820	37	1,013	15
岡崎市	2,798	33	2,192	29	605	33
秋田市	2,749	34	1,473	39	1,276	6
豊橋市	2,741	35	1,907	35	834	26
高槻市	2,668	36	1,995	32	672	30
豊中市	2,648	37	2,360	26	288	42
奈良市	2,511	38	1,854	36	657	32
川越市	2,130	39	1,545	38	585	35
久留米市	2,071	40	1,154	42	916	21
青森市	1,853	41	1,166	41	686	29
盛岡市	1,789	42	1,242	40	546	37
中核市合計	152,578		114,454		38,123	
中核市平均	3,632		2,725		907	

（中核市市長会ホームページより）

上記表のとおり、高松市と他の中核都市 41 市との比較において、使用料は 14 位、手数料は 1 位、使用料及び手数料合計では 7 位と上位に位置していることが分かる。

ウ 高松市受益者負担見直し基準

（ア） 策定の趣旨

高松市では、「高松市指定管理者制度運用基本指針」「高松市公民の役割分担見直しおよびアウトソーシング検討基準」等と合わせて、行財政改革の一環として「高松市受益者負担見直し基準」を策定し、平成 16 年 9 月 13 日から施行している。

市民が、高松市の施設を利用し、また、サービスの提供を受けた場合には、高松市は市民から施設の使用料や手数料を徴収（一定の場合は減免）しているが、「施設やサービスの利用にはコストがかかっている」こと、また、「利用する人と利用しない人がいる」ことを基本に、コストの面、負担の公平性の面からこの施設の利用料や手数料すなわち「受益者負担」について見直しをするために策定されたものである。

（イ） 基本的な視点

- ・ 受益者負担を徴収していないものはないか。
- ・ 受益者負担の額に比べて行政の負担が過大なものはないか。
- ・ 公平性の観点、社会的条件の変化から見直しの必要なものはないか。（減免制度）
- ・ 経費を増大させずに市民サービスを拡大する手法はないか。

(ウ) 見直しの対象

見直しの対象となる受益者負担金とは、使用料、手数料のすべてと、負担金のうち、国と地方公共団体との間及び地方公共団体相互に見られる経費の負担関係に係るものを除くすべてである。また、予算上の収入科目の「雑入」として受け入れているもので、実質的に受益者負担の性格を有するものも、見直しの対象とする。

(エ) 見直し基準

使用料及び手数料の見直しは一過性のものではなく、将来にわたって継続して取り組むべきものであるという観点から、直ちに取り組み結論を出すべきもの（短期・中期的見直し）と、さらなる改革・改善を目指して、将来に向けての理想的な方向（長期的見直し）の、2つの方向から検討を行っている。

具体的な検討方法については巻末に添付している「高松市受益者負担見直し基準」参照。

(2) 監査手続と監査結果

使用料及び手数料の概要や高松市の事務手続の概要を勘案し、監査手続を実施した。

なお、平成 25 年度包括外部監査において使用料及び手数料の主要項目である住宅使用料（平成 25 年度調定額 871 百万円）及び清掃手数料（平成 25 年度調定額 1,446 百万円）が監査対象となっており、これ以外の個々の項目は税と比べて少額である。そのため、当年度の包括外部監査では個々の項目は取り上げず、使用料及び手数料の利用料金等の見直しに関する状況を全般的な観点から調査した。監査手続及びその結果は、以下のとおりである。

ア 監査手続

(ア) 高松市受益者負担見直し基準についての全庁的なアンケートの実施

「高松市受益者負担見直し基準」に基づく見直し作業の実施状況を確認するため、全庁的なアンケートを実施した。アンケートの内容は以下のとおりである。

a アンケートの対象

① 高松市の一般会計及び各特別会計における歳入予算項目のうち次の款名称に該当するもの。

「使用料及び手数料」

「分担金及び負担金」

② 指定管理者の収入として収受される「利用料金」

b 質問内容

以下の問 1～問 3 について質問を行った。また、見直し作業を実施している場合には、その際に作成した資料の提出を依頼した。

問 1. 「高松市受益者負担見直し基準」に基づく見直し作業の有無についてお教えください。

問2. 見直し作業をした使用料等の名称・作業実施時期をお教えてください。また、見直しの際、「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」の作成の有無についてもお教えてください。

問3. 見直し作業の結果、具体的に実施した方策があれば、その使用料・手数料等と内容をお教えてください。

(イ) 見直し作業実施状況についての各課へのヒアリングの実施

全庁的なアンケートの結果を受け、見直し作業があまり実施されていない要因を分析するため、使用料及び手数料のうち任意の案件について担当課へのヒアリングを行った。

イ 監査結果

アの監査手続を実施した結果は、以下のとおりである。

(ア) 【指摘】見直し作業の実施状況の全庁的な管理の必要性

アンケートの結果、細節名称別で集計した場合の見直し作業実施割合は6%であった。

見直しを実施した部署からは「受益者負担見直し基準が見直し作業の指針として機能した」との評価がある一方で、高松市全体としては見直し作業が広くは行われていない背景には、見直し作業が各課の自主性に任されていることや、見直し対象が全ての使用料及び手数料であることから少額な項目まで対象に含まれることによる事務負担感等がある。

受益者負担見直し基準が、所管課にとって合理的な負担で効果的に運用されるように事務を改善する必要があると考える。

すなわち、全ての使用料及び手数料を定期的な見直しの対象とするのではなく、金額的な重要性や緊急性等の観点から、見直し対象かどうか判断し、その上で所管課が行う見直し作業の実施状況をモニタリングする部署・委員会を設ける等の工夫が必要と思われる。

また、使用料についてのヒアリングの中で、見直し作業を行っていない理由として「受益者負担見直し基準に記載されている『高松市の施設の性質別分類一覧（例示）』（高松市受益者負担見直し基準P18参照）のどの象限にあたるか所管課だけでは判断するのが難しい」との意見もあった。見直し対象の使用料がどの象限に該当するかは、受益者負担割合を決定する際の判断に重要な影響を及ぼすと考えられることから、使用料の性質については高松市としてのコンセンサスを形成しておく必要がある。さらに、受益者負担割合は0%か50%か100%かのいずれかには限られず、使用料の目的や従来の改定の経緯等によってそれ以外の負担割合も考えられ、慎重な検討が必要である。

(イ) 【指摘】「高松市受益者負担見直し基準」自体の見直しの実施

受益者負担見直し基準は、平成 16 年 9 月に策定されて以降、10 年以上改定がされていない。そのため、「施設または事務を行うために必要な経費」に含まれる人件費を算定するための標準モデルの年間平均給与が平成 15 年度のものから更新されていなかったり、指定管理者制度が導入された施設に対応した記述になっていないほか、長期的な見直しの考え方について定めている第 4 部「使用料の見直しへの長期的展望」・第 5 部「使用料の長期的見直し基準」については参考のままとなっている等、内容が現状にそぐわないものがある。現状に応じた見直しを随時行う必要がある。

なお、受益者負担見直し基準では、減価償却費は原価に含めず公費で賄う範囲とするとされているが、本来サービスを提供するための原価は減価償却費を含めたフルコストで算出し、その上でサービスの提供を受けた者がどの程度のコストを負担すべきかを検討する必要がある。現在整備が進められている新地方公会計でも減価償却費まで含めたフルコストの考え方が示される等、減価償却費まで原価に含める考え方が一般的になってきており、基準の見直しにあたっては原価の範囲に減価償却費を含めることもあわせて検討されたい。

(ウ) 【意見】ファシリティマネジメント推進部門との連携

高松市ではハコモノ施設である公共施設の再編整備への取組の一環でファシリティマネジメント推進部門を創設し、平成 26 年度より、施設をもつ各課に対して将来計画を含めた情報収集を実施している。このため、少なくともハコモノ施設に関連する各課のコスト情報は平成 26 年度から網羅的に収集可能である。

各課へのヒアリングを行った結果、見直し作業の実施が行われていない理由の一つとして、コスト集計が煩雑であるとの意見があったが、ハコモノ施設についてはファシリティマネジメント推進部門が収集している各施設のコスト情報を共通で利用することで効率的な見直し作業の実施が可能と考えられる。

また、ファシリティマネジメント推進部門では対象施設一覧を作成しており、受益者負担見直し基準の対象とする使用料・手数料等の網羅的な把握に役立てることができると考えられる。

高松市受益者負担見直し基準

平成16年9月

高松市

目 次

第1部 総論	1
Ⅰ 受益者負担の見直しについて	1
Ⅱ 語句の定義	1
Ⅲ 見直しの対象	2
Ⅳ 短期・中期的な見直し項目と長期的な見直し項目	3
Ⅴ 見直し基準	4
第2部 短期・中期における重点的見直し項目	5
第3部 使用料・手数料等の見直し基準	7
Ⅰ 現状分析	7
Ⅱ 現状分析を行うための前提条件	8
Ⅲ 見直しの検討とその対策	9
(参考)	
第4部 使用料の見直しへの長期的展望	12
Ⅰ 使用料の長期的見直しの重点項目	12
Ⅱ 長期的見直しに当たっての留意点	13
(参考)	
第5部 使用料の長期的見直し基準《試案》	14
Ⅰ 使用料の見直しについて	14
Ⅱ 施設の性質別分類と負担割合	14
高松市の施設の性質別分類一覧(例示)	18
Ⅲ 原価と施設使用料	20
Ⅳ 減額・免除について	22
Ⅴ 激変緩和措置	25

第1部 総論

I 受益者負担の見直しについて

市の施設を利用したり、市からサービスの提供（例えばプールの利用、住民票の写しの交付等）を受けたりする際に、施設の使用料や手数料を支払っているが、この、施設を利用したりサービスを受けることへの対価が受益者負担である。

受益者負担の見直しに当たっては、まず、施設の維持またはサービスを提供するために、必ずコストがかかっていることを認識するとともに、次に、その施設を利用する人（利用できる人）やサービスを受ける人（受けることのできる人）がいる一方で、その施設を利用しない人（利用できない人）またはサービスを受けない人（受けることのできない人）が存在していることを基本的な視点として据えなければならない。

施設の維持に要する経費やサービスを提供するために必要な経費は、すべて受益者負担で賄われることが理想であるが、国や県により基準が定められている場合や他の自治体の水準との比較により漠然と定められているものも存在している。

ここでは、施設やサービスの利用にはコストがかかっていること、そして、利用する人と利用しない人がいることを基本に、コストの面から、そして負担の公平性の面から、使用料・手数料・負担金等の見直しを行うこととする。

II 語句の定義

見直しに当たって受益者負担（使用料・手数料・負担金等）とは何かを理解し、全庁的に同じ認識のもとで見直しを行わなければ、見直しをしたことにはならない。ここでは、使用料、手数料、負担金について語句の定義の確認を行うこととする。なお、この項において語句の定義は、「地方財政小辞典」（ぎょうせい）を参考とした。

1 使用料とは

行政財産を目的外に使用させまたは公の施設を利用させた場合に、その反対給付として徴収する金銭をいう（地方自治法第225条）。

使用料は、行政財産や公の施設の使用・利用の対価として、その使用者・利用者から徴収するもので、高等学校の授業料、幼稚園・保育所の保育料、火葬場の火葬料、病院の治療代金等がある。このほか、公の施設には、地方公営企業法の適用を受ける水道、ガス、地方鉄道、自動車運送等の事業も含まれ、これらの地方公営企業について徴収される料金も使用料である。

なお、公の施設は、必ずしも当該地方公共団体の所有に係るものに限らない。また、市町村は、旧慣による公有財産の使用についても使用料を徴収することができる（地方自治法第226条）。さらに、地方公共団体が管理する国の営造物で当該地方公共団体がその管理に要する経費を負担するものについても、使用料を徴収し、これを当該地方公共団体の収入とすることが

できる（地方財政法第23条）。

使用料に関する事項については、条例で定めなければならない（地方自治法228条第1項）。使用料の徴収権は、原則的には地方公共団体の長に属するが（地方自治法第149条第3号）。地方公営企業の料金の徴収については、企業管理者の権限とされている（地方公営企業法第9条第9号）。

2 手数料とは

地方公共団体が当該地方公共団体の事務で、特定の者のために提供する公の役務に対し、その費用を償うためまたは報償として徴収する金銭をいい、いずれも当該団体の収入となるものである（地方自治法第227条）。

手数料は、特定の者が積極的利益を受けることが明らかな場合だけでなく、許可、検査、試験、登録のようにそれを受けなければ一定の行為ができないような場合も、それを受ける者はいわゆる反射的利益を受けることになるので、その徴収は可能である。手数料の額は、当該事務に要する経費とその事務により受ける特定の者の利益等を考慮して定める。

地方公共団体の事務につき徴収する手数料に関する事項は条例で定めなければならない（地方自治法228条第1項）、この場合において、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令に定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない（同第228条第1項、地方公共団体の手数料の標準に関する政令）。

3 負担金とは

一定の事業について特別の利益関係を有する者が、その事業の施行に要する経費の全部または一部を、その事業の施行による受益の程度において負担する金銭的給付をいう場合と一定の事業について財政政策上その他の見地からその経費の負担割合が定められているときに、その負担区分により負担する金銭的給付をいう場合がある。

前者は、国・地方公共団体が、国民または住民に一方的かつ強制的に課するもので、法律上の根拠を必要とする。現行法上、地方自治法第224条、海岸法第33条、道路法第61条等の規定がある。この負担金は、河川、海岸、道路等の公共事業に係る直轄事業に多い。負担義務者の種類により、受益者負担金、原因者負担金、損傷者負担金の別があり、また経費の一部を分担する意味で分担金ともいう。

後者の国と地方公共団体との間および地方公共団体相互の間に見られる経費の負担関係は、もっぱら財政政策上その他の見地から設定されたものである。

したがって、負担金については、ここでの「見直し」の対象となるのは、主に前者であると言える。

Ⅲ 見直しの対象

見直しの対象となる受益者負担金とは、上に掲げる使用料、手数料のすべて

と、負担金のうち、国と地方公共団体との間および地方公共団体相互に見られる経費の負担関係に係るものを除くすべてとする。また、予算上の収入科目の「雑入」として受け入れているもので、実質的に受益者負担の性格を有するものも、見直しの対象とする。

したがって、これらの見直し対象のものを総称して「使用料・手数料等」ということとする。

IV 短期・中期的な見直し項目と長期的な見直し項目

使用料・手数料等の中には、住民票の写しや戸籍謄抄本の交付のように、全国の市町村がほぼ同質・同内容のサービスを提供しており、サービス内容の質的差別化を図っても、その差別化に係る付加価値相当分を手数料に上乗せすることが極めて困難な手数料が数多く存在する。例えば、美術館の観覧料は、文化・芸術を市民に普及または啓発する目的で、いわば赤字を前提として定めており、観覧料の値上げが、かえって入館者の減少を誘い、赤字幅を増幅させることになりかねない。また、国の手数料令や県の条例により金額が定められているものも多い。このように、使用料・手数料等の見直しは難しい側面をもっていると言える。

したがって、ここでは、受益者負担の見直しに当たり、今後、できるだけ早急に見直しに着手し、2～3年以内において結論を出すべき短期・中期的な項目と、特に使用料については、見直し内容が複雑で他との調整が必要と考えられることから、将来的な目標として、長期的な見直し項目を別に整理することとし、結果として短期・中期と長期の2つに分けて検討した。

1 短期・中期的な見直し項目 → 直ちに見直しに着手し、今後2～3年以内に結論を出すべき項目

- (1) 使用料・手数料・負担金の対象の見直し
- (2) 使用料・手数料・負担金の性格・目的の見直し
- (3) 利用者数の状況・推移からの見直し(施設の場合)
- (4) 現在の使用料・手数料・負担金の徴収金額の見直し
- (5) 収入金額の合計と経費の比較からの見直し
- (6) 減免制度の有無およびその内容の見直し
- (7) 類似施設(事務)・類似都市との比較からの見直し
- (8) 国または県の基準との比較からの見直し
- (9) 最近の見直し実績およびその内容からの見直し
- (10) 総括(経費を増大させずに市民サービスを拡大する方策の検討)

2 使用料の長期的な見直し項目 → 将来的な目標として、長期的な見直し項目

- (1) 施設の性質別分類と負担割合からの見直し
- (2) 時間単価の観点からの見直し
- (3) 減免制度のあり方からの見直し

V 見直し基準

使用料・手数料の見直しは一過性のものではなく、将来にわたって継続して取り組むべきものであるという観点から、先に述べたとおり、本報告書では、直ちに見直しに取り組み、今後2～3年以内において結論を出すべきもの（短期・中期的見直し）と、さらなる改革・改善を目指して、将来に向けての理想的な方向（長期的見直し）の、2つの方向から検討を加えている。すなわち、前者に対応するものは「使用料・手数料の見直し基準」であり、後者に対応するものは「使用料の長期的見直し基準」である。

第2部 短期・中期における重点的見直し項目

短期・中期的観点から重点的に見直すべきと考えられる項目は、次のとおりである。ここに掲載している「見直し検討項目の例示」は、見直しの下限を示したものであり、例示で示した項目については必ず見直しを検討するものとし、これ以外の項目についても、積極的な見直しを行うものとする。

I 未徴収のものまたは受益者負担の額に比べて行政の負担が過大のものはないか。

行政が実質的にサービスを提供しているにもかかわらず、受益者負担を徴収していないものはないか。また、徴収しているが、そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものはないか。

→ 対応： 現在、受益者負担を徴収していないものについては受益者負担の徴収を検討する。また、行政の負担が過大なものは、行政負担に見合うような額への改正を行う。

(見直し検討項目の例示)

ア 証明書を交付するに当たって、適切な手数料を徴収していないものは徴収を検討

イ 証明書の交付に当たって、交付に要する経費・手間に比べて、手数料が低く抑えられているものは適切な手数料額に改定

II 公平性の観点、社会的条件の変化から見直しの必要なものはないか。

これまで、一定の目的により減免制度を設けてきたが、公平性の観点から、今後も減免制度を継続していくことが適切か。また、社会的条件の変化から、減免制度を継続することがふさわしくないものはないか。

→ 対応： 公平性の観点、社会的条件の変化により、無償または減額の措置を継続することが適切でないものは、見直しを行う。

(見直し検討項目の例示)

ア 出先機関での職員の駐車場使用料の徴収

イ 市政記者クラブ等、市の施設を利用している外部の団体の電話代、電気代、本庁地下駐車場使用料等の徴収

ウ 議員が本庁地下駐車場を使用する場合の使用料の徴収および費用弁償の見直し

エ 駐車場使用料にかかる「最初の1時間までは無料」とする免除規定の見直し

オ 現在の社会経済の状況から、減免制度を継続していくことが適切でないものは、減免制度の廃止・縮小

カ 減免制度の適用に当たって、本人確認・資格確認の徹底

III コストの面から見直しすべき点はないか。

収入と経費の比較を行い、コスト意識の観点から見直しをすべき点はないか。

→ 対応： 使用料・手数料収入の総額に比して経費が過大であるものについては、経費節減に向けて一層の努力をしていくとともに、収入増の方策について検討する。

合わせて、そのサービスの提供を今後も継続するべきかどうかを検討する（サービスの廃止・休止の検討）。

（見直し検討項目の例示）

ア 利用者数の増、収入額の増に向けた方策を検討する。

イ 施設の運営管理に当たって、直営から指定管理者制度への移行を検討する。

ウ そのサービスの継続の必要性を再検討し、サービスの廃止・休止を検討する。

IV 経費を増大させずに市民サービスを拡大する手法はないか。

市民サービスの拡大の観点から、新たな経費をかけずに利用者の利便性を増加させる方策は検討したか。

→ 対応： 職員の勤務体制の工夫により、施設の利用時間の弾力化、利用方法の弾力化を図るなど、経費を増加させずに、サービスを向上させることはできないか。

（見直し検討項目の例示）

ア 施設開館時間・開館日の見直し

利用者の増加を図るため、開館時間の延長（休日・祝日前の開館時間の延長等）を行う。

年末・年始等の開館日の拡大を検討する。

イ 利用時間帯の弾力化

1時間単位で利用できるよう変更する。

また、これまで利用できなかった「正午から午後1時まで」「午後5時から6時まで」を、新たに利用可能時間に変更する。

ウ 利用料金の再検討

原則として午前・午後・夜間の区分をなくし、同一料金とする。

これまで、夜間に多くの光熱費等の経費がかかることや、利用が集中するなどの理由により「午前・午後・夜間」という時間帯別の利用区分を行い、使用料の額に差を設定してきたが、現在では、経費に大きな差が見られるわけでもないなど、利用区分ごとに使用料の差を設ける合理性が希薄であることから、今後は差を設定しないこととする。

第3部 使用料・手数料等の見直し基準

I 現状分析

見直しを行うためには、使用料・手数料等が実際にどのような目的で設けられ、どのような内容で定められているのかを知らなければ見直しはできない。見直し作業に先立ち、使用料・手数料等の「現状の分析」を行うこととする。

なお、見直しに当たっては、使用料・手数料等の収入総額（受益者負担の徴収金額：a）、サービスの提供のために必要な経費（施設の維持または事務を行うために必要な経費：b）、減免額を金額に換算した額（c）を比較することにより、コスト意識を高めることとし、後に述べるように、経費に比べて極端に収入の割合が低かったり、減免により実際の収入が極端に少ないものについては、施設や事務のあり方、減免制度のあり方そのものについて根本的な見直しを行うものとする。

使用料・手数料等の現状分析は次の検討項目に従い行う。なお、この現状分析の項目と「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」の内容は、連動している。

- 1 使用料・手数料等の対象
何を対象に徴収しているのか
- 2 使用料・手数料等の性格・目的
どのような性格・目的で徴収するのか
- 3 （施設の場合）利用者数等の状況・推移
 - (1) 過去10年間の利用者数の推移はどうか。
 - (2) 利用者数は減少していないか。また、減少している場合、その理由は何か。
 - (3) 利用者が偏っていないか（年齢層、地域）
- 4 現在の使用料・手数料等の徴収金額
現在の徴収金額の概要（料金表を添付）
- 5 収入金額の合計と経費の比較
 - (1) 一年間の収入（受益者負担の徴収金額）の合計はいくらか。（a：千円）
 - (2) その施設を維持する（その事務を行う）ために必要な経費はそれぞれいくらか。
 - ・維持管理費（電気・水道料・ソフト賃借料、警備・清掃委託料等）
 - ・施設修繕費
 - ・人件費
 - ・経費の合計（b：千円）
 - (3) 収入と経費との差額（a - b）はいくらか。
- 6 減免制度の有無およびその内容
 - (1) 減免制度はあるか。
 - (2) 減免の内容（具体的に）

(3) 減免を金額に換算するといくらになるか(必ず、積算すること!積算が難しい場合は推定概算予想でも可)。(c:千円)

7 類似施設(事務)・類似都市との比較

- (1) 類似施設(事務)の使用料・手数料はいくらか。
- (2) 民間等の類似・同様施設(事務)の使用料・手数料はいくらか。
- (3) 類似他都市の使用料・手数料はいくらか。
- (4) 施設や設備の充実度(事務の高度性)や施設の新しさ(事務の特殊性)等から判断して、類似施設(事務)に比べて付加価値はないか。

8 国または県の基準との比較

国または県において基準や金額の定めはないか。

9 最近の見直し実績およびその内容

ア 見直し時期(平成 年 月)

イ 見直し内容

10 総括

経費を増大させずに市民サービスを拡大する方策の検討

上記1～9までの見直し検討項目以外で見直しをしなければならないものはないか。

II 現状分析を行うための前提条件

1 受益者負担の内容・性質による分類

分析の対象は、すべての使用料・手数料・負担金等とする(ただし、負担金のうち、国または他の地方公共団体との経費の負担に係るものは見直しの対象外とする。)が、分析に当たってすべての使用料・手数料等をまとめて分析するのでは、分析の対象があいまいとなり、有効な分析結果が期待できなくなるおそれがあるため、受益者負担の内容・性質により使用料・手数料等を分類し、その分類ごとに個別に分析することとする。

例えば、ホール、会議室、テニスコート、プール、浴場の施設を備えた複合施設の使用料の中には、ホール使用料、会議室使用料、冷暖房施設使用料、音響装置使用料、テニスコート使用料、夜間照明使用料、プール使用料、入浴料、ロッカー使用料等が見込まれるが、これらすべてをまとめて分析するのではなく、次のように使用料の内容・性質ごとに分類し、それぞれの分類ごとに個別に分析する。

ホール・会議室使用料： ホール使用料、会議室使用料、冷暖房施設使用料、音響装置使用料

テニスコート使用料： テニスコート使用料、夜間照明使用料

プール使用料： プール使用料、ロッカー使用料

入浴料： 入浴料、ロッカー使用料

2 経費(コスト)の分析に当たっての留意点

施設または事務を行うために必要な経費には、維持管理費(電気代、水道料、ソフト賃借料、警備・清掃委託料等)、施設修繕費、人件費等が考えら

れるが、企業会計では建物建設費、大規模修繕費等を含める場合もある。

ここでは、サービスを提供するために必要なコストについて、全庁統一的な基準に基づき客観的に検討することを目標としているため、経費の内容を標準化することとし、最低限必要な費用は必ず計上することとする。

受益者負担の内容・性質により、対象となる経費の内訳は異なってくるものと考えられるが、特別な理由がない限り、維持管理費（電気代、水道料、ソフト賃借料、警備・清掃委託料）、施設修繕費、人件費については、そのサービスの提供のために必要とされる額を、固定的な費用として必ず算定するものとする。

なお、人件費については、別紙「人件費の算定について」に示す標準モデルを基に、必要に応じて、按分、日割り、月割り等により適切な人件費を算定すること。

Ⅲ 見直しの検討とその対策

上記「Ⅰ 現状分析」で分析した内容を踏まえ、それぞれの使用料・手数料等について問題点を把握するとともに見直しの検討を行う。見直しに合わせて、今後の対策についても検討する。

使用料・手数料等の見直しは、次の検討項目に従い行うこととするが、この検討項目と「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」の内容は、連動しているものである。

1 使用料・手数料等の対象

市民ニーズ、社会ニーズの変化により、そのサービスの提供を継続していく必要性・根拠性が薄れてきていないか。

対策：→ 必要性・根拠性が薄れているものは廃止・休止・縮小を検討。

2 使用料・手数料等の性格・目的

市が実施するよりも、民間に任せの方が効率的・効果的ではないのか。

対策：→ 民営化、指定管理者制度への移行を検討。

3 （施設の場合）利用者数等の状況・推移

(1) 利用者が少ないとはいえないか。

対策：→ 利用者が極端に少ない場合は、施設の廃止・統合を検討。

(2) 利用者数を増加させるための新たな方策は検討したか。

対策：→ 増加策を講じても増加しない場合は、施設の廃止・統合、地元への移管等を検討。

(3) 施設の本来の目的を達成しているか。

対策：→ 目的を達成していない場合は、施設の廃止・統合を、利用者に偏りがある場合は地元への移管等を検討。

対策：→ 指定管理者制度への移行の検討

4 現在の使用料・手数料等の徴収金額

(1) 現在、使用料・手数料等を徴収しているが、受益者負担の額に比べて、そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものはな

いか（例：証明書）。

対策：→ 行政の負担に見合った受益者負担の徴収を検討。

- (2) 実際にサービスを提供しているのに、受益者負担を徴収していないサービスはないか。

対策：→ 新たな受益者負担の徴収を検討。

5 収入金額の合計と経費の比較

- (1) 経費に対する収入（受益者負担の額）と減免額の合計の割合
(収入額 a + 減免額 c) / 経費 b × 100 (%) はいくらか。

- (2) 上記の割合は適切か（50%を下回っていないか。）。

対策：→ 業務の外部委託等、一層の経費節減を検討。

対策：→ 使用料、手数料の改定を検討。

対策：→ 指定管理者制度への対応を検討。

対策：→ 経費に対する収入と減免額の合計の割合が低い施設については、廃止・統合、地元への移管を検討。

6 減免制度の有無およびその内容

- (1) 現在の市民ニーズ、社会経済状況から判断して、その減免制度は適切か（公平性の観点から存続が必要か。社会的条件の変化により不要な制度となっていないか。）。

対策：→ 減免制度の見直しの検討。

- (2) 減免対象者の年齢、資格等を身分証明書等で確認するなど、資格確認を徹底しているか。

対策：→ 本人確認・資格確認の徹底。

- (3) 減免申請者の利用目的は本来の減免の対象となっているか（本来の減免対象以外のものまで減免していないか。減免の趣旨を拡大解釈または逸脱していないか。）。

対策：→ 減免の適用に当たって適切に対応。

- (4) 減免の対象者の認定方法は適切か（団体の代表者が減免対象者であることを理由に、減免対象とならない人まで減免していないか。）。

対策：→ 資格確認の徹底、減免申請書様式の改善を検討。

- (5) 収入（受益者負担の額）と減免額の合計に対する減免額の割合
減免額 c / (収入額 a + 減免額 c) × 100 (%) はいくらか。

- (6) 上記の割合は適切か（50%以上を占めていないか。）。

- (7) 現在の減免制度は、適切か。

対策：→ 減免制度の見直しを検討。

対策：→ 施設の設置目的により、減免のためほとんど収入のないものは、施設のあり方および減免制度のあり方について再検討すること。

7 類似施設（事務）・類似都市との比較

- (1) 他の類似施設（事務）と比べて、使用料・手数料等が低い水準になっていないか。

(2) 民間の類似・同様施設（事務）と比べて、使用料・手数料等が低い水準になっていないか。

(3) 類似他都市の施設（事務）と比べて、使用料・手数料等が低い水準になっていないか。

(1)(2)(3)の対策：→ 低い水準になっている場合は、同水準以上への改定を検討。

(4) 施設や設備の充実度（事務の高度性）や施設の新しさ（事務の特殊性）等の付加価値はないか。

対策：→ 付加価値に相当する部分について、他の類似施設（事務）よりも受益者負担を高くすることを検討。

8 国または県の基準との比較

国または県の基準等に比べて、使用料・手数料等が低い水準になっていないか。

対策：→ 国または県の基準に合わせて改定。

9 最近の見直し実績およびその内容

(1) 直近の見直しから3年以上経過していないか。

対策：→ 直近の見直しから3年間以上経過しているものは、早急に見直し。

(2) これまでの改定経過は適切であったか（消費税の改正に伴う見直しだけを行ったというように形式化していないか。）。

対策：→ 抜本的な見直しの検討

10 総括

経費を増大させずに市民サービスを拡大する方策を検討したか。

上記1～9までの見直し検討項目以外で見直しを行わなければならないものはないか。

また、すべての見直しを行うことによる影響額はいくらか（歳入または歳出）。

施行日

この基準は、平成16年9月13日から施行する。

(参 考)

第4部 使用料の見直しへの長期的展望

I 使用料の長期的見直しの重点項目

使用料の見直しに当たって、将来的な目標として見直すべき項目は、以下のとおりである。

1 施設の性質別分類と負担割合からの見直し

特定の利用者に限定してサービスを提供する場合は、利用する者としいない者との負担の公平性の観点から使用料を見直し、適正な受益者負担を求めることとする。

具体的には、そのサービスが市民生活にとって必要（基礎的）なサービスかそれとも選択可能なサービスかという分類に加え、その施設の「公共性」や「市場性」の観点から、次の4つに分類し、受益者負担の割合について検討する。次の(2)、(3)、(4)のいずれかに該当するものについては、負担の公平の観点から受益者負担を求めるものとし、受益者負担の水準が適切でない場合は見直しを行うこととする。

(1) 基礎的かつ非市場的（公共的）サービス

→ 公費負担が中心

(2) 選択的かつ非市場的（公共的）サービス

→ 公費負担と受益者負担の組み合わせ

(3) 選択的かつ市場的（非公共的）サービス

→ 受益者負担が中心

(4) 基礎的かつ市場的（非公共的）サービス

→ 公費負担と受益者負担の組み合わせ

なお、施設の性質別分類に当たっては、分類先を誤ると受益者負担の額に影響するため、各施設の設置目的、利用者の対象等について十分な検討が必要である。

2 時間単価の観点からの見直し

施設の使用料の見直しに当たって、コスト意識を徹底するため、各施設の維持管理等に要する経費を「原価」ととらえ、原価を基礎として使用料の算定を行うものである。

具体的には、施設の維持管理等に要する経費から「1㎡当たりの時間単価」を求め、これに上記の性質別負担割合を乗じて算定することとする。

3 減免制度のあり方の見直し

減免制度については、短期・中期的見直し基準の中でも触れており、短期・中期における見直しでは、個々の施設ごとに、減免制度の適用の厳格化や公平性・社会的条件から減免制度の廃止・縮小を検討することとしている。

しかし、長期的には、本市のすべての施設について共通の基準を設けて対応すべきものであることから、すべての施設に共通な減免制度を設けるこ

ととする。具体的には、現在、施設の使用料が無料とされている施設についても、性質別分析により厳格な使用料の設定を求めることとするほか、減免制度においては、現在、概ね65歳以上の高齢者について免除している制度を、75歳以上の高齢者について免除し、65歳以上75歳未満の高齢者について減額と改めるなど、統一的な見直しを行うとするものである。

Ⅱ 長期的見直しに当たっての留意点

上記の施設の性質別分類に基づく負担割合の見直しおよび時間単価に基づく施設使用料の見直しを行った場合、使用料の大幅な改定が予想される。使用料の大幅な改定は、利用者の大幅な減少につながるのではないかという疑問があり、また、改定後の使用料が各施設の本来の設置目的にふさわしいのかなどの議論を含め、メリット・デメリットを比較し、施設の廃止・休止・縮小についても検討するなど、市民の理解が得られるような形での十分な議論が必要である。

また、減免制度の見直しは、負担増に直結するものであり、影響を受けるのは市民の一部であるとはいえ、その発言力は大きいことから、幅広い議論のもとに進めていくべきものである。これについても、十分な時間をかけ、市民の理解が得られるような形での見直しが求められる。

(参 考)

第5部 使用料の長期的見直し基準《試案》

「第4部 見直しへの長期的展望」に掲げた「使用料の長期的見直しの重点項目」を踏まえ、「使用料の長期的見直し基準（試案）」を作成した。

I 使用料の見直しについて

施設の使用料については、施設の種類や数が多く、短期間に見直すには限界があるほか、政策的な観点から特定の利用者を想定して無料としているものや、いわゆる迷惑施設の設置に当たって、周辺整備の観点から整備した施設など、見直しに際して慎重な対応が求められる施設も含まれることから、先に掲げた「使用料・手数料等の見直し基準」とは別に、「使用料の長期的見直し基準」（試案）を作成したので、将来的な見直しに当たっての判断材料としてほしい。

II 施設の性質別分類と負担割合

1 施設の性質別分類の必要性

使用料の設定に当たっては、その施設を利用する人（利用できる人）やサービスを受ける人（受けることのできる人）がいる一方で、その施設を利用しない人（利用できない人）またはサービスを受けない人（受けることのできない人）が存在していることを念頭に置かなければならない。

すなわち、提供するサービスごとに、「公共性」や「市場性」というサービスの性質に着目し、性質により施設を分類し、公費と受益者の負担割合を検討することが必要である。施設の公共性や市場性を無視して受益者に対し一律に負担を求めることは、かえって公平性・公正性に反することとなるからである。

2 性質別分類と負担割合

(1) 性質別分類の基準

施設の「性質別分類」は、次の基準により行うこととする。

ア サービス内容が基礎的であるか選択的であるかによる分類。

(ア) 基礎的サービス

市民の日常生活において、ほとんどの人に必要とされるサービス、ライフステージ（人生の各段階）ごとに社会的に提供すべきサービス

(イ) 選択的サービス

生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービス、それぞれの人によってその必要性が異なるサービス

イ サービス内容が市場的であるか非市場的であるかによる分類。

(ア) 市場的サービス

民間（市場）においても同種・類似のサービスが提供されているサービス

(イ) 非市場的サービス

民間（市場）においては提供されにくく、主として行政が提供するサービス

(2) 施設の性質別分類と負担割合

上の分類の基準により分類すると、次の4つの区分（象限）に分類できる。公費負担と受益者負担の割合は、簡明さ、制度のわかりやすさ等の点から、その割合を0%、50%、100%の3種類の組合せとする。

なお、次のイ、ウ、エのいずれかに該当するものについては、負担の公平の観点から受益者負担を求めるものとし、現在の受益者負担の水準が適切でない場合は見直しを行うこととする。

ア 第1象限：基礎的かつ非市場的（公共的）サービス

基本的に、行政が提供するサービスで、全額を公費で負担する。

→公費負担 100%・受益者負担 0%

イ 第2象限：選択的かつ非市場的（公共的）サービス

それぞれの人によってその必要性が異なるが、民間ではあまり提供されていないサービスで、公費負担と受益者負担とする。

→公費負担 50%・受益者負担 50%

ウ 第3象限：選択的かつ市場的（非公共的）サービス

それぞれの人によってその必要性が異なるが、民間でも提供しているサービスで、基本的には全額を受益者が負担する。

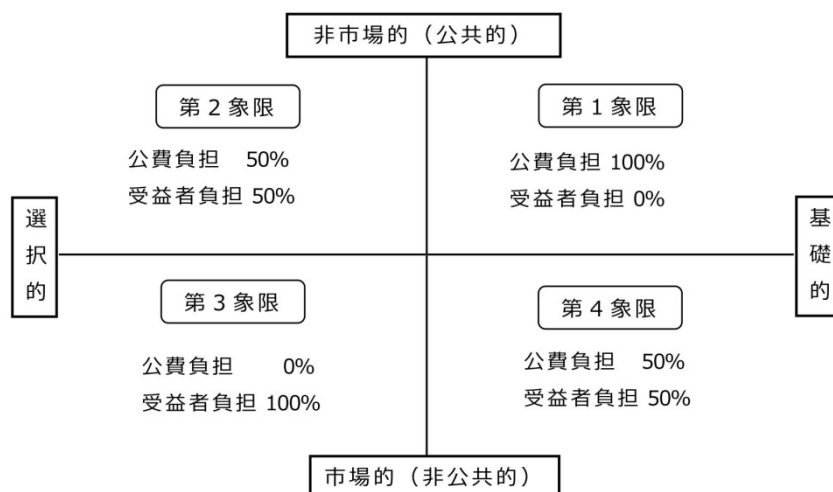
→公費負担 0%・受益者負担 100%

エ 第4象限：基礎的かつ市場的（非公共的）サービス

主として行政が提供しているが、民間にもあるサービスで、公費負担と受益者負担とする。

→公費負担 50%・受益者負担 50%

施設の性質別分類



3 性質別分類に当たっての注意事項

施設の中には、複合施設もあり、例えば、ホール、会議室、テニスコート、プール、浴場の施設を備えたものでは、これらの施設をすべてをまとめて同一の性質に分類するのでは不合理が生ずるため、複合施設の場合には、次のように個々の施設の設置目的・機能等に注目し、分類することが必要である（この分類方法については、「使用料・手数料等の見直し基準」と同様の考え方による）。

なお、施設の性質別分類に当たっては、分類先を誤ると受益者負担の額に影響するため、各施設の設置目的、利用者の対象等について十分な検討が必要である。

(1) 設置目的・機能からの分類

施設の設置目的および機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等により分類することとする。

例：「ふれあい福祉センター勝賀」

同施設は、老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、児童スペース、生きがい活動・世代間交流関連等施設のほか、ゲートボール場、テニスコート、を備えた複合施設である。

この施設の場合、ゲートボール場とテニスコートは、人によって必要性が異なり、また、民間にもサービスが存在することから、「選択的かつ市場的サービス」（第3象限）に分類する。それ以外の老人福祉センター、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、児童スペース、生きがい活動・世代間交流関連等施設は、主として行政が提供しているが、民間にもあるサービスであることから、「基礎的かつ非市場的サービス」（第4象限）に分類する。

(2) 施設単位による分類

原則として各施設単位で分類し、同一施設内における部屋ごとの分類は行わない。ただし、一定の規模を有している場合、部屋の性質が異なることが明確な場合には、部屋ごとに性質別分類を行う（体育施設内の競技場とプールの区分など）。

例：「総合体育館」

同施設は、第1競技場、第2競技場のほか、武道場、和弓場、アーチェリー場を備えた複合施設である。

この場合、第1競技場、第2競技場は、人によって必要性が異なり、また、他にもサービスが存在することから、「選択的かつ市場的サービス」（第3象限）に分類する。武道場、和弓場、アーチェリー場は、人によって必要性が異なるが、民間にはあまりないサービスであることから、「選択的かつ非市場的サービス」（第2象限）に分類する。

(3) 会議室等について

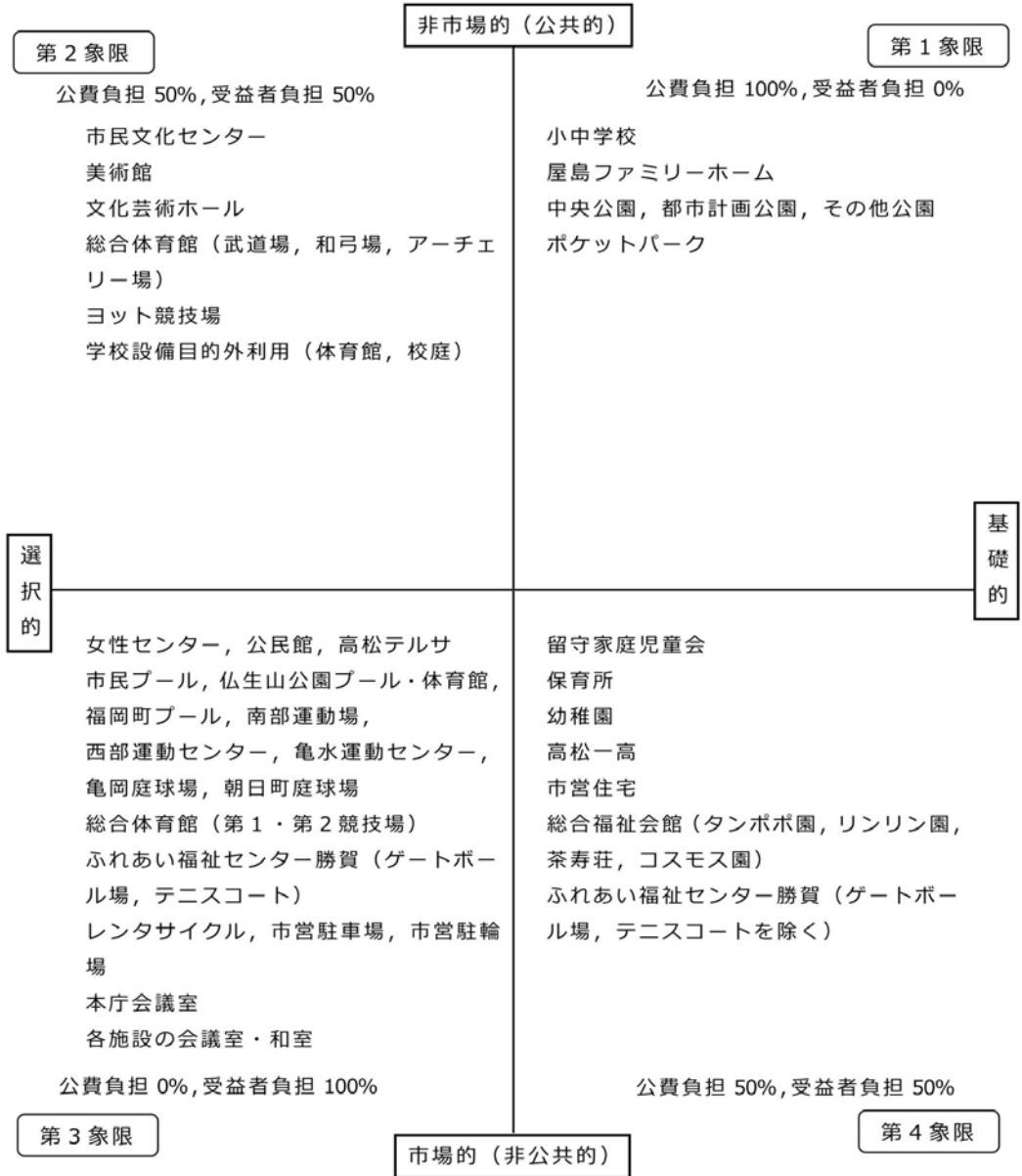
施設のうち、「貸室」を主なサービスとする施設は、選択的・市場的サービス（第3象限）として分類する。

例：公民館の会議室・和室，女性センターの会議室

4 高松市の施設の性質別分類（例示）

現在，本市が有する施設のうち主なものを，上記「2 施設の性質別分類と負担割合」の考え方にに基づき，4つの象限に分類して例示すると次ページ「高松市の施設の性質別分類一覧（例示）」のとおりとなる。

高松市の施設の性質別分類一覧（例示）



※ ここに示した施設の性質別分類は，あくまで例示である。実際に見直しを行う際に，再度分析を行うこと。

5 施設ごとの無料・有料の範囲の明確化

本市では、これまで、施策の推進や施設利用率を向上させる観点から、多くの施設について使用料を無料にしてきた経緯がある。しかしながら、無料とする施設の範囲が必ずしも明確ではなく、また、受益者間の公平性を欠く場合もあったことから、今回の見直しに合わせて、無料または有料施設の区分の明確化を図るものとする。

無料・有料の区分は次のとおりとする。

(1) 無料の施設

「基礎的かつ非市場的サービス」(第1象限)に分類されるものは、無料にすることとする(免除手続き不要)。

(2) 有料の施設

「選択的かつ非市場的サービス」(第2象限)、「選択的かつ市場的サービス」(第3象限)、「基礎的かつ市場的サービス」(第4象限)に分類されるものについては、借用施設、暫定利用施設を含め、これまで無料とされてきた施設は、原則として全て有料とし、それぞれの性質別負担割合に応じた受益者負担を求めることとする。

有料化にあたっては、使用料の収納方法など課題を解決する必要があり、実施までに時間を要すると思われるものがあるが、条件が整い次第、有料化するものとする。

6 各施設における目的外利用の取り扱い

(1) 原則「受益者負担100%」(第3象限)として対応する場合

一定の公費負担が見込まれる「基礎的かつ非市場的サービス」(第1象限)、「選択的かつ非市場的サービス」(第2象限)および「基礎的かつ市場的サービス」(第4象限)に分類される施設であっても、設置目的外の利用については、原則として「選択的かつ市場的サービス」(第3象限)として位置づけ、受益者負担100%の取り扱いをするものとする。

例えば、ふれあい福祉センター勝賀の老人福祉センターを高年齢者以外の団体が利用する場合は、「基礎的かつ市場的サービス」(第4象限)を適用せず、「選択的かつ市場的サービス」(第3象限)として取り扱うということである。

なお、目的外利用とは、基本的に、条例等に定められた「開館時間以外の場合」、「本来の利用対象者以外の場合」をいうものとする(これ以外の観点から目的内か目的外かを判断する場合は、施設ごとに明確な基準を示すものとする。)

目的外利用を認めるにあたっては、施設の設置目的を踏まえ、施設の申込(受付)時期の面において差を設けることができるものとする。

(2) 減額・免除制度の適用

施設の設置目的に沿った利用か目的外利用かの如何を問わず、後に説明する「減額・免除制度」を同様に適用するものとする。

Ⅲ 原価と施設使用料

1 原価の考え方

市では、従来、光熱水費や清掃や修繕など施設の維持管理に要する経費の一部を使用料の積算基礎としてきた。本来であれば、「負担の公平性」を確保する観点から、施設の建設からサービスの提供に至るまでに要する経費のすべてを原価の対象としたうえで、妥当と思われる積算基礎により、適正な受益者負担額を設定する必要がある。

しかしながら、施設の建設に要する用地取得費、建物建設費（減価償却費）等の資本的経費は原価の対象とはせず、公費で賄う範囲とすることが適当である。また、用地取得費、建物建設費を原価の対象から除くとともに、施設の維持管理費のうち大規模修繕費（概ね1,000万円以上）や高額な備品購入費（概ね100万円以上）についても、投資的経費に準じるものとして同様に公費で負担する経費とする。

このような考え方のもと、ここでは、施設の整備・運営に要する維持管理費、職員にかかる人件費などの費用のうち、専ら市民が日常的に利用する部分に要する経費を使用料の「原価」の基礎として考えることとする。従って、「原価」には、施設の整備・運営に要する維持管理費に加えて、職員の人件費のうち、施設の日常的な維持管理・貸出業務に要する部分も含まれるものとする（以上は、「使用料・負担金等の見直し基準」の考え方と同様である。）。

以上の考え方を整理すると、次のとおりとなる。

(1) 公費負担の範囲（原価に含めない）

用地取得費、建物建設費（減価償却費を含む）、維持管理費（大規模修繕費、高額な備品購入費）、職員人件費（事業運営等に要する部分）等

(2) 受益者負担の範囲（原価に含める）

維持管理費（光熱水費、清掃費、修繕費等）、職員人件費（施設の維持管理、貸出業務に要する部分）

2 使用料の算定方法

(1) 原価

前述のとおり、原価に含めるものとして、維持管理費（光熱水費、清掃費、修繕費等）および職員人件費（施設の維持管理、貸出業務に要する部分）を受益者負担の範囲とすることとした。

なお、施設の性質別分類で述べたとおり、複合施設の分類に当たっては、設置目的・機能等をとらえて分類を行う必要があることから、本市では、ホール・会議室、体育館、テニスコート、プール、運動場等に分類して、それぞれの原価から「1㎡当たりの時間単価」を算出することとする。なお、入浴施設のように「1㎡当たりの時間単価」として使用料を設定することが適切でない施設については、「その他」として個別に単価を設定するものとする。

以上をまとめると、次のとおりとなる。アおよびイのいずれの場合にも、施設の使用や施設の劣化に伴う補修等の費用の施設間の格差は単価の設定に反映しないものとする。ただし、収入額または利用者数に比べて、維持補修費、大規模修繕費用が多額になるものは、施設の廃止・休止を検討することとする。

ア 「1㎡あたりの時間単価」を設定するもの

公共施設の設置目的や機能をとらえて、同様な機能を持つ施設ごと分類し、時間単価を設定することとする。

ホール・会議室、体育館、テニスコート、プール、運動場

イ その他（「1㎡あたりの時間単価」の設定が適当でないもの）

「1㎡あたりの時間単価」を設定することが適当でないものは、それぞれの施設の状況を勘案し、個別に単価を設定することとする。

(2) 原価の決定

施設の分類ごとの「1㎡当たりの時間単価」に施設の貸出面積を乗じて得た額を原価とする。

原価 = 1㎡当たりの時間単価 × 貸出面積

(3) 使用料の額の決定

「原価（「1㎡当たりの時間単価 × 貸出面積」）」に「性質別負担割合」を乗じて得た額を「1時間当たりの使用料」とする。

1時間当たりの使用料 = 原価 × 性質別負担割合

なお、「1時間当たり」に設定するのは、受益者に負担を求める範囲を年間の開館時間に限定することが、より適正であると考えられるためである。

なお、これまで、利用する時間帯によって使用料に差を設けてきたが、今回の見直しでは、午前・午後等の利用区分を取り払い、全ての時間帯について同一金額とする（次の「3 時間帯による利用区分」参照）。

1㎡当たりの時間単価を算出するに当たっての計算式は次のとおりである（「その他」に分類した施設で、時間単価の設定が適当でない施設は、別途「原価」を算定する。）。

）。

ア 建物の維持管理費（1㎡当たり）

建物の維持管理費 = 建物全体の維持管理費 / 建物全体の面積

イ 建物の維持管理に要する人件費（1㎡当たり）

建物全体の維持管理に要する人件費 = 建物全体の維持管理に要する人件費 / 建物全体の面積

ウ 貸出業務に要する人件費（1㎡当たり）

貸出業務に要する人件費 = 貸出業務に要する人件費 / 貸出部分（室）の面積

エ 1㎡当たりの時間単価

$$\text{1 mあたりの時間単価} = (\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}) / \text{年間開館時間}$$

オ 1時間当たりの使用料額 (100円未満四捨五入)

$$\text{1時間当たりの使用料額} = \text{原価}(\text{1 mあたりの時間単価} \times \text{貸出面積})$$

× 性質別負担割合

3 時間帯による利用区分

従来、利用にかかる時間的区分(以下、「利用区分」という。)を「午前・午後・夜間」という時間帯ごとに区分し、それぞれ使用料を設定していたが、今後は、時間単位(1時間単位)での貸し出しに統一する。

また、午前・午後・夜間の区分をなくし、同一料金とする。

使用料は、1時間あたりの時間単価に貸出面積と性質別負担割合を乗じたものを使用料額とし、この使用料額に利用時間を乗じたものとする。

4 借用施設・暫定利用施設の取り扱い

市が土地や建物を所有者から借用して市民に提供している施設や市有施設・土地を本来の目的に利用するまでの間、暫定的に市民の利用に供している施設についても、上記の例により算定を行うこととする。このうち、「公の施設として条例設置していない」借用施設や暫定利用施設については、市民の利用に供していること、維持管理費等がかかっていること、公平・公正な受益者負担の観点が必要であること、実態として「公の施設」となったら変わるところはないことから、これらの施設についても、受益者に適正な負担を求めることとする。

IV 減額・免除について

施設やサービスの利用にはコストがかかっていること、そして、利用する人と利用しない人がいることを基本に、負担の公平性の面から、使用料減免制度の見直しを行うこととする。

1 減額・免除制度の基本的考え方

(1) 受益者負担の原則の徹底

これまで減額・免除制度を活用することにより、高齢者や障害者への配慮、施設の利用率の向上や各種団体活動の促進に一定の成果を上げてきた。その反面、利用者が固定化する傾向などから、利用する者とそうでない者との間における不公平感の発生も指摘されている。

このようなことから、「受益者負担の原則」を徹底するため、「減額・免除制度」については「政策的で特例的な措置」であることを明確にし、その適用については、真に止むを得ないものに限定することとする。

(2) 適用基準の統一

減額・免除制度は、概ね障害者や高齢者、小・中学生、公共的団体・登録団体等を対象として適用してきたが、各施設間で、障害者や高齢者、小・中学生、公共的団体等に対する対応が必ずしも統一されておらず、該当規則・要綱等において、減額・免除に関する規定が施設ごとに異なっている

場合がある。

このようなことから、いっそう公平性・公正性を高めるため、可能な限り全施設で共通の対応をするものとし、「減額・免除に関する基準の統一」を図る。

(3) 全施設共通の減額・免除基準

受益者負担の原則の徹底と基準の統一という考え方にに基づき、以下に述べるのとおり、「免除の適用に関する基準」「減額の適用に関する基準」をまとめた。

2 免除の適用基準

(1) 団体にかかる免除規定の適用事由

以下の項目のいずれかに該当する場合は、免除することができるものとする。

なお、高齢者についての取扱いは、高齢者の社会参加を支援する政策的な観点から、団体・個人ともに、後期高齢者といわれる75歳を基準として免除することとし、64歳までは一般料金を適用し、65歳以上75歳未満の者については減額の取扱いをすることとする。

ア 市（行政委員会、市が設置する附属機関等を含む。）が主催または共催するとき

市、行政委員会、法令や要綱に基づき市が設置する附属機関、審議会、懇談会、市議会が本来の任務である行政施策・事務を遂行するために施設を利用する場合。

イ 市以外の官公署が行政目的で利用するとき

市以外の国、地方公共団体が行政目的のために利用する場合（市が政策を遂行する場合と同様であると位置づける。）。

ウ 市内の各種団体が行政活動の協力目的等で施設を利用するとき

市などの行政機関による協力要請に基づき、市内の各種団体が会議などで施設を利用する場合（行政活動に準ずるものとして取り扱う。）。

なお、市等の行政機関は、各種団体に協力を要請する場合は原則として文書で要請するものとし、各施設においては、その文書により行政活動の協力目的等での利用かどうかの判断を行う。

エ 当該施設の管理運営受託団体が当該施設を公共目的で利用するとき

管理運営団体が本市との委託契約に基づく活動を行うなど、公共目的のために当該施設を利用する場合

オ 市内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校等が教育目的で利用するとき

市内の公私立の保育所（園）、幼稚園、小・中学校等の保育・教育機関が、幼児・児童等の保育・教育活動を行うために施設を利用する場合

カ 構成員の半数以上が75歳以上の者である団体が利用するとき

構成員の半数以上が75歳以上の者である団体が利用する場合

(2) 個人にかかる免除規定

これまで、障害者、高齢者、小・中学生について、「免除」対象としていたものについては、「減額」対象に変更することとする。また、生活保護受給者・生活困窮者等については、受益者負担の原則から、全庁的な統一基準としては減額免除の対象としないが、必要に応じて個別施設ごとに対応するものとする。

ア 75歳以上の者が利用するとき

団体の場合と同様に、75歳以上の者については免除するものとする。

イ 学齢前の幼児が利用するとき

学齢前の幼児が施設を利用するときは免除とする。

(3) 免除回数の制限

施設の利用枠に一定の限界があることから、免除する回数を制限することによって、より公平性を確保することができる場合には、必要に応じて、施設ごとに免除回数の上限を設定できるものとする。

3 減額の適用基準

(1) 減額率の設定

利用者而非利用者間の公平性を担保するうえで、利用者である受益者が負担する分と公費で負担する分を等分することが最も理解を得られやすいと考えられることから、減額率は一律に50%とする。

(2) 団体にかかる減額規定

ア 市が後援、協力、協賛するとき

主催団体の自主性・自立性をいっそう促進する観点から、「減額」対象として取り扱う。

イ 市内の保育所（園）、幼稚園、小・中学校、聾学校、養護学校以外の学校が教育目的で利用するとき

ウ 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき

エ 構成員の半数以上が障害者である団体が利用するとき

障害者（身体障害者・知的障害者・精神障害者）の社会参加をいっそう促進する観点から、構成員の半数以上が障害者である団体が施設を利用する場合

オ 構成員の半数以上が65歳以上75歳未満の者の団体が利用するとき

カ 構成員の半数以上が小・中学生の団体が利用するとき

(3) 個人にかかる減額規定

ア 障害者（介助者1名含む）が利用するとき

イ 65歳以上75歳未満の者が利用するとき

ウ 小・中学生が利用するとき

(4) その他の取り扱い

ア 施設の目的外利用時の減額・免除の適用

減額・免除の適用は、目的外利用時についても目的内利用時と同様に取り扱う。

イ 免除・減額事務の省略

使用料を減額・免除する場合、基本的には、その都度の申請に基づき決定すべきものであるが、利用者にとって事務手続きが煩雑になるため、申請の簡素化を検討する。

特に個人利用の場合は、当初から、減額・免除規定の適用後の金額を設定することについて検討する必要がある。

ウ 資格確認の徹底

身分証明書、各種障害者手帳、団体名簿、行政からの文書等の提示を求めることにより、減額・免除対象者の年齢、障害の有無、団体の構成人数、団体の性格等の確認を徹底すること。

V 激変緩和措置

時間単価の考え方による原価の算定や施設の性質別分類による負担割合の考え方、減免制度の見直しにより、急激に大幅な値上げとならないように、次の見直し時期である平成〇〇年度までの3年間は激変緩和措置をとるものとする。激変緩和措置の具体的内容については使用料額が現行料金の「1.5倍」を超える場合は、基本的に概ね1.5倍を上限とする「暫定料金」を設定する。

ただし、貸し出しをする部屋の面積に相当の違いがあるにもかかわらず、現行上、同一料金になっている場合は、受益者負担の観点から不合理であることから、施設の大きさにより現行料金の2倍を上限とする。

使用料・手数料等の現状分析および見直し要領

1 目的

市が提供しているさまざまな行政サービスに対する受益者負担（使用料・手数料・負担金等）について現状分析するとともにその負担の方法・程度が適切かどうか見直します。その際、サービスの提供のために必要なコストについて考慮する（コスト意識を高める）とともに、そのサービスを受ける者と受けない者（受けることができる者とできない者）の負担の公平性も重視することとし、すべての受益者負担について全庁的に統一的な観点から見直しを行います。この見直しにより、事務・事業の推進（施設の管理）の効率化・適正化を図り、市民サービスの一層の向上に努めることとします。

2 見直しの対象

市が提供している行政サービスの受益者負担としての使用料、手数料、負担金等のすべてを見直しの対象とします。ただし、負担金のうち、国と地方公共団体との間および地方公共団体相互の間に見られる経費の負担に係るものは除きます（見直し対象の具体的内容は、「使用料・手数料等の見直し基準」による。）。

なお、見直しに当たっては、実質的に行政サービスを提供しているにもかかわらず、例規上、徴収の定めがないなどの理由から、受益者負担を徴収していないものを含むものとします。

3 見直しの手順

見直しに当たっては、①現状分析→②現状分析結果（およびその理由）→③見直しの検討→④見直し検討結果（およびその理由）という順に分析・検討していきます。

すなわち、まず、使用料・手数料等の現状の分析を行い、その分析結果およびその判断理由を明らかにします。次に、現状分析の結果を基に、個々の使用料・手数料等の見直しの方策について検討するとともにその判断理由を明らかにします。具体的には、「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」を作成していく過程を通じて、個々の行政サービスの問題点を明らかにしながら、受益者負担の見直し方策について具体的に検討していきます。

4 「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」の作成

(1) 調書作成に当たって

上記「3」の分析作業を、項目ごとに整理し、系統的に検討・分析するために、別紙「使用料・手数料等の現状分析および見直し調書」の作成を行います。調書では、A分析内容→B分析結果およびその理由→C見直しの検討→D見直し検討結果およびその理由という順に分析・検討していきます。

調書の作成に当たっては、改革・改善への問題意識を持ち、予断を排し、

現状に甘んじることなく客観的に行うこととします。改革・改善に向けた努力をすることなく、現状を追認するような方向へ意図的に検討結果を導くことは、厳に慎んでください。

(2) 重点的見直し項目

見直しに当たっての重点項目は別紙「重点的見直し項目について」に示しています。これに該当する項目については、必ず見直しを検討することとします。

(3) 受益者負担の内容・性質による分類

分析に当たってすべての使用料・手数料等をまとめて分析するのでは、分析の対象があいまいとなり、有効な分析結果が期待できなくなるおそれがあるため、受益者負担の内容・性質により使用料・手数料等を分類し、その分類ごとに個別に分析することとします。

例えば、ホール、会議室、テニスコート、プール、浴場の施設を備えた複合施設の使用料の中には、ホール使用料、会議室使用料、冷暖房施設使用料、音響装置使用料、テニスコート使用料、夜間照明使用料、プール使用料、入浴料、ロッカー使用料等が見込まれますが、これらすべてをまとめて分析するのではなく、次のように使用料の内容・性質ごとに分類し、それぞれの分類ごとに個別に分析してください。

ホール・会議室使用料： ホール使用料、会議室使用料、冷暖房施設使用料、音響装置使用料

テニスコート使用料： テニスコート使用料、夜間照明使用料

プール使用料： プール使用料、ロッカー使用料

入浴料： 入浴料、ロッカー使用料

(4) 経費（コスト）の分析に当たっての留意点

施設または事務を行うために必要な経費には、維持管理費（電気代、水道料、ソフト賃借料、警備・清掃委託料）、施設修繕費、人件費等が考えられますが、企業会計では建物建設費、大規模修繕費等を含める場合もあります。ここでは、サービスを提供するために必要なコストについて、全庁統一的な基準に基づき客観的に検討することを目標としているため、経費の内容を標準化することとし、最低限必要な費用は必ず計上することとします。

受益者負担の内容・性質により、対象となる経費の内訳は異なってくるものと考えられますが、特別な理由がない限り、維持管理費（電気代、水道料、ソフト賃借料、警備・清掃委託料）、施設修繕費、人件費については、そのサービスの提供のために必要とされる額を、固定的な費用として必ず算定するようにしてください。

なお、人件費については、別紙「人件費の算定について」に示す標準モデルを基に、必要に応じて、按分、日割り、月割り等により適切な人件費を算定してください。

見直しに当たっては、使用料・手数料等の収入額（受益者負担の徴収金額：a）、サービスの提供のために必要な経費（施設の維持または事務を行うために必要な経費：b）、減免額を金額に換算した額（c）を比較することに

より、コスト意識を高めることとし、後に述べるように、経費に比べて極端に収入の割合が低かったり、減免制度の適用により実際の収入が極端に少ないものについては、施設や事務のあり方、減免制度のあり方そのものについて根本的な見直しを行ってください。

(5) 経費に対する収入（受益者負担の額）と減免額の合計の割合

$(\text{収入額 } a + \text{減免額 } c) / \text{経費 } b \times 100 (\%)$

この割合が低い場合は、制度の見直しをしてください。特に、この割合が50%を下回っている場合は、次の観点から必ず見直しを行ってください。

ア 外部委託の推進等、一層の経費の節減を図ること。

イ 受益者負担の金額が適正であるか再検討し、使用料・手数料等の改定を検討すること。

ウ 施設の場合は廃止・統合、地元への移管、指定管理者制度への移行を必ず検討してください。

(6) 減免金額の算定

使用料・手数料等の徴収に当たって、減免制度がある場合は、減免申請書等の控えから、その減免金額の合計を算定してください（やむを得ない場合は推定により算定してください）。

なお、減免金額を推定した場合は、減免対象者の把握ができていないということであるため、今後の改善方策として、減免の許可に当たって、減免対象者の内訳・人数を把握していくよう努めるとともに、必要に応じ、減免申請書の様式の改善を検討してください。

(7) 収入（受益者負担の額）と減免額の合計に対する減免額の割合

$\text{減免額 } c / (\text{収入額 } a + \text{減免額 } c) \times 100 (\%)$

この割合が高い場合は、制度の見直しをしてください。特に、この割合が50%以上の場合は、サービスの提供をするためには、必ず経費がかかっていることを再認識し、次の観点から必ず見直しを行ってください。

ア 現在の減免制度は適切か。減免制度のあり方の見直し。

イ 利用者が施設の近くに住んでいる人に偏在していないか。

ウ 利用しない人（利用できない人）との公平性は保たれているか。

(8) 調書の記入は箇条書きとし、できるだけ具体的かつ簡潔に記入してください。

(9) 「3 利用者数等の状況・推移」は、施設を前提とした検討項目です。これらを除き、見直しの検討に当たっては、原則としてすべての項目について検討してください。

(10) 料金表や他都市の事例等の資料がある場合は「別紙のとおり」と記載し、できるだけA4版に整理してください。

(11) 検討の結果、見直しをする場合は、別紙「使用料・手数料・負担金等の見直し基準」に基づき行うこと。

5 基準日

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在とします。

なお、維持管理費および施設修繕費については、平成〇〇年度（当初予算または決算のいずれかを指定）をベースに算定してください（人件費については「人件費の算定について」を参照のこと。）。

- 6 提出締切日
平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 7 提出先および問合せ先
〇〇部〇〇課

（参考）重点的見直し項目について

今回の見直しの重点項目は次のとおりである。ここに掲載している「見直し検討項目の例示」は、見直しの下限を示したものであり、例示で示した項目については必ず見直しを検討するものとし、これ以外の項目についても、積極的な見直しを行うものとする。

- I 未徴収のものまたは受益者負担の額に比べて行政の負担が過大のものはないか。

行政が実質的にサービスを提供しているにもかかわらず、受益者負担を徴収していないものはないか。また、徴収しているが、そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものはないか。

→ 対応： 現在、受益者負担を徴収していないものについては受益者負担の徴収を検討する。また、行政の負担が過大なものは、行政負担に見合うような額への改正を行う。

（見直し検討項目の例示）

ア 証明書を交付するに当たって、適切な手数料を徴収していないものは徴収を検討

イ 証明書の交付に当たって、交付に要する経費・手間に比べて、手数料が低く抑えられているものは適切な手数料額に改定

- II 公平性の観点、社会的条件の変化から見直しの必要なものはないか。

これまで、一定の目的により減免制度を設けてきたが、公平性の観点から、今後も減免制度を継続していくことが適切か。また、社会的条件の変化から、減免制度を継続することがふさわしくないものはないか。

→ 対応： 公平性の観点、社会的条件の変化により、無償または減額の措置を継続することが適切でないものは、見直しを行う。

(見直し検討項目の例示)

- ア 出先機関での職員の駐車場使用料の徴収
- イ 市政記者クラブ等,市の施設を利用している外部の団体の電話代,電気代,本庁地下駐車場使用料等の徴収
- ウ 議員が本庁地下駐車場を使用する場合の使用料の徴収および費用弁償の見直し
- エ 現在の社会経済の状況から,減免制度を継続していくことが適切でないものは,減免制度の廃止・縮小
- オ 減免制度の適用に当たって,本人確認・資格確認の徹底

Ⅲ コストの面から見直しすべき点はないか。

収入と経費の比較を行い,コスト意識の観点から見直しをすべき点はないか。

→ 対応: 使用料・手数料収入の総額に比して経費が過大であるものについては,経費節減に向けて一層の努力をしていくとともに,収入増の方策について検討する。

合わせて,そのサービスの提供を今後も継続するべきかどうかを検討する(サービスの廃止・休止の検討)。

(見直し検討項目の例示)

- ア 利用者数の増,収入額の増に向けた方策を検討する。
- イ 施設の運営管理に当たって,直営から指定管理者制度への移行を検討する。
- ウ そのサービスの継続の必要性を再検討し,サービスの廃止・休止を検討する。

Ⅳ 経費を増大させずに市民サービスを拡大する手法はないか。

市民サービスの拡大の観点から,新たな経費をかけずに利用者の利便性を増加させる方策は検討したか。

→ 対応: 職員の勤務体制の工夫により,施設の利用時間の弾力化,利用方法の弾力化を図るなど,経費を増加させずに,サービスを向上させることはできないか。

(見直し検討項目の例示)

- ア 施設開館時間・開館日の見直し
利用者の増加を図るため,開館時間の延長(休日・祝日前の開館時間の延長等)を行う。
年末・年始等の開館日の拡大を検討する。
- イ 利用時間帯の弾力化
1時間単位で利用できるよう変更する。
会議室利用時間の「正午から午後1時まで」「午後5時から6時まで」を利用可能時間に追加する。
- ウ 利用料金の再検討
原則として午前・午後・夜間の区分をなくし,同一料金とする。

これまで、夜間に多くの光熱費等の経費がかかることや、利用が集中するなどの理由により「午前・午後・夜間」という時間帯別の利用区分を行い、使用料の額に差を設定してきたが、現在では、経費に大きな差が見られるわけでもないなど、利用区分ごとに使用料の差を設ける合理性が希薄であることから、今後は差を設定しないこととする。

使用料・手数料等の現状分析および見直し調書

<平成〇〇年度予算・決算ベース>

使用料・手数料名	部局名	課・室名	
分析項目	A:分析内容	B:分析結果およびその理由	C:見直しの検討
1 使用料・手数料等の対象	何を対象に徴収しているのか。		市民ニーズ、社会ニーズの変化により、そのサービスの提供を継続していく必要性・権限性が薄れてきていないか。 →該当するものは廃止・休止・縮小を検討
2 使用料・手数料等の性格・目的	どのような性格・目的で徴収するのか。		市が実施するよりも、民間に任せの方が効率的・効果的ではないのか。 →長熟化、指定管理者制度への移行を検討
3 (施設の場合) 利用者数等の状況・推移	(1)過去10年間の利用者数の推移はどうか。 (2)利用者数は減少していないか、また、減少している場合、その理由は何か。 (3)利用者が偏っていないか(年齢層、地域)。		ア)利用者が少ないとはいえないか。 →利用者が極端に少ない場合は、施設の廃止・統合を検討 イ)利用者数を増加させるための新たな方法は検討したか。 →増加策を講じても増加しない場合は、施設の廃止・統合、地元への移管等を検討 ウ)施設の本来の目的を達成しているか。 →目的を達成していない場合は、施設の廃止・統合を、利用前に備りがある場合は地元への移管等を検討 →指定管理者制度への移行の検討
4 現在の使用料・手数料等の徴収金額	現在の徴収金額の概要(料金表を添付)		ア)現在、使用料・手数料等を徴収しているが、受益者負担の額に比べて、そのサービスを提供するための行政の負担が過大となっているものはないか(例、監別費)。 →行政の負担に見合った受益者負担の徴収を検討 イ)実際にサービスを提供しているのに、受益者負担を徴収していないサービスはないか。 →新たな受益者負担の徴収を検討
5 収入金額の合計と経費の比較	(1)一年間の収入(受益者負担の徴収金額)の合計はいくらか。(a:千円) (2)その施設を維持する(その事業を行う)ために必要な経費はそれぞれはいくらか。 ・維持管理費(電気・水道料・ソフト賃借料、整備・清掃委託料等) ・施設修繕費 ・人件費 ・合計(b:千円) (3)収入と経費との差額(a-b)はいくらか。		ア)経費に対する収入(受益者負担の額)と減免額の合計の割合 $[(a+c)/b \times 100]$ (%)はいくらか。 イ)上記の割合は適切か(50%を下回っていないか)。 ウ)外部委託等、一層の経費削減はできないか。 →指定管理者制度への移行を検討 エ)使用料・手数料等の改定を検討できないか。 オ)経費に対する収入の割合が低い施設については、廃止・統合、地元への移管を検討する。

使用料・手数料名	部局名	課・室名	
分析項目	A:分析内容	B:分析結果およびその理由	C:見直しの検討
6 減免制度の有無およびその内容	(1)減免制度はあるか。(有 無) (2)減免の内容(具体的に) (3)減免を金額に換算するといくらになるか(必ず、積算すること!やむを得ない場合は、推定により算定すること。)(c:千円)		ア)現在の市民ニーズ、社会経済状況から判断して、その減免制度は適切か(公平性の観点から存続が必要か、不要な制度となっていないか)。 →減免制度の見直しの検討 イ)減免対象者の年齢、資格等を身分証明書等で確認するなど、資格確認を徹底しているか。 →本人確認・資格確認の徹底 ウ)減免申請者の利用目的は本来の減免の対象となっているか(本来の減免対象以外のもので減免していないか、減免の趣旨を拡大解釈または逸脱していないか)。 →減免の適用に当たって適切に対応 エ)減免の対象者の認定方法は適切か(団体の代表者が減免対象者であることを理由に、減免対象とならない入まで減免していないか)。 →減免申請書の改定を検討 オ)収入(受益者負担の額)と減免額の合計に対する減免額の割合 $[(c/a+c) \times 100]$ (%)はいくらか。 カ)上記の割合は適切か(10%以上を占めていないか)。 キ)現在の減免制度は、適切か。減免制度の見直しの必要はないか。
7 類似施設(事務)・類似都市との比較	(1)類似施設(事務)の使用料・手数料等はどうか。 (2)民間等の類似・同様施設(事務)の使用料・手数料等はどうか。 (3)類似都市の使用料・手数料等はどうか。 (4)施設や設備の充実度(事務処理内容の充実度)や施設の新しさ(事務の特殊性)等から判断して、類似施設(事務)に対する付加価値はないか。		ア)他の類似施設(事務)と比べて低い水準になっていないか。 → 同水準以上への改定を検討 イ)民間の類似・同様施設(事務)と比べて低い水準になっていないか。 → 同水準以上への改定を検討 ウ)類似都市の施設(事務)と比べて低い水準になっていないか。 → 同水準以上への改定を検討 エ)施設や設備の充実度(事務の高度性)や施設の新しさ(事務の特殊性)等の付加価値はないか。 → 付加価値に相当する部分について、他の類似施設(事務)よりも受益者負担を高くすることを検討
8 国または県の基準との比較	国または県において基準や金額の定めはないか。		国または県の基準等に比べて低い水準になっていないか。 → 国または県の基準に合わせる
9 最近の見直し実績およびその内容	(1)見直し時期(平成 年 月) (2)見直し内容		ア)直近の見直しから3年以上経過していないか。 → 3年以上経過しているものは、早急に見直しする。 イ)これまでの改定経過は適切であったか(改定が形式化していなかったか)。
10 総括	経費を増大させずに市民サービスを拡大する方を検討したか。また、上記1~9までの見直し検討項目以外で見直しはないか。		すべての見直しを行うことによる影響額(収入または歳出) (平成〇〇年当初予算ー平成〇〇年当初予算)＝

(使用料・手数料等見直し用)

人件費の算定について

施設または事務を行うために必要な経費を算定する際には、維持管理費、施設修繕費に人件費を含めた額を「サービスを提供するために必要な経費」として算定します。人件費は、次に示す標準モデルにより算定してください。

1 職員の人件費の算定について

○ 1人あたり年間平均給与(単位:円,時間)

	9年度	10年度	12年度	13年度	14年度	15年度
給与額	7,941,000	8,239,000	8,282,000	8,233,000	8,269,000	8,083,000
年間勤務時間数 (8時間/日)	1,952	1,952	1,960	1,960	1,952	1,952

(算定方法) 人件費の算定例

従事者の延べ人数は、小数点第3位未満を切り捨てます。
人件費の総額に千円未満の端数がある場合は切り上げます。

① 1年間 3人が従事

年間延べ人数: 3人

$$8,083,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 24,249,000 \text{ 円} \rightarrow 24,249 \text{ 千円 (千円未満切り上げ)}$$

② 2ヶ月間 5人が従事

年間延べ人数: $5 \text{ 人} \times 2 \text{ ヶ月} \div 12 \text{ ヶ月} =$

0.83 人 (小数点第3位未満切り捨て)

$$8,083,000 \text{ 円} \times 0.83 = 6,708,890 \text{ 円} \rightarrow 6,709 \text{ 千円 (千円未満切り上げ)}$$

③ 6日間 14人が従事

年間延べ人数: $14 \text{ 人} \times 8 \text{ 時間} \times 6 \text{ 日間} \div 1952 \text{ 時間} =$

0.34 人 (小数点3位未満切り捨て)

$$8,083,000 \text{ 円} \times 0.34 = 2,748,220 \text{ 円} \rightarrow 2,749 \text{ 千円 (千円未満切り上げ)}$$

④ 5時間 9人が従事 (時間外勤務も含む)

年間延べ人数: $9 \text{ 人} \times 5 \text{ 時間} \div 1952 \text{ 時間} =$

0.02 人 (小数点3位未満切り捨て)

$$8,083,000 \text{ 円} \times 0.02 = 161,660 \text{ 円} \rightarrow 162 \text{ 千円 (千円未満切り上げ)}$$

⑤ 1人の職員が勤務の3分の1を費やし従事する場合

年間延べ人数: $1 \text{ 人} \times 1/3 =$

0.33 人 (小数点3位未満切り捨て)

$$8,083,000 \text{ 円} \times 0.33 = 2,667,390 \text{ 円} \rightarrow 2,668 \text{ 千円 (千円未満切り上げ)}$$

⑥ 上記の②, ③, ④が組み合わさる場合

まず, それぞれの場合の延べ人数を算定し, その合計に年間給与を乗じて積算する。
 ②により0.83人 ③により0.34人 ④により0.02人であることから,

$$0.83人 + 0.34人 + 0.02人 = 1.19人 \text{ (小数点3位未満切り捨て)}$$

$$8,083,000 \text{ 円} \times 1.19 = 9,618,770 \text{ 円} \rightarrow 9,619 \text{千円 (千円未満切り上げ)}$$

2 非常勤嘱託職員の報酬, 臨時的任用職員の賃金

非常勤嘱託職員および臨時的任用職員の人件費については, 各課において直接予算計上し雇用している場合は, その計上している額を人件費として評価調書に記入してください。
 また, 人事課で計上した予算で雇用している場合は, 次の単価により算定してください。

○非常勤嘱託の月額報酬および臨時的任用職員の時間給 (単位: 円, 時間)

		9年度	10年度	12年度	13年度	14年度	15年度
非常勤 嘱託職 員	報酬 (月額)	149,800	152,900	154,000	154,000	154,000	151,600
	年間勤務時間	1,464	1,470	1,470	1,470	1,464	1,476
	(参考) 1週間の勤務時間	30	30	30	30	30	30
臨時的 任用職 員	賃金 (1時間)	790	810	810	810	810	800
	年間勤務時間	1,464	1,458	1,470	1,470	1,215	1,220
	(参考) 1週間の勤務時間	30	30	29	29	25	25

(注) 人件費の算定においては, 非常勤嘱託職員の場合は月額報酬が, 臨時的任用職員の場合は時間給が人件費算定の基本ベースとなります。

非常勤嘱託職員の場合は月あたりの延べ人数, 臨時的任用職員の場合は1時間あたりの延べ人数を求め, 人件費を算定してください。職員の人件費算定の例に準じて算定してください。